

平成 3 1 年度

静 岡 県 水 防 計 画 書

ダム及び水門編

静 岡 県



## ダム及び水門編 目次

狩野川水系	
狩野川放水路分流堰操作規則	1
富士川水系	
星山放水路水門操作規則(案)	1 5
大倉川農地防災ダム操作規程	2 9
大井川水系	
田代川第二発電所管理規程(案)	5 1
赤石ダム操作規程	8 1
畑薙第一ダム操作規程	1 0 5
畑薙第二ダム操作規程	1 1 9
井川ダム操作規程	1 3 5
奥泉ダム操作規程	1 5 1
長島ダム操作規則	1 7 3
大井川ダム操作規程	2 0 5
千頭ダム操作規程	2 2 5
大間ダム操作規程	2 4 5
寸又川ダム操作規程	2 6 3
境川ダム操作規程	2 8 3
塩郷えん堤管理規程	3 0 5
笹間川ダム操作規程	3 2 1
大代川農地防災ダム操作規定	3 4 1
天竜川水系	
佐久間ダム操作規程	3 5 5
秋葉ダム操作規程	3 7 7
船明ダム操作規程	3 9 7
水窪ダム操作規程	4 1 9
新豊根ダム操作規則	4 3 7
伊東大川水系	
奥野ダム操作規則	4 5 5
青野川水系	
青野大師ダム操作規則	4 8 1
太田川水系	
太田川ダム操作規則	5 0 7
原野谷川農地防災ダム操作規程	5 2 9
都田川水系	
都田川ダム操作規程	5 4 3

ダム及び水門編は、操作規程・規則を記載するものであり、緊急連絡先は水防計画書本編に記す。



狩 野 川 水 系



狩野川水系 狩野川

狩野川放水路分流堰操作規則

平成27年8月12日

中部地方整備局

## 目次

第1章 総 則	(第1条—第4条)
第2章 分流堰の操作の方法等	(第5条—第12条)
第3章 洪水警戒体制	(第13条—第15条)
第4章 雑 則	(第16条—第20条)
附 則	



## 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 静岡県伊豆の国市壺之上地先の狩野川水系狩野川放水路分流堰（以下「分流堰」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 分流堰の操作は、狩野川の流水を狩野川放水路（以下「放水路」という。）に分流することにより、狩野川の洪水を防御することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この操作規則において「機側操作」とは、伊豆長岡出張所に設置した操作室において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいい、「遠隔操作」とは、沼津河川国道事務所伊豆長岡出張所庁舎内の操作室において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認し、カメラ映像や水位計のデータ等を確認しながら行う操作をいう。

(操作の基本方針)

第4条 分流堰の操作の基本方針は次のとおりとする。  
分流堰の操作は、伊豆長岡出張所操作室からの操作とする。

## 第2章 分流堰の操作の方法等

(はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法)

第5条 沼津河川国道事務所長（以下「所長」という。）は、静岡県伊豆の国市古奈地先の古奈水位観測所において観測した狩野川の水位（以下「古奈水位」という。）が標高10.60m以上で、さらに上昇するおそれがあるときは、固定堰の自然溢流状態を保ちながら分流堰のゲートを開くものとする。

2 所長は放水路への流入量が毎秒2,000 $\text{m}^3$ 以上になるおそれがあるときは、放水路への流入量が毎秒2,000 $\text{m}^3$ を超えないように分流堰のゲートを操作するものとする。

3 所長は、古奈水位が10.60m未満であるとき、又は10.60mに達してもさらに上昇するおそれがないときは、分流堰のすべてのゲートを全閉しておくものとする。

(はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法)

第6条 所長は、前条の操作を行っている場合において、徳倉水位が標高10.70m（標

高3.50mを0とした量水標の水位で7.20m)を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、遠隔操作を安全に行えないと判断される場合には、遠隔操作を行っている操作員（以下「遠隔操作員」という。）に退避を指示するものとする。

また、遠隔操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

（津波のおそれがあるときの地震時の操作方法）

第7条 該当なし

（平水時における操作の方法）

第8条 所長は、古奈水位が10.60m未満であるとき、又は10.60mに達してもさらに上昇するおそれがないときは、分流堰のすべてのゲートを全閉しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第9条 所長は、事故やその他やむを得ない事情があると認められるときは、必要な限度において、前条に規程する方法以外の方法より、分流堰を操作することができるものとする。

（操作上の配慮）

第10条 所長は、分流堰の操作にあたっては、分流堰附近の水位に急激な変動を生じないように配慮するものとする。

（通告及び警告）

第11条 所長は、分流堰を操作することにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、中部地方整備局長（以下「局長」という。）の定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、分流堰を操作することにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、局長の定めるところにより、あらかじめ一般に警告するものとする。

（操作に関する記録）

第12条 所長は、分流堰のゲートを操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作したゲートの名称及び開度
- 四 操作の際に行った通知の相手方及び内容、並びに警告の内容

- 五 操作の理由
- 六 その他参考となるべき事項

### 第3章 警戒体制

#### (洪水警戒体制の実施)

- 第13条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制をとるものとする。
- 一 静岡県伊豆の国市大仁地先の大仁水位観測所において測定した狩野川の水位（以下「大仁水位」という。）が1.00mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
  - 二 狩野川に洪水注意報又は洪水警報が発せられ、出水が予想されるとき。
  - 三 その他洪水が発生するおそれがあるとき。

#### (警戒体制における措置)

- 第14条 所長は洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。
- 一 洪水時において分流堰を適切に操作することができる要員を確保すること。
  - 二 分流堰及び分流堰を操作するため必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。以下同じ）及び整備を行うこと。
  - 三 分流堰の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡、並びに情報の収集を密にすること。
  - 四 その他分流堰の管理上必要な措置

#### (警戒体制の解除)

- 第15条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

### 第4章 雑 則

#### (点検及び整備)

- 第16条 所長は、分流堰及び分流堰を操作するための必要な機械器具等については毎月1回以上、局長の定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

#### (地震発生後の点検)

- 第17条 所長は、管内の地震観測所において震度5弱以上の地震が発生した場合及び震度4を観測し以下のいずれかに該当する場合は、速やかに分流堰及び分流堰を操作する機械器具等について点検を行うものとする。なお津波の恐れがある場合はこの限りではない。
- 一 出水により水防団待機水位を超えてはん濫注意水位に達する恐れのある場合。
  - 二 直前に発生した地震または出水、もしくはその他原因により分流堰が被災してお

り、新たな被害の発生が懸念される場合。

- 2 前項のほか震度4を観測した場合は、地震発生の当日以降の平日の平常時巡視により分流堰の点検を行うものとする。

(観測)

第18条 所長は、古奈水位、大仁水位、その他分流堰を操作するため必要な事項は、局長の定めるところにより観測するものとする。

(日報等)

第19条 所長は、分流堰の管理に関する事項については、局長の定めるところにより、記録を作成し、これらを保存するものとする。(局長への委任)

(細則)

第20条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のため必要な事項は、局長が定める。

附 則

この操作規則は、昭和46年7月26日から施行する。

改正後の本操作規則は、平成27年8月12日から施行する。

狩野川水系 狩野川

狩野川放水路分流堰操作細則

平成27年8月12日

中部地方整備局

(通 則)

第 1 条 狩野川水系狩野川放水路分流堰の操作については、狩野川水系狩野川放水路分流堰操作規則（以下「規則」という）に定めるもののほか、この操作細則（以下「細則」という。）の定めるところによるものとする。

(操作上の注意)

第 2 条 規則第 5 条、第 6 条のゲート操作は、次の各号の定めるところにより行わなければならない。

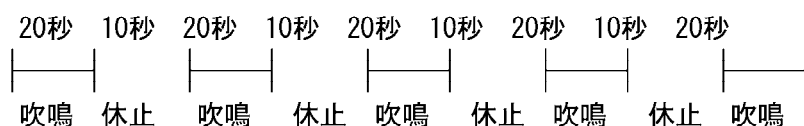
- 一 ゲートを開くときは、1 回のゲートの開度は分流開始後 1 時間は 25 cm 以下とすること。
- 二 ゲートを操作する時間間隔は 10 分以上とする。
- 三 特殊な場合は上記の対象外とする。

(通知と周知)

第 3 条 規則第 11 条第 1 項に定める通知は別表－ 1 に掲げる関係機関に対してすみやかに行い、分流開始直前に終了しなければならない。

2 規則第 11 条第 2 項の警告は、サイレンの吹鳴および警報車により一般に周知させねばならない。

3 前項のサイレンの設置箇所は別表－ 2 のとおりとし、吹鳴の方法は次に定めるところによるものとする。



4 第 2 項の警報車により警告する方法および事項は、警報車に設置したスピーカーにより放水路の水位が増加する時刻等とする。

(関係機関との連絡等)

第 4 条 規則第 14 条三に規定する関係機関は別表－ 1 によるものとする。

(洪水警戒体制における措置)

第 5 条 規則第 13 条一の規定については、職員等の呼集、業務分担及び配置その他必要な事項については、職員については「災害対策要領」において、あらかじめ定めておかななければならない。

(点検及び整備)

第 6 条 規則第 15 条に規定する点検及び整備については、別紙様式－ 1 により行うものとする。

る。

(地震発生後の点検)

第7条 規則第17条に規定する管内の地震観測所とは、別表－3によるものとし、点検は、別途定める「地震発生後の河川管理施設及び許可工作物の点検要領」により行うものとする。

(観測)

第8条 規則第18条に規定する観測は、別表－4により行うものとする。

(日報等)

第9条 第規則第19条に規定する記録は、以下により作成するものとする。なお別紙様式4については後日、操作装置の記録より転記するものとする。

- 一 別紙様式2 操作月報
- 二 別紙様式3 操作年報
- 三 別紙様式4 自動及び遠隔操作日報
- 四 別紙様式5の1, 2 操作日報

(報告事項)

第10条 次の各号に掲げる場合において、すみやかにその状況を局長に報告しなければならない。

- 一 規則第9条の規定により洪水を分流したとき。
- 二 規則第13条の規定により洪水警戒体制をとったとき、および規則第14条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。
- 三 分流堰本体、附属施設、放水路に異常を認めたとき。

附 則

この操作細則は、昭和46年7月26日から実施する。

改正後の本操作細則は、平成27年8月12日から実施する。

## 分流に関する通知先

別表－1

機 関 名	所 在 地	T E L
沼津土木事務所長	沼津市高島本町1番の3	055-920-2213
沼津市長	沼津市御幸町16-1	055-934-2531
伊豆の国市長	伊豆の国市長岡340-1	055-948-1412
沼津警察署長	沼津市平町19番11号	055-952-0100

## サイレン警報所

別表－2

警 報 所 名	所 在 地	警 報 担 当 者	連絡方法
狩野川放水路警報所	伊豆の国市塚榎ヶ洞1849の3	狩野川放水路管理所	無 線
狩野川放水路管理所	伊豆の国市壺の上	狩野川放水路管理所	直 接

別表－3

市町村	設置者	観測所
沼津市	自治体	沼津市高島本町
	自治体	沼津市御幸町
三島市	気象庁	三島市東本町
	自治体	三島市大社町
富士市	国土交通省	富士国道維持（出）
	自治体	富士市本市場
	自治体	富士市永田町
伊豆市	国土交通省	湯ヶ島（出）
	国土交通省	八幡
	自治体	伊豆市小立野
	自治体	伊豆市市山
	自治体	伊豆市八幡
伊豆の国市	国土交通省	伊豆長岡（出）
	自治体	伊豆の国市長岡
	自治体	伊豆の国市四日町
	自治体	伊豆の国市田京
田方郡函南町	自治体	函南町平井
駿東郡清水町	自治体	静岡清水町堂庭
駿東郡長泉町	国土交通省	沼津国道維持（出）
	自治体	長泉町中土狩



別表4

調査又は観測事項

事 項	項 目
気象	天気
	気圧
	気温
	風
	降水量
水象	水位
	分流堰

別表 5, 6, 7 (省略)







富 士 川 水 系



富 士 川 水 系

## 星山放水路水門操作規則（案）

# 星山放水路水門操作規則(案)

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、1級河川富士川水系星山放水路水門（以下「水門」という。）の操作の方法のほか、潤井川の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(水門及びゲートの諸元等)

第 2 条 水門に付随したゲート及び潤井川本川並びに放水路の管理上参考となるべき事項は、次のとおりである。

(1) 水 門

イ. 型 式 鋼製ローラーゲート

ロ. 純径間及び扉高 2 8 m 0 0 × 2 m 9 0

ハ. 水門の開閉の速さ 1 分につき 3 0 c m

(2) 維持流量

潤井川本川維持流量 3 5 m<sup>3</sup>/S

(内 1 3, 9 1 5 m<sup>3</sup>/Sは発電最大取水量)

(洪水及び洪水時)

第 3 条 この規則において「洪水」とは、富士宮市黒田字南部谷戸350の14地先黒田水位観測所（以下「黒田水位観測所」という。）の流下量が35m<sup>3</sup>/S以上であることをいい、「洪水時」とは洪水が発生している時をいう。

(洪水警戒時)

第 4 条 この規則において「洪水警戒時」とは、潤井川に係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として、暴風雨警報又は大雨警報が発令され、又はその他洪水の発生するおそれ大きいと認められるに至った時から洪水時に至るまで、又は洪水時に至ることがなくこれらの警報が解除され、若しくは切り替えられ、洪水の発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間とする。

(予備警戒時)



第 5 条 この規則において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として風雨注意報又は大雨注意報が発令され、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から洪水警報時に至るまで、又は洪水警戒時に至ることなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(流下量の算定方法)

第 6 条 水門地点の流下量は、淀師水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

## 第 2 章 水門の管理の原則

(水門地点の直上流の水位制限)

第 7 条 水門直上流の水位は計画高水位（TP110.65）を超えてはならない。

(水門から星山放水路に放流ができる場合)

第 8 条 水門からの放流（以下「水門放流」という。）は、次の各号の一に該当する場合に限りすることができるものとする。

(1) 前条の規定を守るため必要があるとき。

(2) 淀師水位観測所での流下量が  $3.5 \text{ m}^3/\text{S}$  以上となって水門放流の必要が生じたとき。

(3) 水門又はその他の工作物の点検又は整備のため必要があるとき。

(4) その他やむを得ない必要があるとき。

(星山放水路への放流量増加の方法)

第 9 条 水門放流は、富士川の水位の急激な変動を生じないようにするものとしなければならない。

(水門放流の際の関係機関に対する通知)

第 10 条 水門放流の際にはあらかじめ別表 1 に定めるところのより関係機関に通知するものとする。

(水門放流の際の一般に周知させるための通知)

第 11 条 水門放流の際一般に周知させるための必要な措置は、星山放水路から富士

川国道橋までの区間について別表2に掲げるサイレンにより行うものとする。

(水門の操作に関する記録の作成)

第 12 条 水門のゲートを操作した場合には、次の各号に掲げる事項を記録してなければならない。

(1) 操作の理由

(2) ゲートの開閉を始めた時刻及びこれを終えた時におけるその開度

(3) ゲート放流の最大放流量とその時刻

(点検及び整備等)

第 13 条 水門ならびにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に、又は時宜にその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。

### 第3章 洪水に対する措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第 14 条 予備警戒時には、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 洪水時において水門を適切に管理することができる要員を確保すること。

(2) ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警告するためのサイレンその他水門管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。

(3) 気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。

(4) その他水門の管理上必要な措置。

(洪水警戒時における措置)

第 15 条 洪水警戒時には前条第1から第4までに掲げる措置のほか、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 淀師水位観測所の流下量の時間的変化を予測すること。

(洪水時における措置)

第 16 条 洪水時には第14条及び第15条の各項の措置のほか、水門の管理上必要な措置をとらなければならない。

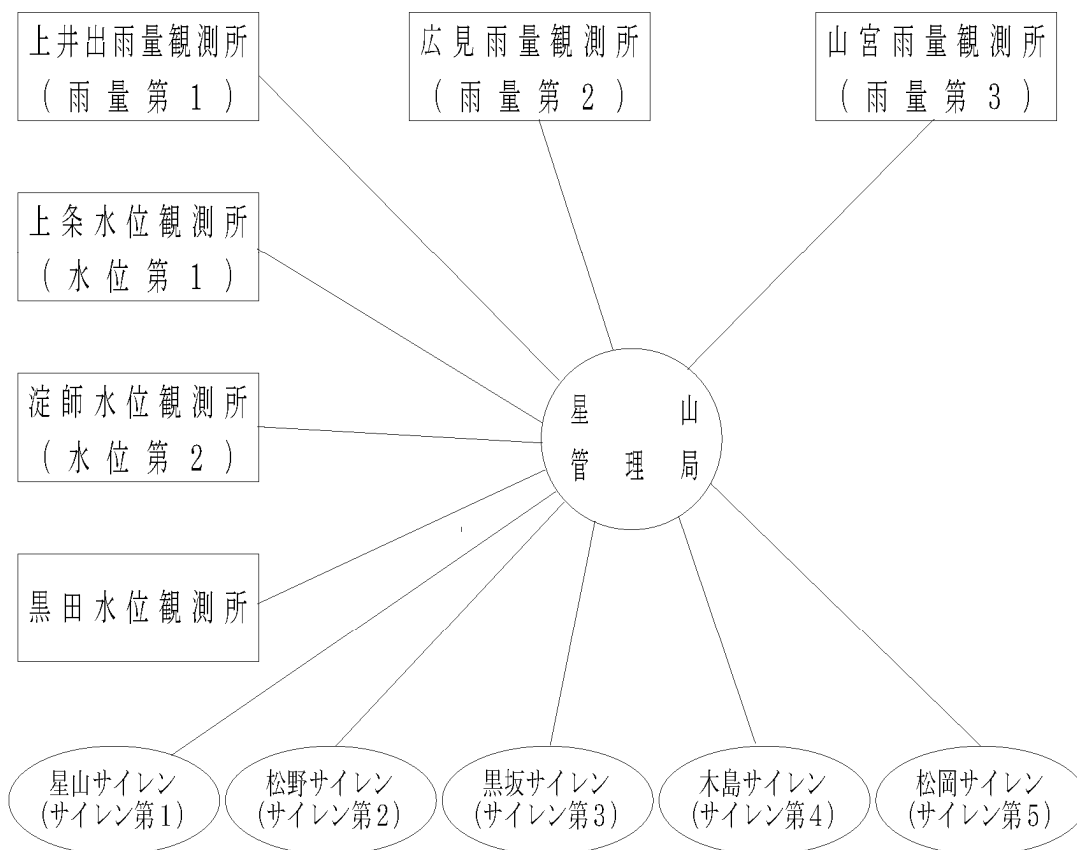
附 則

この規則は、昭和 年 月 日から施行する。



別表(参考)

通信系統図



通信方法 ——— 無 線  
===== 有 線

# 星山放水路水門操作細則

(趣 旨)

第 1 条 星山放水路の操作については、星山放水路水門操作規則に定めるもののほか、この規則に定めるものとする。

(洪水警戒体制)

第 2 条 規則第 4 条に規定するものは、次の各号の一に該当するような場合とする。

(1) 暴風雨警報又は大雨警報が発せられたとき

(2) 広見雨量観測所又は上井出雨量観測所の連続雨量が 80 mm に達し、さらに時間雨量が 20 mm をこえると予想されるとき

(洪水の予測等)

第 3 条 規則第 15 条 (1) 項に規定する流下量の予測については、富士土木事務所長は仮定及び実績資料により雨量パターンと最大流量、洪水継続時間、流下量の時間的变化を予測するものとし、その後入手した気象情報等により漸時これを修正するものとする。

(流入量の算定)

第 4 条 規則第 16 条に規定する流下量は、淀師地点の流量をもって、次式により算定するものとしその水位と流量の関係は別図 1 によるものとする。ただし、水位の上昇及び低下の時間的な割合から算定した数値によって流下量を修正するものとする。

$$Q = 1.1 \times g$$

ただし  $Q$  = 水門地点流下量

$g$  = 淀師流量観測地点の流下量

(水門ゲートの操作の方法)

第 5 条 規則第 8 条の規定により放流の必要がある場合には、次の各号によって行うものとする。

(1) 前条から算定した流下量から  $3.5 \text{ m}^3/\text{S}$  を差引いた分を放水路に放流するものとする。この場合ゲートの開度は別図 2 を参考としておこなうものとする。

(2) 前項の放流は放水路ゲート上流の水位表の水位がT P 1 0 8. 2 5 mになるようにすみやかにゲートを調節しながらおこなうものとする。

(3) 流下量が減少して前条により換算した水門地点流下量が3 5 m<sup>3</sup>/S以下となったとき、すみやかにゲートを閉じるものとする。

(点検整備)

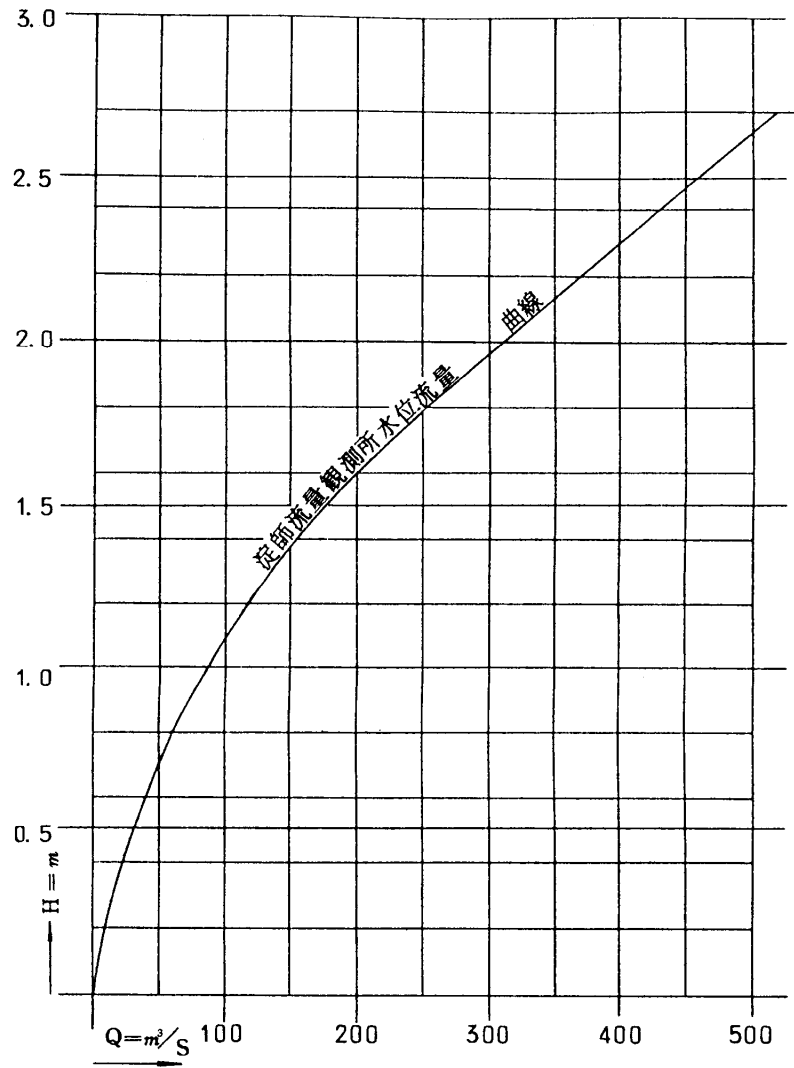
第 6 条 規則第13条に規定する点検及び整備は別表3に定める点検整備基準により行うものとする。

(管理記録)

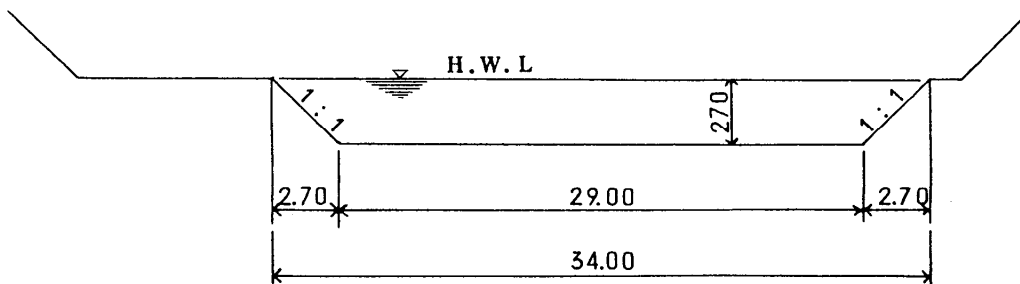
第 7 条 富士土木事務所長は、水門管理記録を備え次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

1. 規則第12条に規定する水門操作に関する記録 別表4
2. 前条に規定する点検及び整備に関する記録 別表4

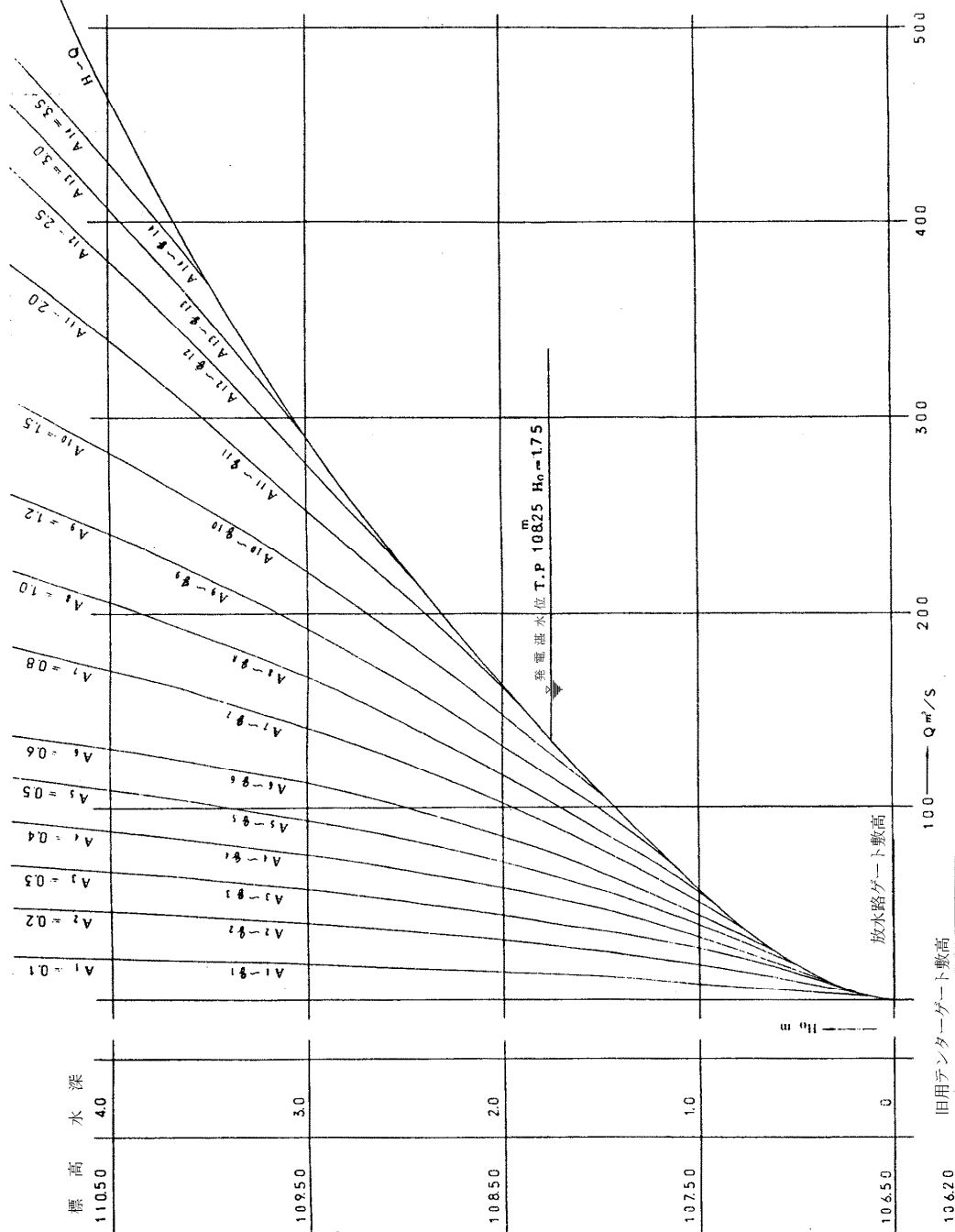
別圖 - 1



觀測地点横断面图



別図 - 2





別表 3

## 点 検 整 備 基 準

区 分	点 検 整 備 基 準
1. ゲート	<p>(1) 扉体捲揚設備（動力を含む。）は、主として渇水期に点検を行い月 1 回は給油を行う。特に流水等により損傷しやすい部分は綿密な点検を要する。</p> <p>(2) その他の設備は、年 1 回の定期点検を行う。</p>
2. 黒田地先流量及び水位観測設備	洪水流量測定を行うための設備並びにこれに使用する計器用具等は毎月 1 回
3. テレメーター付自動雨量水位観測設備	常に機能を整備し、良好な状態を確保すること。
4. 放流警報設備	各警報所は毎月 1 回巡視し、洪水警戒体制又は水門放流を予想される場合はその都度監視局よりテスト制御を行い警報所の電源状態の確認を行う。
5. 警報用掲示板	年 2 回設置箇所を巡視し、員数及び塗装破損状態を調べ修理を要するものはその対策を講ずること。

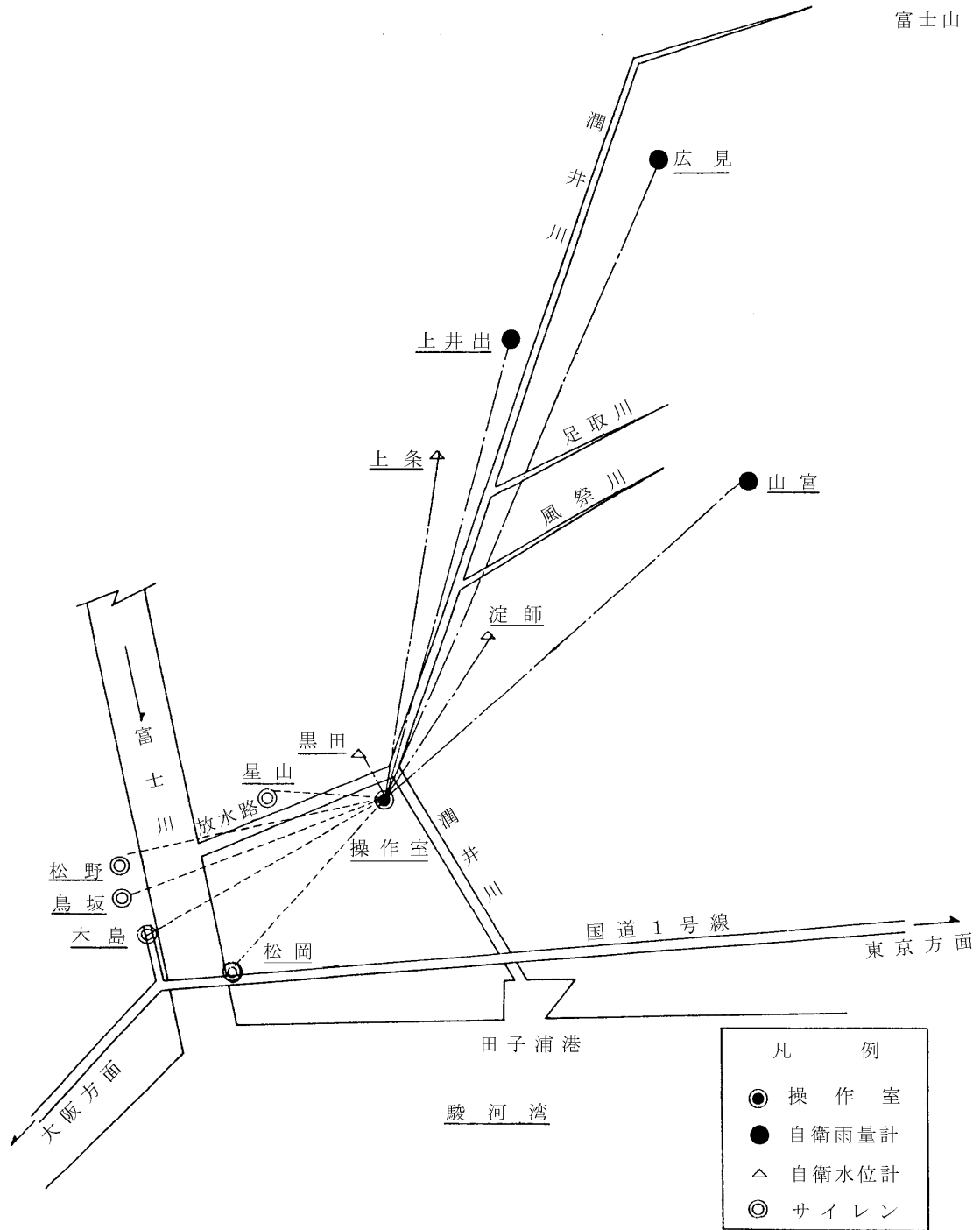


別表（参考）

観測 すべき 事項	観測施設			摘 要
	名 称	位 置	構造・能力	
水位観測	上条 水位観測所	富士宮市上条 字千局 1850 番地先	ロボット テレメーター付 現場自記水位計	
	淀師 水位観測所	富士宮市淀師 字渋沢官有無番地先	ロボット テレメーター付 現場自記水位計	
	黒田 水位観測所	富士宮市黒田 字南部谷戸 350 の 1 番地先	有線デジタル計 現場自記水位計	
降水量	上井出 雨量観測所	富士宮市上井出	ロボット テレメーター付 現場自記雨量計	
	広見 雨量観測所	富士宮市広見	ロボット テレメーター付 現場自記雨量計	
	山宮 雨量観測所	富士宮市山宮	ロボット テレメーター付 現場自記雨量計	

別図(参考)

雨量水位観測及び警報系統図



# 大倉川農地防災ダム操作規程

静 岡 県

# 大倉川農地防災ダム操作規程

## 目 次

第 1 章	総 則（第 1 条～第 4 条）
第 2 章	貯水池の水位等（第 5 条～第 1 0 条）
第 3 章	貯水池の利用（第 1 1 条）
第 4 章	貯水調節等（第 1 2 条～第 1 6 条）
第 5 章	貯留された流水の放流（第 1 7 条～第 1 9 条）
第 6 章	バルブ及びゲートの操作（第 2 0 条～第 2 1 条）
第 7 章	点検整備等（第 2 2 条～第 2 6 条）
附	則

# 大倉川農地防災ダム操作規程

## 第 1 章 総 則

(通 則)

第1条 大倉川ダム（以下「ダム」という。）及び横手沢分水施設（以下「分水施設」という。）の操作については、この規程の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 ダムは、洪水調節をその用途とする。

(管理主任技術者)

第3条 ダム管理事務所に、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 50 条第 1 項に規程する管理主任技術者（以下「主任技術者」という。）1 名を置く。

2 主任技術者は、所掌する職員を指導監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダムの管理を誠実に行わなければならない。

(ダム及び分水施設の諸元)

第4条 ダム及び分水施設等の諸元は下記のとおりとする。

河川名 富士川水系芝川支流大倉川（一般河川）  
位置 静岡県富士宮市大字半野、精進川、佐折、内野

ダム型式	中心コア ロックフィルダム	洪水区域の面積	18.0ha
堤高	45.0m	最大背水距離	1,250.0m
堤頂長	152.0m	サーチャージ水位	E L 456.00m
上流面法勾配	1 : 2.6	最低水位	E L 436.00m
下流面法勾配	1 : 2.1		
堤頂巾員	8.0m	有効貯水量	2,050.000 m <sup>3</sup>
堤体積	309.000 m <sup>3</sup>	余水吐	設計洪水流量 363.0 m <sup>3</sup> /sec
基礎地質	第 3 紀系礫岩	放流施設	ホロージェットバルブ
ダム天端高	E L 460.00m	(1)ハ <sup>ル</sup> フ <sup>フ</sup> の規模及び数	1号バルブ 径 1,450m/m 2号バルブ 径 1,700m/m
余水吐・越流頂	E L 456.00m	(2)ハ <sup>ル</sup> フ <sup>フ</sup> の開閉の速さ	前閉・全開 6.8min
集水面積	直接 12.6km <sup>2</sup> 間接 45.0km <sup>2</sup> 計 57.6km <sup>2</sup>	放流計画洪水量	1号ハ <sup>ル</sup> フ <sup>フ</sup> 35.0m/m 2号ハ <sup>ル</sup> フ <sup>フ</sup> 50.0m/m 計 85.0 m <sup>3</sup> /sec
横手沢 分水施設	計画洪水量 241.0 m <sup>3</sup> /sec (芝川の安全洪水量 160 m <sup>3</sup> /sec を超える最大 81.0 m <sup>3</sup> /sec を分水する) 分流水量(最大) 81.0 m <sup>3</sup> /sec		

(洪水)

第5条 洪水とは、ダムの直接流入量が毎秒 85 立方メートル以上、又は横手沢分水地点（以下「分水地点」という。）における流量が毎秒 160 立方メートル以上あるいは、安居山水位観測所地点（以下「計画点」という。）における流量が毎秒 425 立方メートル以上のいずれか一に該当する場合の流水をいう。

(洪水期間及び非洪水期間)

第6条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 洪水期間 6月1日から10月31日までの間
- 二 非洪水期間 11月1日から翌年5月31日までの間

(サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高 456.00 メートルとし水位をこれより上昇させてはならない。

(水位の測定)

第8条 貯水池の水位（以下「貯水位」という。）は、貯水池水位観測点の水位計により測定するものとする。

(最低水位)

第9条 最低水位は、標高 436.00 メートルとし、次の各号の一に該当する場合を除き、水位をこれより人為的に上昇させてはならない。

- 一 第14条の規定により洪水調整を行う場合
- 二 第15条の規定により洪水に達しない流水の調整を行う場合

(流入量の算定)

第10条 貯水池への流入量は、分水地点の分水量（以下「間接流入量」という。）と大倉川から貯水池への流入量（以下「直接流入量」という。）とを合算し算定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する方法によっては流入量を正確に算定することができないと認められるときは、流入量は一定の時間における貯水量の増分と、当該一定の時間における貯水池からの放流量の合算量を、当該一定の時間で除して算定するものとする。

3 前項の貯水量の増分は、一定時間が始まる時、及びこれが終わるときにおける貯水位にそれぞれ対応する貯水量を別図第1により求め、これの差により算定するものとする。



### 第 3 章 貯水池の利用

(洪水調節等のための利用)

第11条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高 436.00 メートルから標高 456.000 メートルまでの容量最大 2,050,000 立方メートルを利用して行うものとする。

### 第 4 章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第12条 管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 静岡地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき
- 二 その他洪水が予想されるとき

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 別表第一に定める関係機関との連絡及び気象、水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- 三 洪水調節計画を立てること。
- 四 放流管バルブ及び放流管バルブの操作に必要な機械器具及び資材の点検並びに整備・予備電源設備の試運転・その他ダム の操作に関し必要な措置をとること。
- 五 横手沢分水ゲート（以下「分水ゲート」という。）及び分水ゲートの操作に必要な機械器具及び資材の点検並びに、整備・予備電源設備の試運転を行うこと。

(洪水調節)

第14条 所長は次に定めるところにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、所長は、気象・水象・その他の状況により、特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

#### (1)大倉川ダム施設

- ア 直接流入量が毎秒 85 立方メートル以上又は、分水地点の流量が毎秒 160 立方メートル以上あるいは計画点の流量が毎秒 385 立方メートル以上のいずれか一に該当する場合には、1号バルブを全開に、2号バルブを全閉に保つものとする。
- イ ダム増水時の貯水位が、標高 454 メートルに達した場合、あるいは計画点における流量が最大に達した後毎秒 370 立方メートルに減水した場合には、2号バルブを全開の一定開度に保つものとする。

## (2)横手沢分水施設

- ア 分水地点の流量が毎秒160立方メートルに達した場合には、分水ゲートを全開し、毎秒160立方メートルを超える流量のうち、毎秒81立方メートルを限度として分水する。
- イ 分水地点の流量が最大に達した後、毎秒160立方メートルに減水した場合には、分水ゲートを全閉し、分水を中止する。
- ウ アの操作を行う場合において、ダム貯水位が標高454メートルに達し、更にサーチャージ水位を明らかに超えると認められるときは、芝川下流水位に急激な変動を生じないように注意しながら分水を中止する。また、貯水位が標高454メートルに低下したときは、分水を再開する。

### (洪水に達しない流水の調節)

第15条 所長は気象、水象その他の状況により、やむを得ないと認められる場合は、洪水に達しない流水についても調節を行うことができるものとする。

### (洪水警戒体制の解除)

第16条 所長は洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においては、これを解除しなければならない。

## 第 5 章 貯留された流水の放流

### (放流の原則)

第17条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

### (放流量)

第18条 ダムから放流を行うときの放流量は流入量を超えてはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合に限りこれを超えて放流することができるものとする。

- 一 第14条による洪水調節後の放流を行う場合
- 二 第15条による洪水に達しない流水の調節後の放流を行う場合

### (放流に関する通知等)

第19条 所長は、ダムからの放流によって流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、法第48条の規定による通知をダム放流の開始1時間前までに別表第1に定める関係機関に通知するとともに、法第48条の一般に周知させるために必要な措置を、ダム地点から富士川合流点までの芝川及び大倉川の区間について行うものとする。

2 河川法施行令(昭和40年政令第14号)第31条の規定による警報は別表第2に掲げるサイレン及び拡声機により行うものとする。

3 サイレン及び警報車による警報は、ダム放流により当該地点における大倉川及び芝川の水位上昇が開始されると認められる時以前約10分間とする。

4 分水施設により芝川本川の洪水を分水するときは、法第48条の一般に周知させるための必要な措置に準じた措置を、分水施設から大倉川合流地点までの流域変更導水路の区間のついて行うものとする。

5 前項の規定による措置は、第2項及び第3項の規定を準用する。

## 第 6 章 バルブ及びゲートの操作

(放流管バルブの操作)

第20条 放流管バルブは次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 第14条の規定により洪水調節を行う場合
- 二 第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合
- 三 第22条の規定により放流管バルブの点検又は整備を行うため、必要がある場合

(分水ゲートの操作)

第21条 分水ゲートは次の各号に掲げる場合を除き常に全閉しておくものとする。

- 一 第14条の規定により洪水調節を行う場合
- 二 第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合
- 三 第22条の規定により分水ゲートの点検又は整備を行うため、必要があるとき

## 第 7 章 点検整備等

(点検及び整備)

第22条 所長は次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため、点検及び整備及び整備を行わなければならない。

- 一 ダム本体
- 二 放水管バルブ及び横手沢分水ゲート（以下「バルブ等」という。）
- 三 バルブ等を操作するために必要な機械及び器具
- 四 警報・通信連絡・観測等のため必要な設備
- 五 監視のため必要な船舶及び施設
- 六 警報のため必要な車輛
- 七 前各号に掲げるものの操作のため必要な資材

2 所長は、バルブ等及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため適時試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第23条 所長は別表第4に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定を行わなければならない。

(バルブ等の操作記録)

第24条 所長は、第20条及び第21条の規定によりバルブ等の操作を行った時は記録しておかなければならない。

(調査結果等の記録)

第25条 所長は第22条の規定により点検及び整備を行った結果並びに結果並びに第23条の規定により調査し、又は測定した結果を記録しておかなければならない。

(調査結果等の報告)

第26条 所長は第24条及び第25条の規定による記録を操作のたびごとに報告しなければならない。また、この記録を年ごとにまとめて、翌年の1月31日にまでに静岡県知事に報告しなければならない。

(附 則)

この規定は、昭和56年4月1日から施行する。

別表第1(大倉川農地防災ダム操作規程第19条関係)

大倉川ダム放流に関する通知機関

	通知の相手方		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名称	防災行政無線電話又は加入電話	
(1)	静岡県知事	農地計画課	// //	
	//	富士農林事務所	// //	
	//	富士土木事務所	// //	
	富士宮市長	農政課	// //	
	富士宮警察署長	警備課	// //	
	東京発電(株)	群馬事業所	// //	
	東京電力(株)	芝川自動制御所	// //	
	中部電力(株)	大井川電力センター	// //	
(2)	関東地方建設局長	甲府河川国道事務所	// //	
	//	富士川下流出張所	// //	

別表第2(大倉川農地防災ダム操作規程第19条関係)

警報所サイレンおよび放送施設

名称	位置	構造又は能力	摘要
川久保警報所	富士宮市坂林 (大倉川右岸・川久保橋上流)	サイレン 型式…200V 3相 出力… 3.7KW スピーカ… // …ホーン型 // … 50W×2	
大倉警報所	富士宮市精進川	サイレン 型式…200V 3相 出力… 0.75KW スピーカ… // …ホーン型 // … 50W×2	
安居山警報所	富士郡芝川町上柚野 (芝川右岸・計画点)	サイレン 型式…200V 3相 出力… 2.2KW スピーカ… // …ホーン型 // … 50W×2	
鳥並警報所	富士郡芝川町鳥並 (芝川右岸)	サイレン 型式…200V 3相 出力… 2.2KW スピーカ… // …ホーン型 // … 50W×2	
大久保警報所	富士郡芝川町大久保 (芝川右岸・農協北)	サイレン 型式…200V 3相 出力… 2.2KW スピーカ… // …ホーン型 // … 50W×2	
横手沢警報所	富士宮市内野 (芝川右岸・横手沢分流操作室)	サイレン 型式…200V 3相 出力… 2.2KW スピーカ… // …ホーン型 // … 75W×2	

別表第3(大倉川農地防災ダム操作規程第13条関係)

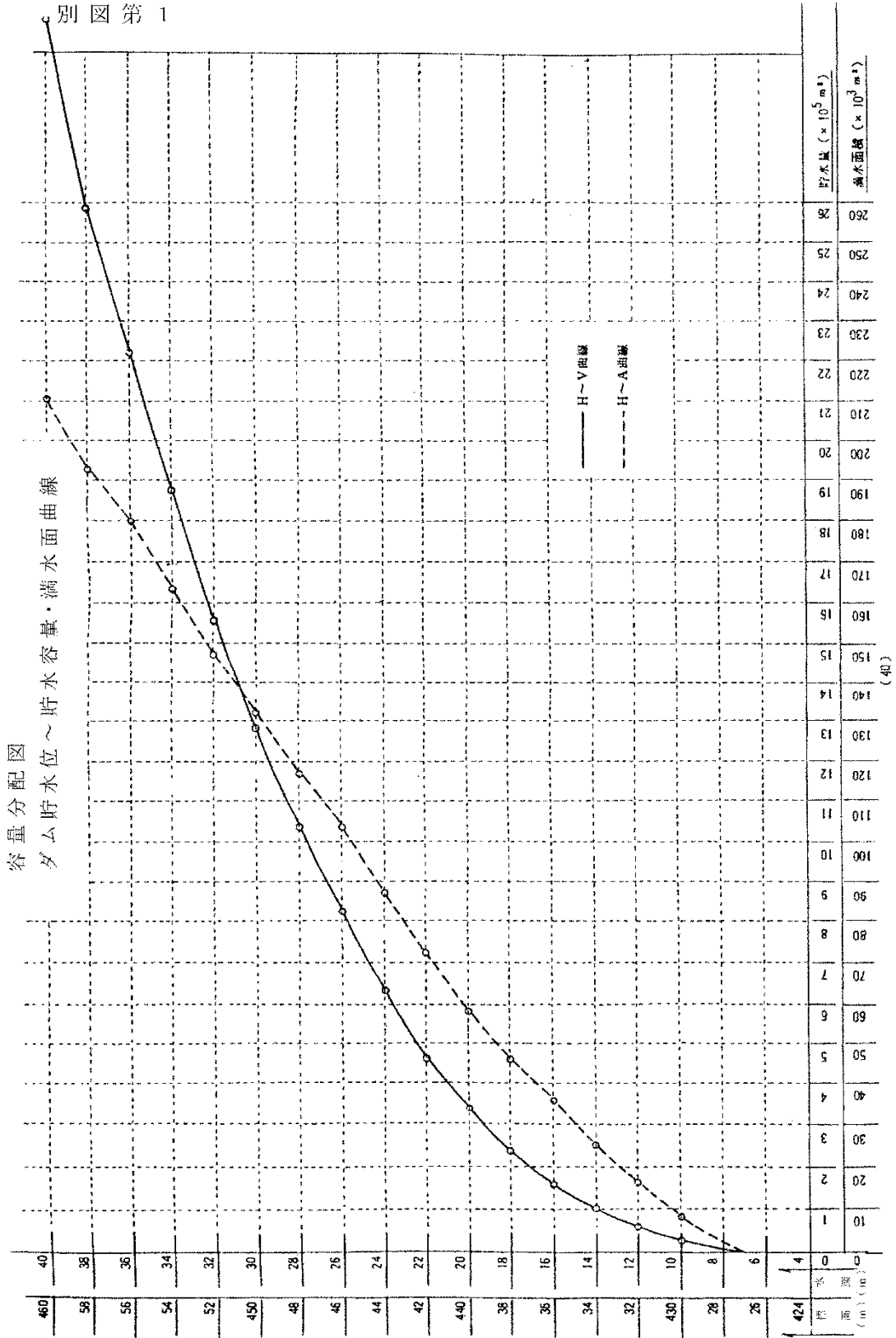
## 大倉川ダム観測施設

観測すべき 事項	観測施設			観測の回数	摘要
	名称	位置	構造または能力		
貯水位 及び流入量	大倉川ダム 水位観測所	富士宮市半野 (大倉川ダム)	有線遠隔 自記水位計	毎 回	
水位及び 流量	横手沢 水位観測所	内野 (芝川本川分水施設)	無線式テレメーター付 現場自記水位計	〃	芝川本川下流に各1 か所、分水路1か所計 3か所に設置
〃	川久保 水位観測所	坂林〔大倉川右岸〕 〔川久保橋上流〕	〃	〃	
〃	安居山 水位観測所	富士郡芝川町上柚野 〔芝川右岸〕 〔計画点〕	〃	〃	
降水量	猪之頭雨量観測 所	富士宮市猪之頭 (県営富士養鱒場内)	無線式テレメーター付 現場自記雨量計	〃	
〃	人穴雨量観測所	富士宮市人穴	無線式テレメーター付 現場自記雨量計	〃	

別表第4(大倉川農地防災ダム操作規程第23条関係)

## ダム管理に必要な施設等による観測または測定

観測または測定すべき事項		観測または測定の回数	摘要
気象	ダム地点における降水量、風向、風速 猪之頭降水量	毎 時	
水象	貯水位、下流地点の水位、流量 横手沢における芝川本川の水位・流量	毎 時	
	貯水池への流入量・ダムからの放流量	洪水調節時又は流水調節時	
	芝川からの分水量	分水の都度	
ダムの状況	堤体の間隙水圧・土圧	3か月に1回以上	
	堤体の沈下移動量・漏水量	毎月2回以上	
貯水池内およびその末端付近の堆砂の状況		3年に1回以上	



大 倉 川 ダ ム 管 理 簿

平成 年 月 日 曜

気 象	日 雨 量			最大時間雨量			備 制 配 体	貯水池	管理施設	横手沢分水施設	その他		
	猪之頭	原	根原	猪之頭	原	根原							
	m/m	m/m	m/m	m/m	m/m	m/m							
水 象	静岡地方気象台						巡 回 検 査 点 整 備						
	情報												
	区分	横手沢	川久保	安居山	貯水池水位								
	最大 水位	m	m	m	m	m		m					
最大 流量	m <sup>3</sup> /sec	m <sup>3</sup> /sec	m <sup>3</sup> /sec	m <sup>3</sup> /sec	m <sup>3</sup> /sec	m <sup>3</sup> /sec							
放流施設 および 横手沢 分水施設 操作	区 分	放流施設			横手沢 分水施設								
		2号ハルブ (φ1,700m/m)	1号ハルブ (φ1,450m/m)		横手沢 分水施設								
	最大流過量 同上水位	m <sup>3</sup> /sec	m <sup>3</sup> /sec	m <sup>3</sup> /sec	m <sup>3</sup> /sec	m <sup>3</sup> /sec	m <sup>3</sup> /sec						
	同 発生時間	時	分	時	分	時	分						
	最大放水 同上水位	m <sup>3</sup> /sec	m <sup>3</sup> /sec	m <sup>3</sup> /sec	m <sup>3</sup> /sec	m <sup>3</sup> /sec	m <sup>3</sup> /sec						
	同 発生時間	時	分	時	分	時	分						
	閉塞開始 全	時	分	時	分	時	分						
	開扉開始 全	時	分	時	分	時	分						
	下流地点 流 況	ダム地点最大流過量時			ダム地点最大放水時								
		水位	m	流量	m <sup>3</sup> /sec	水位	m	流量	m <sup>3</sup> /sec				
通 信 絡 事 項								間隙水圧・土圧 沈下移動量 漏水調査					
そ の 他 特 記 事 項													
管理記録者								職	氏名	印			

(注) 平常時の気象・水象事項は、自記記録をもって管理簿にかえる。



# 大 倉 川 農 地 防 災 ダ ム 操 作 要 領

静岡県大倉川農地防災ダム管理事務所

(趣旨)

第1条 この要領は、大倉川農地防災ダム操作規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、大倉川農地防災ダム(以下「ダム」という。)及び横手沢分水施設(以下「分水施設」という。)の維持操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者)

第2条 ダム及び分水施設の管理を適正に行うため、管理責任者を置き、大倉川農地防災ダム管理事務所長(以下「所長」という。)をもって充てる。

(管理責任者の業務)

第3条 所長は、この要領の定めるところによりダム及び分水施設の管理を行うものとする。

(危険防止)

第4条 所長は、ダム及び分水施設周辺の危険防止に努めなければならない。

(洪水警戒体制)

第5条 規程第12条及び第13条に規定する洪水警戒体制は次の段階により、とるものとする。

(1) 第1配備体制

静岡地方気象台からの予報で、降雨に関する注意報が発令されたとき。

(2) 第2配備体制

静岡地方気象台からの予報で、降雨に関する警報が発令されるか、その他洪水が予想されるとき。

(3) 第3配備体制

芝川横手沢地点流量が48m<sup>3</sup>/Sか、芝川安居山頭首工地点流量が116m<sup>3</sup>/Sに達するか、その他洪水調節が必要であると予想されるとき。

2 前項の配備体制の業務内容等は、別表1、別表2のとおりとする。

(放流に関する通知等)

第6条 規程第19条の放流に関する通知等は、川久保水位観測点の水位上昇が30分間に30cm以上と予想される場合に行うものとする。ただし、30分間で30cm未満であっても20cm以上をこえる場合は、ダム地点から安居山頭首工地点までの区間について警報を行うものとする。

2 放流に関する関係機関に対する通知及び警報の内容は別紙様式1～4のとおりとする。

(放流設備及び観測局・警報局配置図)

第7条 放流設備及び観測局・警報局配置図は、別表3のとおりとする。

(記録等)

第8条 所長は、警戒体制時及びダム操作時においては、次に掲げる様式により記録しておくものとする。

(1) 操作記録総括表

別紙様式 5

(2) 雨量及び流況記録表

別紙様式 6

(3) 管理設備の作業点検整備表

別紙様式 9-1、9-2

(4) 貯水・流入・放流量及びバルブゲート操作記録表

別紙様式 7

(5) 洪水操作記録図

別紙様式 8

(その他)

第9条 所長は、この要領に定めない事項またはこの要領によりがたい事項を処理しようとするときは、あらかじめ農地森林部長に協議するものとする。ただし緊急の措置を必要とする場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後すみやかに措置状況を農地森林部長に報告するものとする。

(附則)

この要領は、昭和56年4月1日から施行する。

大倉川防災ダム第1配備、第2配備、体制時の業務内容と職員配置

第1配備体制

1、配備要員 1名

2、主な業務内容

1、操作に必要な機器の点検整備

2、各種通報連絡

3、気象情報収集

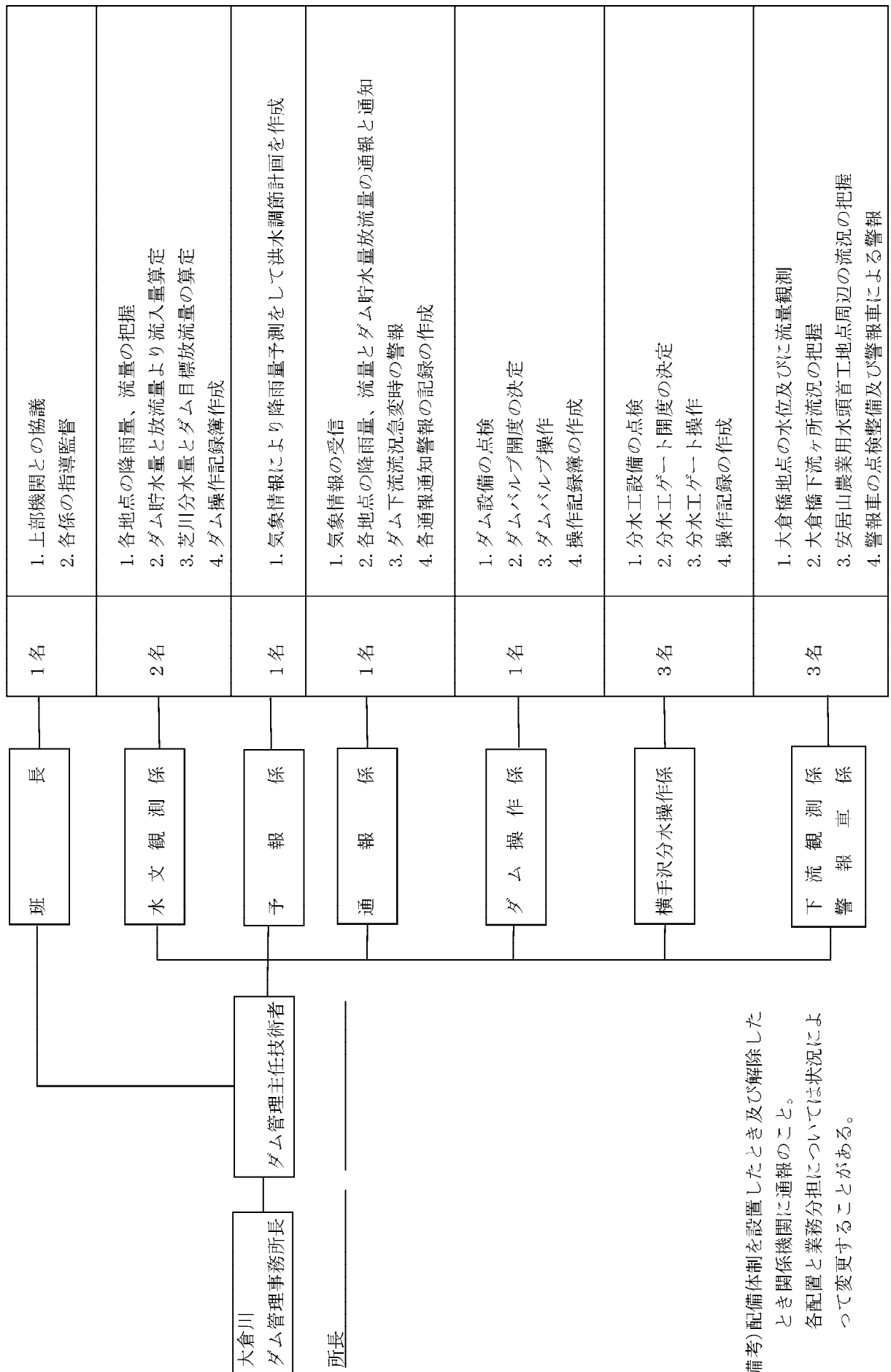
大倉川防災ダム第1配備、第2配備、体制時の業務内容と職員配置

第2配備体制

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| 1、配備要員                | 3名 |
| 2、主な業務内容              |    |
| 1、操作に必要な機器の点検整備       |    |
| 2、各種通報連絡              |    |
| 3、気象情報収集と解析           |    |
| 4、各観測局の降雨量並びに流量把握     |    |
| 5、ダム貯水位と放流量によるダム流入量算定 |    |
| 6、各種記録（様式5・6）         |    |

別表2 (大倉川農地防災ダム操作要領第5条関係)

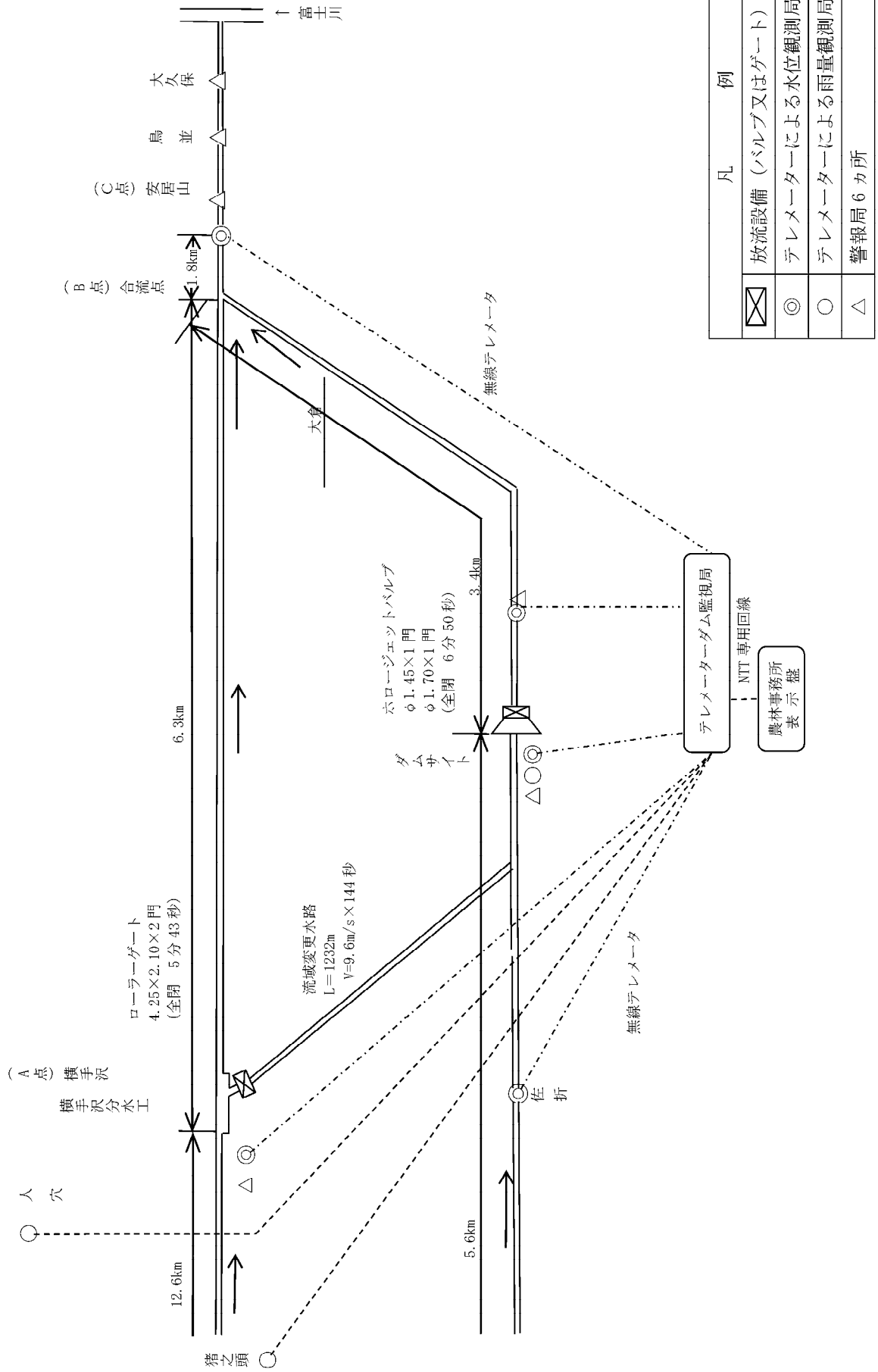
大倉川農地防災ダム管理事務所機構及び洪水警戒体制時の第3配備業務分担



(備考) 配備体制を設置したとき及び解除したとき関係係機関に通報のこと。  
各配置と業務分担については状況によって変更することがある。

別表3(大倉川農地防災ダム操作要領第7条関係)

放流設備及び観測局、警報局配置図



凡 例	
⊗	放流設備 (バルブ又はゲート)
◎	テレメーターによる水位観測局 5カ所
○	テレメーターによる雨量観測局 3カ所
△	警報局 6カ所

様式-2 (大倉川農地防災ダム操作要領第 6 条関係)

NO.

警 報 放 送 書

平成 年 月 日

こちらは大倉ダム管理事務所です。大倉ダムから  
日 時 分に毎秒 立方メートル放流  
します。川の水が急に増えて危険ですから注意し  
て下さい。

放送時間	時 分より 時 分まで	放送者	
------	----------------	-----	--

様式-3 (大倉川農地防災ダム操作要領第 6 条関係)

NO.

警 報 放 送 書

平成 年 月 日

こちらは大倉ダム管理事務所です。芝川から  
日 時 分に放流します。川の水が  
急に増えて危険ですから注意して下さい。

放送時間	時 分より 時 分まで	放送者	
------	----------------	-----	--

様式-4(大倉川農地防災ダム操作要領第 6 条関係)

NO.

警 報 車 警 報 書

平成 年 月 日

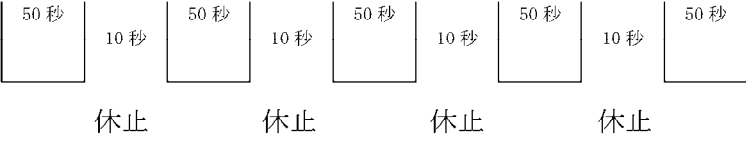
こちらは大倉ダム放流警報車です。大倉ダム (芝川)  
から 日 時 分に毎秒 立方メートル  
放流 (分流) します。急に川の水が増えて  
危険ですから注意して下さい。

放送時間	時 分より 時 分まで	放送者	
------	----------------	-----	--



別表5(大倉川農地防災ダム操作要領第6条関係)

警 報 サ イ レ ン

警報範囲及び 警報種別	吹鳴の時期及び方法
横手沢警報局 (芝川横手沢分水時)	分流工地点における芝川の水位上昇し、安全通水量を超える可能性のある時の約10分前から次の方法により吹鳴する。  
川久保警報局 大倉 〃 安居山 〃 鳥並 〃 大久保 〃 (放流時)	ダム放流による当該地点における水位上昇が開始されると認められる時の約10分前から次の方法により、吹鳴する。  (吹鳴方法は「横手沢分水時」と同様)

警 報 掲 示 板

サ  
イ  
レ  
ン

記

この川の上流 キロメートルのところに大倉川ダムがあり、ときどきダムに貯まった水を流し、この川の水が急に増えることがありますから注意してください。また、ダムに貯まった水を流すときは、左記のとおりサイレンでお知らせします。そのときには危険ですから河原に降りないで下さい。

ダムの放流による増水に注意

ダムのみずをながし、かわのみずがふえることがるからきをつけよ。

危ない！

静岡県大倉川防災ダム管理事務所  
〇五四五―六五―二二〇



大 井 川 水 系



1 級河川 大井川水系大井川  
富士川水系内河内川  
富士川水系保利沢川

田代川第二発電所管理規程（案）

東京電力株式会社

## 目 次

<b>第 1 章 取水に関する総則</b>	(第 1 条～第 3 条)
第 1 条 趣 旨	2
第 2 条 用語の定義	
第 3 条 取水施設の管理責任者	
<b>第 2 章 取水及び取水の条件</b>	(第 4 条～第 8 条)
第 4 条 取水口の位置	3
注水口の位置	
第 5 条 最大使用水量及び最大取水量	
第 6 条 取水の期間	
第 7 条 取水の条件等	
第 8 条 取水量の測定方法	
<b>第 3 章 取水等に関する記録の作成及び報告</b>	(第 9 条～第 10 条)
第 9 条 取水量等の記録	5
第 10 条 取水量等に関する記録の報告	
<b>第 4 章 取水施設の管理方法</b>	(第 11 条)
第 11 条 点検及び整備	6
<b>第 5 章 ダム管理に関する総則</b>	(第 12 条～第 16 条)
第 12 条 趣 旨	6
第 13 条 管理主任技術者	
第 14 条 取水ダム及び調整池の緒元等	
第 15 条 調整池水位の観測方法	
第 16 条 流入量の算定方法	
<b>第 6 章 ダム等の管理の原則（大井川水系分）</b>	
<b>第 1 節 流水の貯留及び放流の方法（大井川水系分）</b>	(第 17 条～第 24 条)
第 17 条 流水の貯留の最高限度	
第 18 条 大井川取水ダムから放流することができる場合	
第 19 条 大井川取水ダム排砂ゲートからの放流の開始 及び放流量の増減方法	
第 20 条 大井川取水ダム排砂ゲートの操作の方法	
第 21 条 維持流量放流用ゲート及び集水用取水口制水ゲートの 操作の方法	
第 22 条 調整池第二ダムから放流することができる場合	
第 23 条 調整池第二ダム排砂ゲートからの放流の開始 及び放流量の増減方法	
第 24 条 調整池第二ダム排砂ゲートの操作の方法	

**第2節 放流の際に取るべき措置等（大井川水系分）** （第25条～第29条）

- 第25条 放流の際の関係機関に対する通知 .....
- 第26条 放流の際の一般に周知させるための措置 .....
- 第27条 調整池第二ダムの操作に関する記録の作成 .....
- 第28条 観測及び測定等 .....
- 第29条 異常かつ重大な状態に関する報告 .....

**第7章 ダム等の管理の原則（富士川水系分）**

**第1節 流水の貯留及び放流の方法（富士川水系分）** （第30条～第35条）

- 第30条 内河内川取水ダムから放流することができる場合.....
- 第31条 内河内川取水ダム排砂ゲートからの放流の開始  
及び放流量の増減方法 .....
- 第32条 内河内川取水ダム排砂ゲート(起伏ゲート)の操作の方法..
- 第33条 保利沢ダムから放流することができる場合 .....
- 第34条 保利沢ダム排砂ゲートからの放流の開始  
及び放流量の増減方法 .....
- 第35条 保利沢ダム排砂ゲートの操作の方法.....

**第2節 放流の際に取るべき措置等（富士川水系分）** （第36条～第39条）

- 第36条 放流の際の一般に周知させるための措置 .....
- 第37条 観測及び測定等 .....
- 第38条 保利沢ダムの操作に関する記録の作成 .....
- 第39条 異常かつ重大な状態に関する報告 .....

付 則 .....

- 別表第1 .....
- 別表第2 .....
- 別表第3 .....
- 別表第4 .....
- 別表第5 .....
- 別表第6 .....
- 様式-1 .....
- 別図第1 .....
- 別図第2 .....
- 別紙 .....
- 添付図面（水路概要平面図） .....

## 第1章 取水に関する総則

(趣 旨)

第1条 この管理規程は、田代川第二発電所水利使用規則第8条に基づき、田代川第二発電所（以下「発電所」という。）における取水の方法等および取水施設の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程で用いる「取水施設」とは、各取水口から放水口までの設備をいう。

(取水施設の管理責任者)

第3条 取水施設の管理責任者は、東京電力株式会社甲府支社長とする。

2 管理責任者は、河川に関する法令及び水利使用規則のほか、この規程の定めるところにより適正な水利使用に努めるものとする。

## 第2章 取水及び取水の条件

(取水口、注水口の位置)

第4条 取水口および取水口の位置は、次のとおりとする。

(1) 取水口の位置

集水用取水口	静岡県静岡市葵区大字田代字上千枚1297-1番地先 (大井川右岸)
予備集水用取水口	静岡県静岡市葵区大字田代字小蛇眼1281-1番地先 (大井川左岸)
第一取水口	静岡県静岡市葵区大字田代字小蛇眼1281-1番地先 (大井川左岸) (田代調整池)
第二取水口	山梨県南巨摩郡早川町大字新倉字新保地2923番地先 (内河内川右岸)
第三取水口	山梨県南巨摩郡早川町大字新倉字新保地2923番地先 (保利沢川右岸)

(2) 注水口の位置

第一集水用注水口	静岡県静岡市葵区大字田代字上千枚1297-1番地先 (大井川右岸) (田代調整池)
第二集水用注水口	静岡県静岡市葵区大字田代字小蛇眼1281-1番地先 (大井川左岸) (田代調整池)



(最大使用水量及び最大取水量)

第5条 発電所最大使用水量及び各取水口等の最大取水量は、次のとおりとする。

(1) 発電所最大使用水量 5.34 m<sup>3</sup>/s

(2) 各取水口等最大取水量

第一取水口	4.99 m <sup>3</sup> /s
第二取水口	0.21 m <sup>3</sup> /s
第三取水口	0.14 m <sup>3</sup> /s
合 計	5.34 m <sup>3</sup> /s

(取水の期間)

第6条 各取水口等における取水の期間は次のとおりとする。

第一取水口～第三取水口	1月1日～12月31日
集水用取水口	1月1日～12月31日
予備集水用取水口	集水用取水口で取水できない期間

(取水の条件等)

第7条 取水及び調整池における流水の貯留は、次の要件に適合するよう行うものとする。

(1) 集水用取水口、予備集水用取水口及び第一取水口における取水は、第一取水口地点における大井川の流量（以下「第一取水口地点流量」という。）が次の表に掲げる流量を超える場合に限り、その超える部分の範囲内において行うこと。

ただし、12月6日から翌年の3月19日までの間の取水は、第一取水口地点流量が1.72 m<sup>3</sup>/sを超え2.05 m<sup>3</sup>/s未満の場合には1.62 m<sup>3</sup>/sの範囲内、1.72 m<sup>3</sup>/s以下の場合には、0.10 m<sup>3</sup>/sを超える部分の範囲内において行うこと。

期 間	3月20日から 4月30日まで	5月1日から 8月31日まで	9月1日から 12月5日まで	12月6日から翌年 の3月19日まで
流 量	0.98 m <sup>3</sup> /s	1.49 m <sup>3</sup> /s	1.08 m <sup>3</sup> /s	0.43 m <sup>3</sup> /s

2 前記に定める各流水は、大井川取水ダムに設ける維持放流用ゲート上部を越流させて流下するものとする。

(2) 予備集水用取水口における取水は、集水用取水口からの取水ができない場合に限り、行うこと。

(3) 第二取水口における取水は、内河内川取水施設地点における流量が、0.018 m<sup>3</sup>/sを超える場合に限り、その超える部分の範囲内において行うこと。

2 前記に定める流水は、内河内川取水施設地点の排砂門放流孔より流下するものとする。

(4) その他この水利使用に係る権限の発生前にその権限が生じた他の水利使用

及び漁業に支障を生じないようにすること。

ただし、すでに調整池に貯留された流水を引続き貯留すること又はこれを取水することについては、この限りではない。

(取水量の測定方法)

第8条 取水量の測定方法は、次によるものとする。

- (1) 第一取水口の取水量については、水位法を用いて測定する。  
ただし、第一取水口の取水量は、集水用取水口（予備集水用取水口）下流の測水設備で測水した流量および田代調整池左岸の流況に設置されている測水設備で測水した値に乗率（流域面積比＝1.57）を乗じた流量、の合計値を取水量とする。
- (2) 第二、三取水口の取水量については、水位法を用いて測定する。
- (3) 計測は常時連続して行い、1時間平均値をもとに1日の平均値を算出し、その日の取水量とする。

### 第3章 取水等に関する記録の作成及び報告

(取水量等の記録)

第9条 取水量等については、別紙様式により取水口毎に記録するものとする。  
また、次の表に定める、調整池の状況に関する測定を行い、別紙様式により記録するものとする。

測定すべき事項	測定の回数
調整池の水位 調整池への流入量 取水口ごとの取水量 使用水量	毎日

(取水量等に関する記録の報告)

第10条 前条の規定による取水量等測定記録については、年毎にその結果を取りまとめて翌年の1月31日までに中部地方整備局長および関東地方整備局長に報告するものとする。

- 2 前項の報告は、静岡河川事務所および甲府河川国道事務所を經由して行うものとする。
- 3 前項とは別に、第一取水口地点での「大井川河川流量」、「維持流量」、「大井川取水ダム放流量」、「取水量」について測定し、週毎にその結果を取りまとめ、静岡河川事務所占用調整課に報告するものとする。

## 第4章 取水施設の管理方法

(点検及び整備)

- 第11条 取水施設並びにこれらの管理に必要な機械器具及び資材は、常に良好な状態に保つため点検及び整備を行うものとする。
- 2 特に洪水又は暴風雨、地震その他これに類する異常な現象が発生した時は、その発生後速やかに点検を行い、設備の異常な状態が早期に発見されるよう努めるものとする。
- 3 前第1項および第2項の結果は、記録しておかなければならない。

## 第5章 ダム管理に関する総則

(趣 旨)

- 第12条 この規程は、大井川取水ダムおよび調整池第二ダム、保利沢ダムの操作の方法のほか、大井川取水ダムおよび調整池第二ダム、内河内川取水ダム、保利沢ダム及び田代調整池（以下「調整池」という。）の管理および放流に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

- 第13条 早川制御所に、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者1人を置く。
- 2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び調整池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(取水ダム及び調整池の諸元等)

- 第14条 ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) 大井川取水ダム（大井川水系）

- イ. 高 さ 3. 3 3 m
- ロ. 堤頂の標高 1, 3 9 6. 0 5 m
- ハ. 排砂ゲート（スライドゲート）
- (イ) ゲートの規模及び数  
高さ2. 6 5 mで幅6. 6 9 mのもの1門
- (ロ) ゲートの開閉の早さ  
1分につき 0. 3 0 m
- ニ. 維持放流用ゲート（起伏ゲート）
- (イ) ゲートの規模及び数  
有効高1. 2 mで幅2. 0 mのもの1門

- (ロ) ゲートの開閉の早さ  
起立所要時間 27分
- (2) 集水用取水口 (大井川水系)
- イ. 高さ 6.150m  
ロ. 幅 3.030m  
ハ. 制水ゲート (2門)
- (イ) ゲートの規模及び数  
高さ1.600 m, 幅3.550 mの自動落下式ゲート 1門  
高さ1.600 m, 幅2.970 mの起伏ゲート 1門
- (ロ) ゲートの開閉の早さ  
異常時に自動落下 (全閉まで35分) (自動落下式ゲート)  
1分につき 0.30m (起伏ゲート)
- (3) 田代調整池第二ダム (大井川水系)
- イ. 高さ 17.30m  
ロ. 堤頂の標高 1,392.588m  
ハ. 余水吐
- (イ) 構造 サイフォン式  
(ロ) 規模及び数 縦0.9mで横1.5mのもの2門
- ニ. 排砂ゲート (スライドゲート)
- (イ) ゲートの規模及び数  
高さ1.90mで幅2.85mのもの1門
- (ロ) ゲートの開閉の早さ  
1分につき 0.30m
- (4) 調整池 (大井川水系)
- イ. 直接集水地域の面積 1.40 km<sup>2</sup>  
ロ. 湛水区域の面積 0.028 km<sup>2</sup>  
ハ. 最大背水距離 0.479 km  
ニ. 常時満水位 標高1,389.911m  
ホ. 最低水位 標高1,382.641m  
ヘ. 有効貯水容量 152,800m<sup>3</sup>
- (5) 内河内川取水ダム (富士川水系)
- イ. 高さ 5.125m  
ロ. 排砂ゲート (角落し)
- (イ) ゲートの規模及び数  
高さ0.92mで幅1.20mのもの3門  
(門数3門の内維持流量放流口径119mm付1門)
- ハ. 排砂ゲート (起伏ゲート)
- (イ) ゲートの規模及び数  
高さ0.90mで幅1.10mのもの1門
- (6) 保利沢ダム (富士川水系)
- イ. 高さ 17.27m  
ロ. 堤頂の標高 1391.830m  
ハ. 余水吐ゲート
- (イ) ゲートの規模及び数  
自動ゲート, 高さ1.60mで幅5.20mのもの1門

(ロ) ゲートの開閉の早さ  
1分につき 0.14 m

(7) 保利沢調整池（富士川水系）

保利沢調整池は、昭和34年の台風により土砂が堆積し現在機能休止中である。

(調整池水位の観測方法)

第15条 田代調整池の水位観測（以下「調整池水位」という。）は、田代調整池水位観測所の水位計により行うものとし、0点は取水口敷高とする。

(流入量の算定方法)

第16条 田代調整池の流入量は、集水用取水口（予備集水用取水口）下流の測水設備で測水した流量および田代調整池左岸の流沢に設置されている測水設備で測水した値に乗率（流域面積比＝1.57）を乗じた流量を合算して算定するものとする。

2 前項に規程する方法によって流入量を正確に算定することができないと認められる事情がある場合の算定方法は、これを算定すべき時を含む一定時間における当該調整池の貯水量の増分と当該一定の時間における当該調整池からの延べ放流量もしくは使用水量との合算量を一定の時間で除して算定するものとする。

3 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における調整池水位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を別図第1により求め、これらを差引計算して算定するものとする。

## 第6章 ダム等の管理の原則（大井川水系分）

### 第1節 流水の貯留及び放流の方法（大井川水系分）

(流水の貯留の最高限度)

第17条 調整池における流水の貯留は、常時満水位を守るために放流する場合を除くほか、常時満水位を越えてはならない。

2 常時満水位を守るための放流は、調整池サイフォンから行うものとし、調整池水位が常時満水位に上昇する前に、大井川取水ダム排砂門を全開に、また集水用取水口制水門を全閉し、調整池内への流入を制限する。

3 調整池サイフォンからの放流は、調整池水位が常時満水位になった時に放流を開始し、調整池水位が常時満水位－0.2mになった時に停止する。

(大井川取水ダムから放流することができる場合)

第18条 大井川取水ダムからの放流は、次の各号の一に該当する場合に限り、す

ることができるものとする。

- (1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- (2) 前条の規程を守るため必要があるとき。
- (3) 出水により取水に支障をきたす恐れがあるとき。
- (4) 取水ダム施設の施設または工作物の点検または整備のため必要があるとき。
- (5) 取水ダムの堆砂等の排除のため必要があるとき。
- (6) その他やむを得ない必要があるとき。

(大井川取水ダム排砂ゲートからの放流の開始及び放流量の増減方法)

第19条 取水ダムの排砂ゲートからの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないよう別図第2に定めるところによって実施しなければならない。

(大井川取水ダム排砂ゲートの操作の方法)

第20条 ゲートの操作は、取水ダム水位の設定値（最大設定値は大井川取水ダム越流水位+1.0m）により自動操作で全開させる。

2 第18条のうち自動または遠方操作によるものは(1)(2)(3)(5)(6)で、(4)の操作は現場操作とする。

3 ゲートは第18条の規定により放流する場合、またはダムのゲートの点検、もしくは整備のため必要がある場合を除くほか開閉してはならない。

(維持流量放流用ゲート及び集水用取水口制水ゲートの操作の方法)

第21条 取水ダムの維持流量放流用ゲート（以下「放流ゲート」という。）及び集水用取水口制水ゲート（起伏ゲート）の操作は、第7条に規定する要件を満足するよう、自動で行うものとする。

2 自動操作の方法は、取水口制水ゲートの開閉により取水量を制限し、放流ゲートを期間毎の流量に合わせて起立・倒伏させ、放流ゲート上部を越流させて行うものとする。

3 集水用取水口制水ゲート（起伏ゲート）の操作は、取水ダム水位の設定値（最大設定値は大井川取水ダム越流水位+1.00m）により自動操作で全閉させる。

4 集水用取水口制水ゲート（自動落下式ゲート）の操作は、交流電源故障時（停電時）で、大井川取水ダム越流水位+0.78m以上を確認した場合、20分後に自動操作で全閉させる。

(調整池第二ダムから放流することができる場合)

第22条 調整池第二ダムからの放流は、次の各号の一に該当する場合に限り、することができるものとする。

- (1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- (2) 前条の規程を守るため必要があるとき。

- (3) 出水により取水に支障をきたす恐れがあるとき。
- (4) 調整池第二ダムその他調整池内の施設または工作物の点検または整備のため必要があるとき。
- (5) 調整池内の堆砂等の排除のため必要があるとき。
- (6) その他やむを得ない必要があるとき。

(調整池第二ダム排砂ゲートからの放流の開始及び放流量の増減方法)

第23条 調整池第二ダムの排砂ゲートからの放流（ダムの余水吐以外からの放流をいう。以下同じ。）は、下流の水位の急激な変動を生じないように別図第2に定めるところによって現地操作により実施しなければならない。

(調整池第二ダム排砂ゲートの操作の方法)

第24条 調整池第二ダムの排砂ゲートは、第22条の規程により放流する場合、または排砂ゲートの点検もしくは整備のため必要がある場合を除くほか開閉してはならない。

## 第2節 放流の際に取るべき措置等（大井川水系分）

(放流の際の関係機関に対する通知)

第25条 河川法第48条の規定による通知は、調整池第二ダム排砂ゲートからの放流の開始の少なくとも前日までに別表第1（一）欄に定めるところにより行うものとする。

また、大井川取水ダム排砂ゲートを第18条（4）により操作を行う場合の通知も、同様に行うものとする。

- 2 前項の通知をするときは中部地方整備局長（以下「局長」という）に対しても、別表第1（二）欄に定めるところにより、河川法施行令（昭和40年制令第14号。以下「令」という。）第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。（様式-1に記録）

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第26条 河川法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、調整池第二ダム地点から中部電力（株）木賊ダム地点までの大井川の区間についてとるものとする。

なお、2（2）の放流にあたっては、放流開始約15分前に河川パトロールにより警告実施し、重点管理箇所（別表第5）に基づき結果を別表第6に記録しておくものとする。

- 2 令第31条の規定による警告は別表第2に掲げるサイレンにより、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。（様式-1に記録）

- (1) 余水吐からの放流にあつては、放流開始直前から約2分
- (2) 調整池第二ダム排砂ゲートからの放流にあつては、放流開始約10分前から約2分  
また、大井川取水ダム排砂ゲートを第18条(4)により操作を行う場合の措置も、同様に行う。

(調整池第二ダムの操作に関する記録の作成)

第27条 調整池第二ダムの排砂ゲートを操作し放流を行った場合においては、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。ただし放流を伴わない排砂ゲートの操作にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 操作の理由
- (2) 排砂ゲートの各称、その1回の開閉を始めた時刻及びこれを終えたときにおけるその開度。
- (3) 排砂ゲートの1回の開閉を始めた時及びこれを終えた時における調整池水位、流入量、ダムの排砂ゲートからの放流に係わる放流量及び使用水量。
- (4) 調整池第二ダムの排砂ゲートからの放流に係わる最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量。
- (5) 発電の開始もしくは終了または使用水量の変更があつたときは、その時刻及びその直後における使用水量。
- (6) 法第48条の規定による通知及び令第31条の規定による警告の実施状況。

(観測及び測定等)

第28条 ダムを適正に管理するために必要な観測は、別表第3に定めるところにより行うものとする。

- 2 前項の規定により観測すべき事項のほか、別表第4に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測または測定をしなければならない。
- 3 前項のほか、出水または暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダムまたは調整池に及ぶものが発生したとき、その他ダムまたは調整池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、速やかに別表第4に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第29条 ダムまたは調整池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所ならびに静岡県知事に対し、その旨を報告しなければならない。



## 第7章 ダム等の管理の原則（富士川水系分）

### 第1節 流水の貯留及び放流の方法（富士川水系分）

（内河内川取水ダムから放流することができる場合）

第30条 内河内川取水ダムからの放流は、次の各号の一に該当する場合に限り、することができるものとする。

- （1）下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- （2）前条の規程を守るため必要があるとき。
- （3）出水により取水に支障をきたす恐れがあるとき。
- （4）取水ダムの施設または工作物の点検または整備のため必要があるとき。
- （5）取水ダムの堆砂等の排除のため必要があるとき。
- （6）その他やむを得ない必要があるとき。

（内河内川取水ダム排砂ゲートからの放流の開始及び放流量の増減方法）

第31条 取水ダムの排砂ゲートからの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないようにしなければならない。

（内河内川取水ダム排砂ゲート（起伏ゲート）の操作の方法）

第32条 ゲートの操作は、取水ダム水位の設定値（内河内川取水ダム越流水位＋0.1m）により自動操作で全倒伏させる。

- 2 第31条のうち自動によるものは（1）（2）（3）（5）（6）で、（4）の操作は現場操作とする。
- 3 ゲートは第31条の規定により放流する場合、またはダムのゲートの点検、もしくは整備のため必要がある場合を除くほか開閉してはならない。

（保利沢ダムから放流することができる場合）

第33条 保利沢ダムからの放流は、次の各号の一に該当する場合に限りすることができるものとする。

- （1）下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- （2）前条の規程を守るため必要があるとき。
- （3）出水により取水に支障をきたす恐れがあるとき。
- （4）保利沢ダムその他調整池内の施設または工作物の点検または整備のため必要があるとき。
- （5）保利沢ダムの堆砂等の排除のため必要があるとき。
- （6）その他やむを得ない必要があるとき。

（保利沢ダム排砂ゲートからの放流の開始及び放流量の増減方法）

第34条 保利沢ダムからの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないようにしなければならない。

(保利沢ダム排砂ゲートの操作の方法)

第35条 ゲートの操作は、取水口角落し天端水位の設定値（保利沢ダム越流水位＋0.11m）により自動操作で全開させる。

2 第34条のうち自動によるものは（1）（2）（3）（5）（6）で、（4）の操作は現場操作とする。

3 ゲートは第34条の規定により放流する場合、またはダムのゲートの点検、もしくは整備のため必要がある場合を除くほか開閉してはならない。

## 第2節 放流の際に取るべき措置等（富士川水系分）

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第36条 河川法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、第33条（4）に該当する場合を対象とし、保利沢ダム地点から田代川第一発電所第二取水ダム地点までの区間についてとるものとする。

なお、放流にあつては、放流開始約15分前までに河川パトロールにより警告実施し、記録しておくものとする。

(観測及び測定等)

第37条 観測及び測定等は、早川制御所において、次の定めるところにより行うものとする。

（1）ダム水位及びダム漏水量の観測は保利沢ダム水位観測所にて、集中監視制御装置により測定する。

（2）機器の異常及び動作状態は、集中監視制御装置により観測する。

(保利沢ダムの操作に関する記録の作成)

第38条 ダムのゲートを操作した場合においては、次に掲げる事項を記録しておかなければならない。

（1）操作の理由

（2）開閉したゲートの各称、その1回の開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度。

（3）その他ダムの操作に係わる事項。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第39条 ダムに関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、速やかに国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所にその旨を報告しなければならない。

(付 則)

この規程は平成 年 月 日から施行する。

以 上

別表第1 (第25条)

	通知の相手方		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名称		
(一)	静岡県知事  中部電力(株)  (株)東海フォレスト	島田土木事務所 維持管理課  静岡給電制御所  (株)東海フォレスト 二軒小屋事務所	加入電話	
(二)	国土交通省	中部地方整備局静岡河川事務所 管理課	加入電話	

別表第2 (第26条 第2項)

サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造・能力	摘要
田代川第二 ダム放流警報	静岡県静岡市葵区大字 田代字上千枚 (田代ダム余水路尻)	拡声機 (サイレン疑似音 及びテープ) 16Hz・1箇所・3個	

別表第3 (第28条 第1項)

観測すべき事項	観測施設			観測の回数	摘要
	名称	位置	構造・能力		
調整池水位及び流入量	田代調整池水位観測所	静岡県静岡市葵区大字田代字小蛇眼 (堤体前面)	水圧式水位計 精度 1 cm	毎日1回	有線遠隔テレメーターにより早川制御所で読み取り可能
降水量	田代雨量観測所	静岡県静岡市葵区大字田代字上千枚 (ダム右岸)	自記雨量計 転倒ます型 精度 1 mm	毎日1回	

別表第4 (第28条 第2項・第3項)

	観測または測定をすべき事項	観測または測定回数	摘要
気象	ダム地点における天気, 気温	毎日	
水象	使用水量, 調整池の表面付近の水温及び調整池内の結氷の状態	毎日	
ダムの状況	漏水量	少なくとも毎月2回	
	調整池内及びその末端付近の堆砂状況	少なくとも毎年度1回	

別表第5 (第26条)

重点管理箇所一覧表

○取水ダム及び田代調整池第二ダムからの放流の場合

- ・取水ダム及び田代調整池第二ダムから中部電力株式会社木賊堰堤間の重点管理箇所
  - 1、取水ダム下流
  - 2、千石大橋付近
  - 3、木賊橋付近
  - 4、木賊堰堤

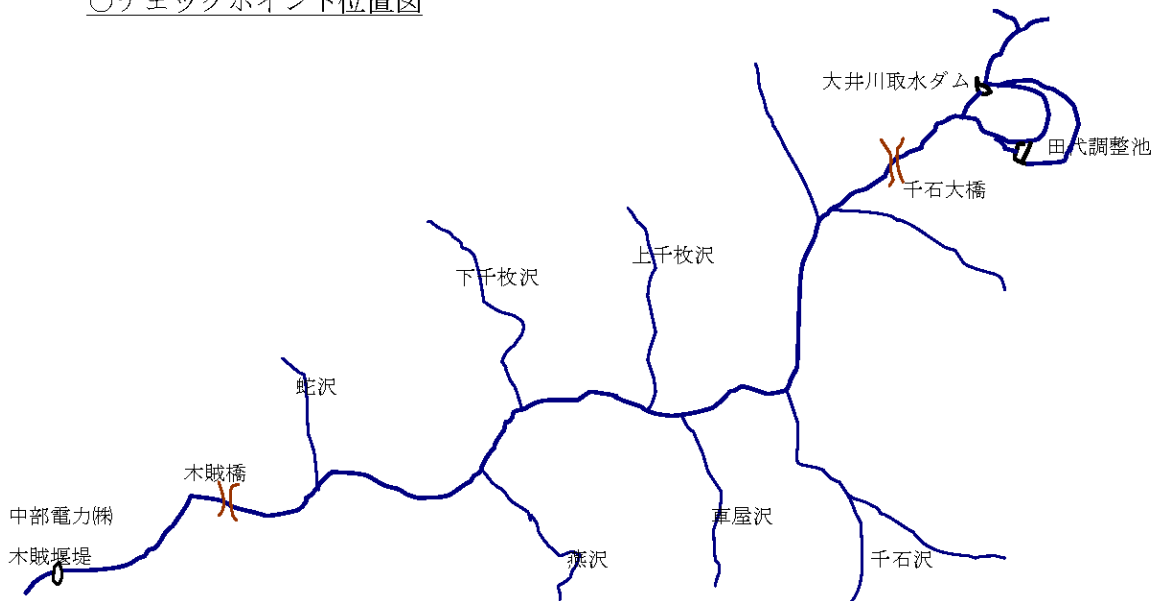
別表第6 (第26条)

田代ダム 河川パトロール チェックリスト

パトロール要因：		土木 保守 G	G	M	リーダー	メンバー
実施年月日	平成 年 月 日 時 分～ 時 分	実施者				
初期放流開始時刻		平成 年 月 日 時 分～				
No	チェックポイント	チェック時刻	異常の有無			備考
			立入者	車両	警告	
1	取水ダム下流					
2	千石大橋付近					
3	木賊橋付近					
4	木賊堰堤					

- (注) 1. 釣り人等公衆に対して注意・警告した場合は、時間・相手方など出来るだけ詳細に記録しておくこと。  
 2. 相手方が注意・警告に対して、了解の意志表示または河川内より立ち退いた場合は、上表の警告欄に レ 印をつける。

○チェックポイント位置図



様式－1 (第25条・第26条 第2項)

G M	リーダー	メンバー

放流通報・警報記録

所名：田代川第二発電所

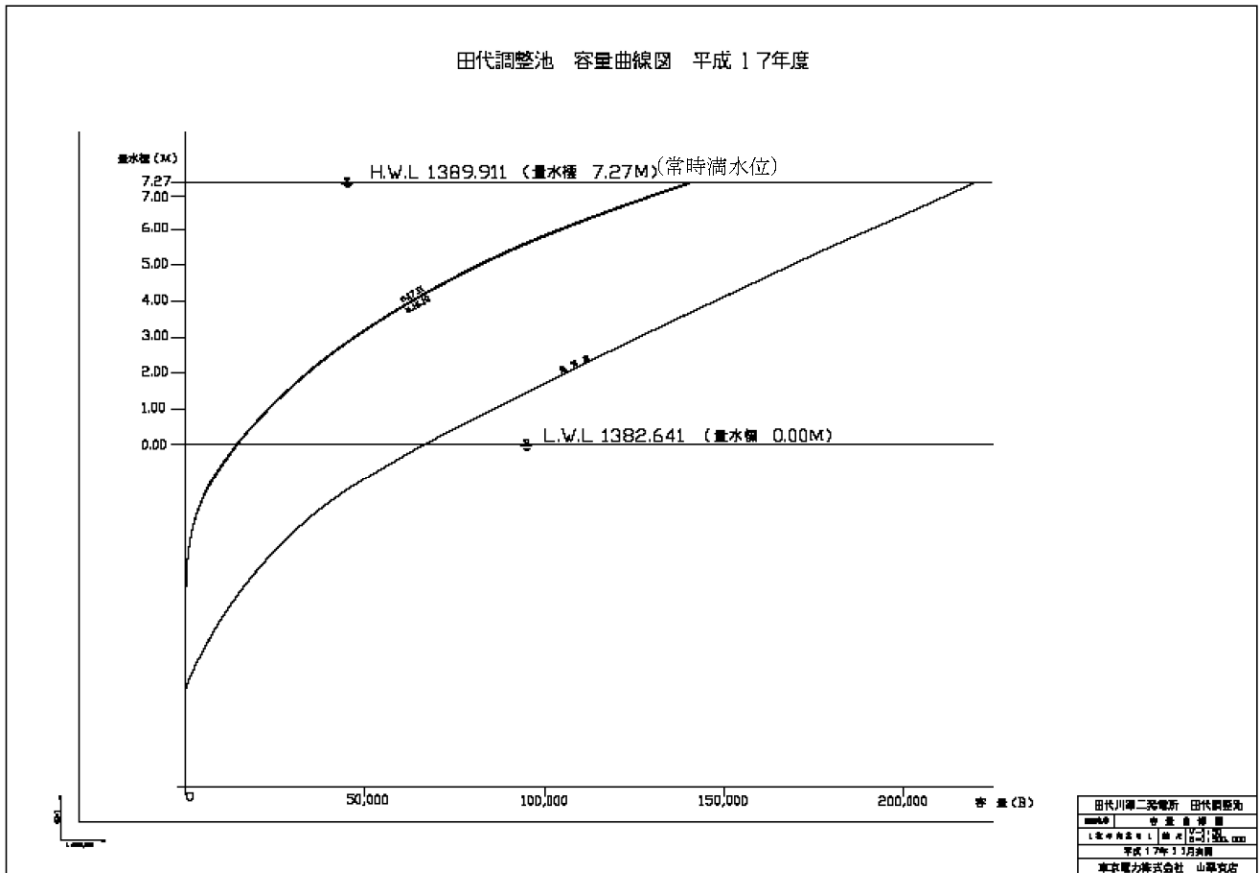
放流日時	自 平成 年 月 日 時 分 至 平成 年 月 日 時 分	放流目的		
放流箇所		放流量	m <sup>3</sup> /s	
関係箇所への連絡	連絡先及び電話番号	連絡者相互の氏名		連絡日
		相手方及び方法	当社	

G M	リーダー	メンバー

一般への周知	放送機器名	放送内容	放送区域	放送者	放送日時分
備考					

- (注) 1. 放送機器名欄は、サイレン、拡声器、警報車等の区分を記入。  
 2. マイクにより生放送のときは備考欄に内容を記入。  
 3. 放送内容欄は予報、本警報、警報車による補完警報等の区分を記入。  
 4. 警報車の放送日時分は出発、帰社時刻を記入。

別図第1 (第16条 第3項)

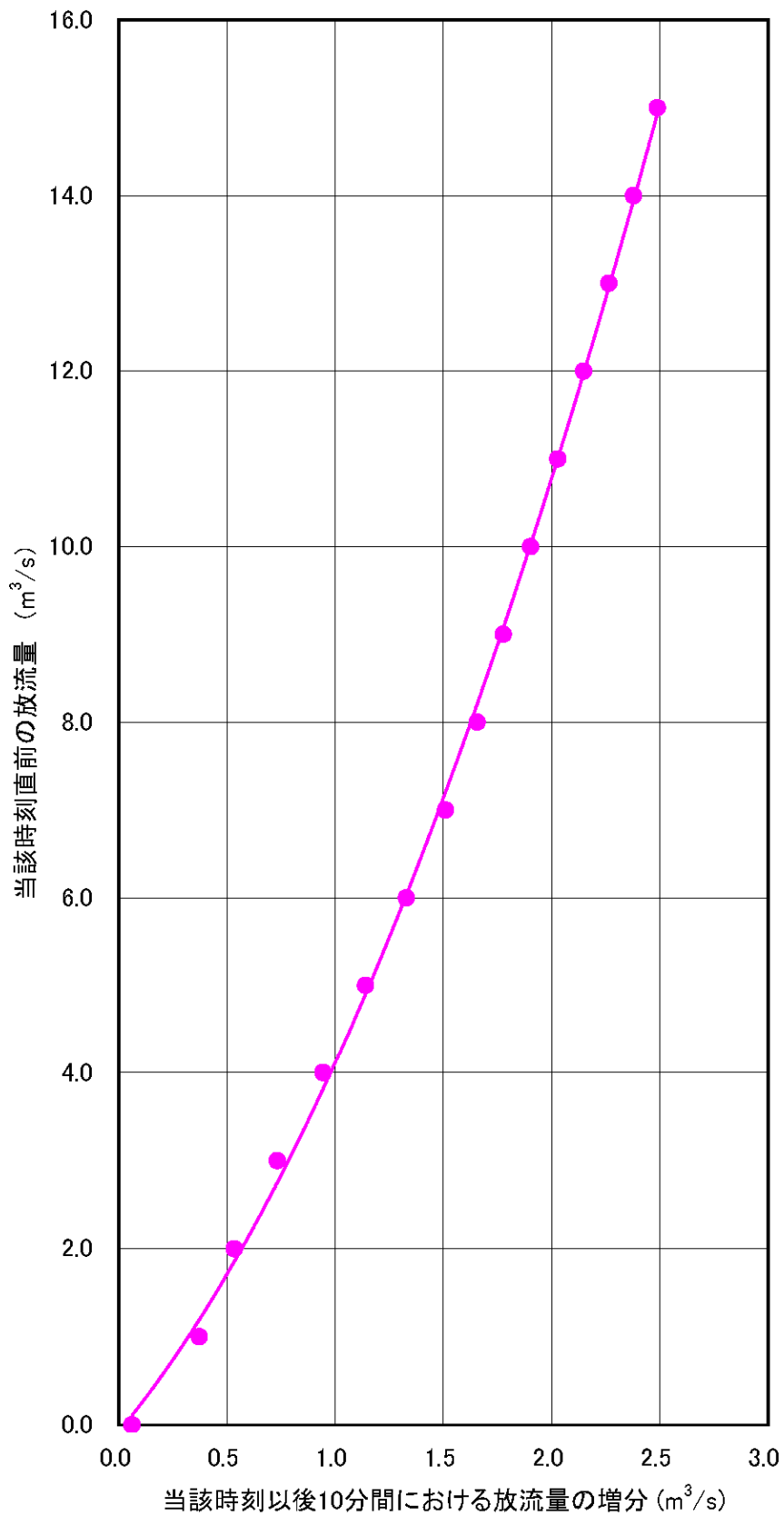


田代調整池水位－容量表

調整池水位 (m)	有効容量 (H17.11現在) (m <sup>3</sup> )	建設時 総容量 (m <sup>3</sup> )
7.27	125,430	220,000
7.00	117,546	212,000
6.00	90,088	191,000
5.00	67,251	169,000
4.00	48,666	148,000
3.00	32,888	126,000
2.00	19,610	106,000
1.00	8,934	86,000
0.00	0	66,000



別図第2



経過時間 (分)	放流量 (m <sup>3</sup> /s)
0	0.06
10	0.18
20	0.34
30	0.63
40	1.00
50	1.46
60	1.99
70	2.64
80	3.48
90	4.54
100	5.84
110	7.42
120	9.23
130	11.29
140	13.63
150	16.26

日平均取水量報告(上水・工水(発電)雑用水)

別紙第9案

事業所名 東京電力株式会社  
山梨支店

水系名 大井川・富士川  
河川名

平成 年 月	水利権名	田代川第二(発電)	許可量	5.34 m <sup>3</sup> /s				取水の方法	流れ込み式	取水量の把握方法	水位法の合計	許可期間	H.18.1.1	～	単位:m <sup>3</sup> /s
				1月	2月	3月	4月								
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
最大		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
最小		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

取水口ごとの取水量の合計

○/○~○/○  
△△構密点検他作業停止

半旬	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1												
2												
3												
4												
5												
6												
平均												
総月計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
量累計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※半旬平均は実取水日数(欠測日は除く)とする。

平成 年	水利権名	田代川第二(雑 流況)	単位: m <sup>3</sup> /s														
			許可量	1月	2月	3月	4月	5月	取水の方法	流れ込み式	取水量の 把握方法	水位法	許可期間	H.18.1.1 10月	～	H.27.12.31 12月	
	1																
	2																
	3																
	4																
	5																
	6																
	7																
	8																
	9																
	10																
	11																
	12																
	13																
	14																
	15																
	16																
	17																
	18																
	19																
	20																
	21																
	22																
	23																
	24																
	25																
	26																
	27																
	28																
	29																
	30																
	31																
	最大	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	最小	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

半年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1												
2												
3												
4												
5												
6												
平均												
総月計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
量累計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※半年平均は実取水日数(欠測日は除く)とする。

日平均取水量報告(上水・工水(発電)雑用水)

事業所名 東京電力株式会社  
山梨支店

第一取水口取水量

調整池への流入量

(集水用取水口+流沢×1.57)

平成 年	水利権名	田代川第二(第 一)取水口	河川名	許可量	大井川		取水の方法	流れ込み式	取水量の 把握方法	水位法の計	許可期間	H.18.1.1	～	H.27.12.31
					大井川	大井川								
日	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
最大		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
最小		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

半年	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1													
2													
3													
4													
5													
6													
平均													
総月計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
量累計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※半年平均は実取水日数(欠測日は除く)とする。

日平均取水量報告(上水・工水(発電)雑用水)

事業所名 東京電力株式会社  
山梨支店

集水用取水口取水量

平成 年	水利権名	河川名		m <sup>3</sup> /s		取水の方法	流れ込み式	取水量の把握方法	水位法	許可期間	H.18.1.1	～	H.27.12.31
		田代川第二(雑集水用取水口)	許可量	1月	2月								
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
最大		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
最小		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

半年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1												
2												
3												
4												
5												
6												
平均												
総月計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
量累計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※半年平均は実取水日数(欠測日は除く)とする。

水系名 富士川  
河川名 内河内川

平成 年	水利権名	許可量		0.21 m <sup>3</sup> /s		取水の方法		取水の把握方法	水位法	許可期間	H.18.1.1		単位:m <sup>3</sup> /s
		1月	2月	3月	4月	5月	6月				7月	8月	
	田代川第二(第二取水口)	1月										~	H.27.12.31
	日												
	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
	7												
	8												
	9												
	10												
	11												
	12												
	13												
	14												
	15												
	16												
	17												
	18												
	19												
	20												
	21												
	22												
	23												
	24												
	25												
	26												
	27												
	28												
	29												
	30												
	31												
	最大	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	最小	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

半年	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
	平均												
	総月計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※半年平均は実取水日数(欠測日は除く)とする。



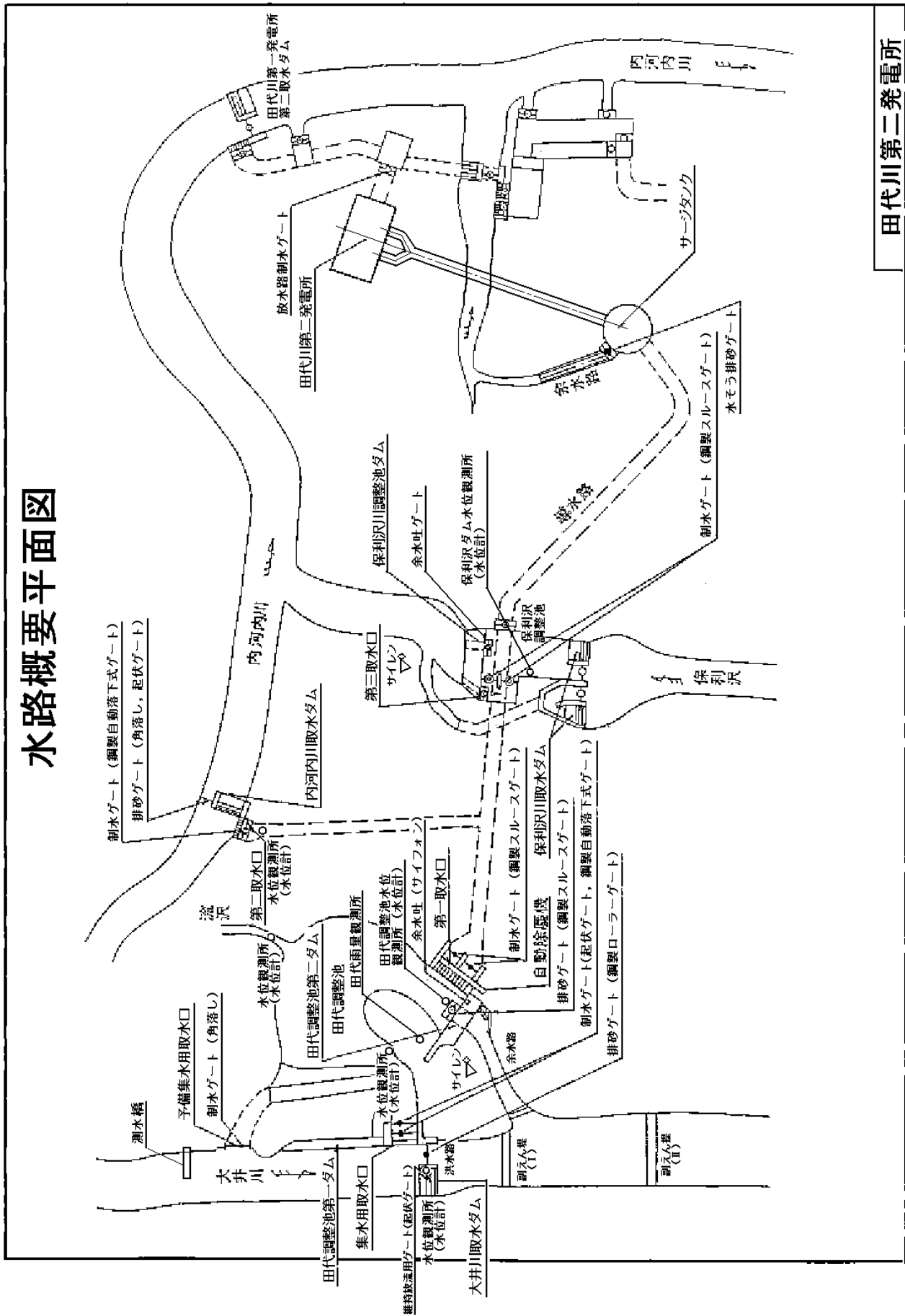




田代調整池水位

平成 年 田代川第二(谿)	田代調整池水位					大井川	大井川	河川名	大井川	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	特記事項
	1月	2月	3月	4月	5月													
日																		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		
31																		

# 水路概要平面図



田代川第二発電所

大 井 川 水 系 赤 石 沢 川

赤 石 水 力 発 電 所

赤 石 ダ ム 操 作 規 程

# 目 次

第1章	総 則 .....
	(第1条～第8条)
第2章	ダム等の管理の原則 .....
第1節	流水の貯留及び放流の方法 .....
	(第9条～第12条)
第2節	放流の際にとるべき措置等 .....
	(第13条～第18条)
第3章	洪水における措置に関する特則 .....
	(第19条～第21条)
附 則	.....

# 第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、赤石ダム（以下「ダム」という。）の操作の方法のほか、ダム及び赤石調整池（以下「調整池」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第 2 条 畑薙第一ダム管理所（以下「ダム管理所」という。）に、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者1人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び調整池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(ダム及び調整池の諸元等)

第 3 条 ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) ダム

イ 高さ	58.000m
ロ 堤頂の標高	1,118.000m
ハ 越流頂の標高	1,105.500m

ニ 洪水吐ゲート

(イ) 個々のゲートの規模及び数

高さ11.961mで幅7.40mのもの2門

(ロ) 個々のゲートの開閉の速さ

1分につき0.30m

ホ 排砂ゲート

(イ) 個々のゲートの規模及び数

高さ9.00mで幅4.00mのもの2門

(ロ) 個々のゲートの開閉の速さ

1分につき0.30m

ハ 放流管バルブ

(イ) 規模及び数

内径0.30mのもの1門

(ロ) バルブの開閉の速さ

1分につき0.02m

ト 設計洪水流量

1,060  $m^3/s$

(2) 調整池

イ 直接集水地域の面積

47.0  $km^2$

ロ 湛水区域の面積

0.174  $km^2$

ハ 最大背水距離

1.59 km

ニ 設計洪水位

標高 1,116.50m

(水位計による表示 10.50m)

ホ 常時満水位

標高 1,116.00m

(水位計による表示 10.00m)

ハ 予備放流水位

(イ) 洪水吐予備放流水位

標高 1,108.60m

(水位計による表示 2.60m)

(ロ) 排砂予備放流水位

標高 1,102.40m

(水位計による表示  $\Delta$ 3.60m)

ト 最低水位

標高 1,108.00m

(水位計による表示 2.00m)

チ 有効貯水容量 1,200,000  $m^3$

## ニ 洪水吐ゲート

(イ) 個々のゲートの規模及び数

高さ11.961mで幅7.40mのもの2門

(ロ) 個々のゲートの開閉の速さ

1分につき0.30m

## ホ 排砂ゲート

(イ) 個々のゲートの規模及び数

高さ9.00mで幅4.00mのもの2門

(ロ) 個々のゲートの開閉の速さ

1分につき0.30m

## ハ 放流管バルブ

(イ) 規模及び数

内径0.30mのもの1門

(ロ) バルブの開閉の速さ

1分につき0.02m

## ト 設計洪水流量

1,060  $m^3/s$

## (2) 調整池

イ 直接集水地域の面積

47.0  $km^2$

ロ 溢水区域の面積

0.174  $km^2$

ハ 最大背水距離

1.59 km

ニ 設計洪水位

標高 1,116.50m

(水位計による表示 10.50m)

ホ 常時満水位

標高 1,116.00m

(水位計による表示 10.00m)

ハ 予備放流水位

(イ) 洪水吐予備放流水位 標高 1,108.60m

(水位計による表示 2.60m)

(ロ) 排砂予備放流水位 標高 1,102.40m

(水位計による表示  $\Delta$ 3.60m)

ト 最低水位

標高 1,108.00m

(水位計による表示 2.00m)

チ 有効貯水容量 1,200,000  $m^3$

(流入量の算定方法)

第 8 条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と当該一定の時間における調整池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における調整池水位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を別図第 1 により求め、これらを差引計算して算定するものとする。



## 第2章 ダム等の管理の原則

### 第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第9条 調整池における流水の貯留は、常時満水位をこえてしてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第10条 ダムの洪水吐からの放流は、次の各号の一に該当する場合に限り、ダムの排砂路からの放流は、第3号、第4号、第5号又は第6号に該当する場合に限り、ダムの放流管からの放流は、第1号、第4号又は第6号に該当する場合に限り、それぞれすることができるものとする。

- (1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- (2) 前条の規定を守るため必要があるとき。
- (3) 第19条第2項、第20条第2号及び第21条第1号の規定により調整池から放流するとき。
- (4) ダムその他調整池内の施設又は工作物の点検又は整備のため必要があるとき。
- (5) 洪水警戒時に至った時において、調整池水位が洪水吐予備放流水位以下となっている場合で、排砂の必要があり、第20条第2号及び第21条第1号の規定により、調整池から放流するとき。

(6) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第11条 調整池からの放流は、第21条第1号の規定によってする場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように、別図第2に定めるところによってしなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において、調整池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート及び排砂ゲート並びに放流管バルブの操作の方法等)

第12条 ダムの洪水吐ゲート及び排砂ゲートを構成する個々のゲート（以下この条において「ゲート」という。）は次のようにいう。

- (1) 洪水吐ゲートは、左岸側のものを「第1号洪水吐ゲート」、右岸側のものを「第2号洪水吐ゲート」という。
- (2) 排砂ゲートは、左岸側のものを「第1号排砂ゲート」、右岸側のものを「第2号排砂ゲート」という。

2 ダムの洪水吐及び排砂路から放流する場合は、次の順序による。

- (1) ダムの洪水吐から放流する場合には、洪水吐ゲートを次の順序によって開き、第2号洪水吐ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれた洪水吐ゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。

第1号洪水吐ゲート

第2号洪水吐ゲート

- (2) ダムの排砂路から放流する場合には、排砂ゲートを次の順序によって開き、第2号排砂ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれた排砂ゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。ただし、堆砂の状況により、これによらないことができる。

第1号排砂ゲート

第2号排砂ゲート

- 3 前項の場合におけるゲートの一回の開閉の動きは、0.50mをこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において、やむを得ないと認められるときは、この限りではない。
- 4 1のゲートを開閉した後引き続き他のゲートを開閉するときは、当該1のゲートが始動してから少なくとも5秒を経過した後でなければ当該他のゲートを始動させてはならない。
- 5 洪水吐ゲート及び排砂ゲート並びにダムの放流管バルブは、第10条の規定により放流する場合又はダムの洪水吐、排砂路又は放流管の点検又は整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

## 第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第13条 法第48条の規定による通知は、ダムの洪水吐又は排砂路からの放流（当該放流の中途における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれのあるものを含む。以下次条において「ダム放流」という。）の開始の少なくとも1時間前に、別表第1（一）欄に定めるところにより行うものとする。

2 前項の通知をするときは、中部地方建設局長（以下「局長」という。）及び井川ダム管理主任技術者に対しても、別表第1（二）欄に定めるところにより、河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「令」という。）第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

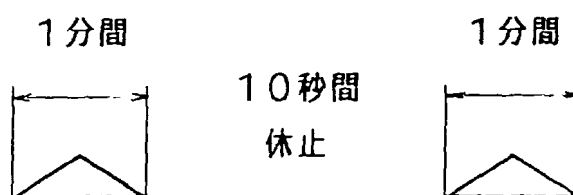
3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するための必要があると認められるときは、前2項の規定の例により通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第14条 法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から畑薙第一ダム湛水池終端地点までの赤石沢川及び大井川の区間についてとるものとする。

2 令第31条の規定による警告は、別表第2に掲げるサイレン及び警報車の拡声機により、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。

- (1) ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始約10分前に約2分間
- (2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により当該地点における赤石沢川及び大井川の水位の上昇が開始されると認められる時の約10分前に約2分間
- (3) サイレン1回当りの吹鳴方法は次のとおりとする。



- (4) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により、当該地点における赤石沢川及び大井川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分前

- 3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前2項の規定の例により警告しなければならない。

(ダムの操作に関する記録の作成)

第15条 ダムの洪水吐ゲート又は排砂ゲート若しくは放流管バルブを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項(その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第1号及び第2号に掲げる事項)を記録しておかなければならない。

ただし、放流管バルブについては、自動制御の間を除く。

- (1) 操作の理由

- (2) 開閉したゲート又はバルブの名称，その1回の開閉を終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度  
ただし，ゲートが全開の間はこの限りではない
- (3) ゲート又はバルブの1回の開閉を終えた時における調整池水位，流入量，ダム洪水吐，排砂路又は放流管からの放流に係る放流量及び使用水量
- (4) ダム洪水吐又は排砂路からの放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量
- (5) 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があったときは，その時刻及びその直後における使用水量
- (6) 法第48条の規定による通知（第13条第2項の規定による通知を含む。）及び令第31条の規定による警告の実施状況

（観測及び測定等）

第16条 法第45条の規定による観測は，別表第3に定めるところにより行うものとする。

2 法第45条の規定により観測すべき事項のほか，別表第4に掲げる事項については，同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。

3 前項のほか，次条第1項後段の規定に該当するとき，その他ダム又は調整池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは，すみやかに，別表第4に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

- 4 法第45条及び前第2項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければならない。

(点検及び整備等)

第17条 ダム及び調整池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は定期的に、及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は調整池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び調整池の点検（調整池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と調整池水位との関係の検討を含む。）を行い、ダム又は調整池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

- 2 前項の規定による点検及び整備の結果は、記録しておかなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第18条 ダム又は調整池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、局長に対し、別表第1（二）欄の例により、その旨を報告しなければならない。

### 第3章 洪水における措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第19条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置を取らなければならない。

- (1) 洪水時において、ダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。
  - (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車、夜間に、外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
  - (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
  - (4) 局長及び静岡県知事に対し、別表第1の例による、法第46条第1項の規定による通報をすること。
  - (5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
  - (6) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。
- 2 前項に掲げる措置のほか、次条第2号に規定する措置を容易ならしめるため必要な場合は、調整池から流水を放流すること。



(洪水警戒時における措置)

第20条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、調整池から放流すること。ただし、調整池からの放流は、第11条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
  - イ 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、洪水吐予備放流水位をこえているときは、調整池からの放流を行い、調整池水位が洪水吐予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
  - ロ 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、洪水吐予備放流水位に等しいときは、次の(イ)又は(ロ)の何れかによるものとする。
    - (イ) 洪水吐から放流する場合は、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
    - (ロ) 洪水吐及び排砂路から放流する場合は、調整池からの放流を行い、調整池水位が排砂予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
  - ハ 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、洪水吐予備放流水位を下まわっているときは、次の(イ)又は(ロ)の何れかによるものとする。
    - (イ) 洪水吐から放流する場合は、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、調整池水位を維持するか、あるいは調整池からの放流をしながら、又はしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が洪水吐予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(ロ) 洪水吐及び排砂路から放流する場合は、調整池からの放流を行い、調整池水位が排砂予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(洪水時における措置)

第21条 洪水時においては、第19条第1項第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 洪水時に至った時から、流入量が最大となった時を経て洪水時が経過するまでの間は、次の(イ)又は(ロ)の何れかによるものとする。

(イ) 前条第2号ロの(イ)による操作を行った場合は、ダムの洪水吐ゲートを全開とし、これを継続する。

(ロ) 前条第2号ロの(ロ)による操作を行った場合は、ダムの洪水吐ゲート及び排砂ゲートを全開とし、これを継続する。

ロ イに規定する時間が経過した時以後においては、次の(イ)又は(ロ)の何れかによるものとする。

(イ) 前条第2号ロの(イ)による操作を行った場合は、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留すること。

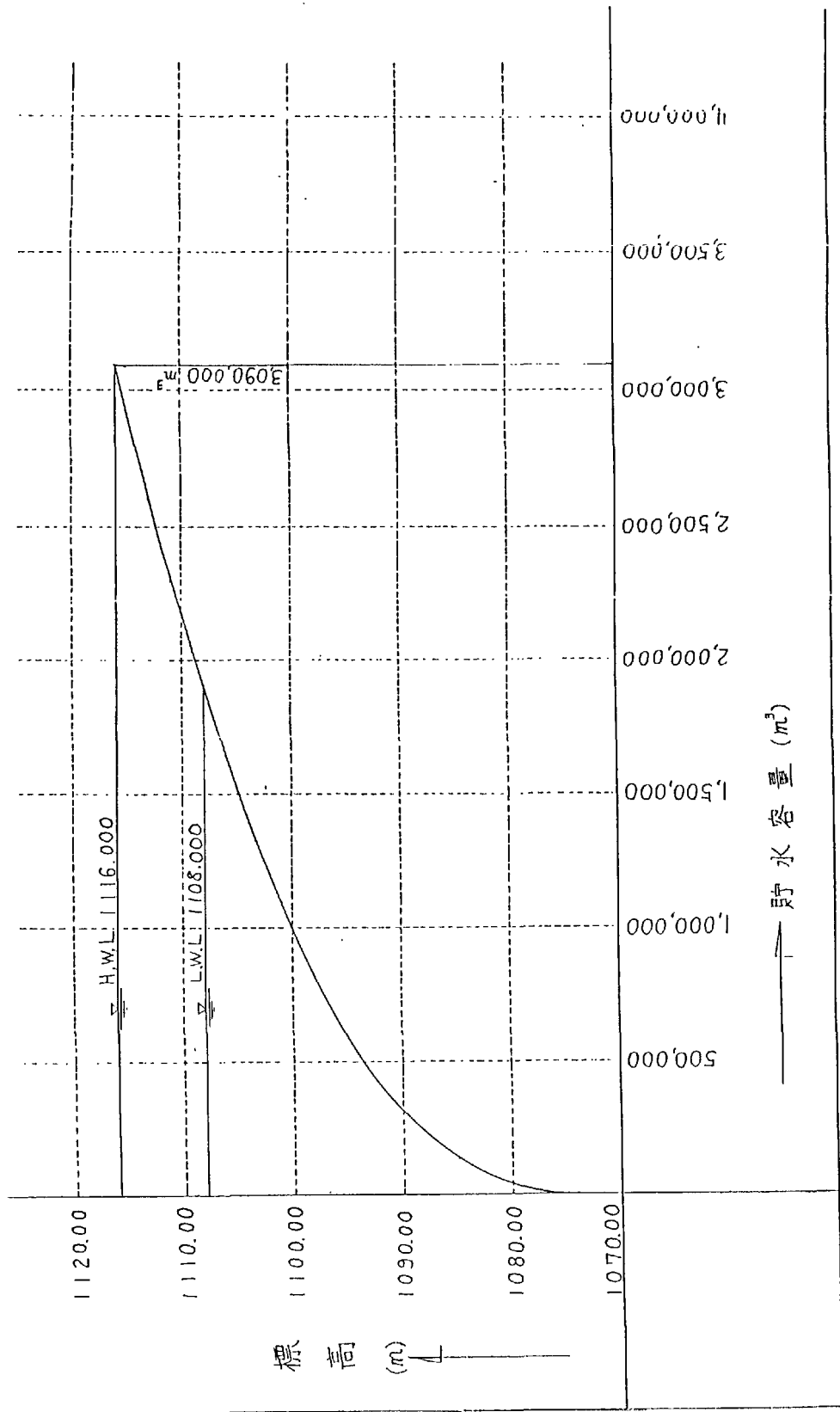
(ロ) 前条第2号ロの(ロ)による操作を行った場合は、洪水警戒時を解除するまでの間、洪水吐ゲート及び排砂ゲートの全開を継続し、これ以後は調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留すること。

- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び調整池の管理に必要な措置。

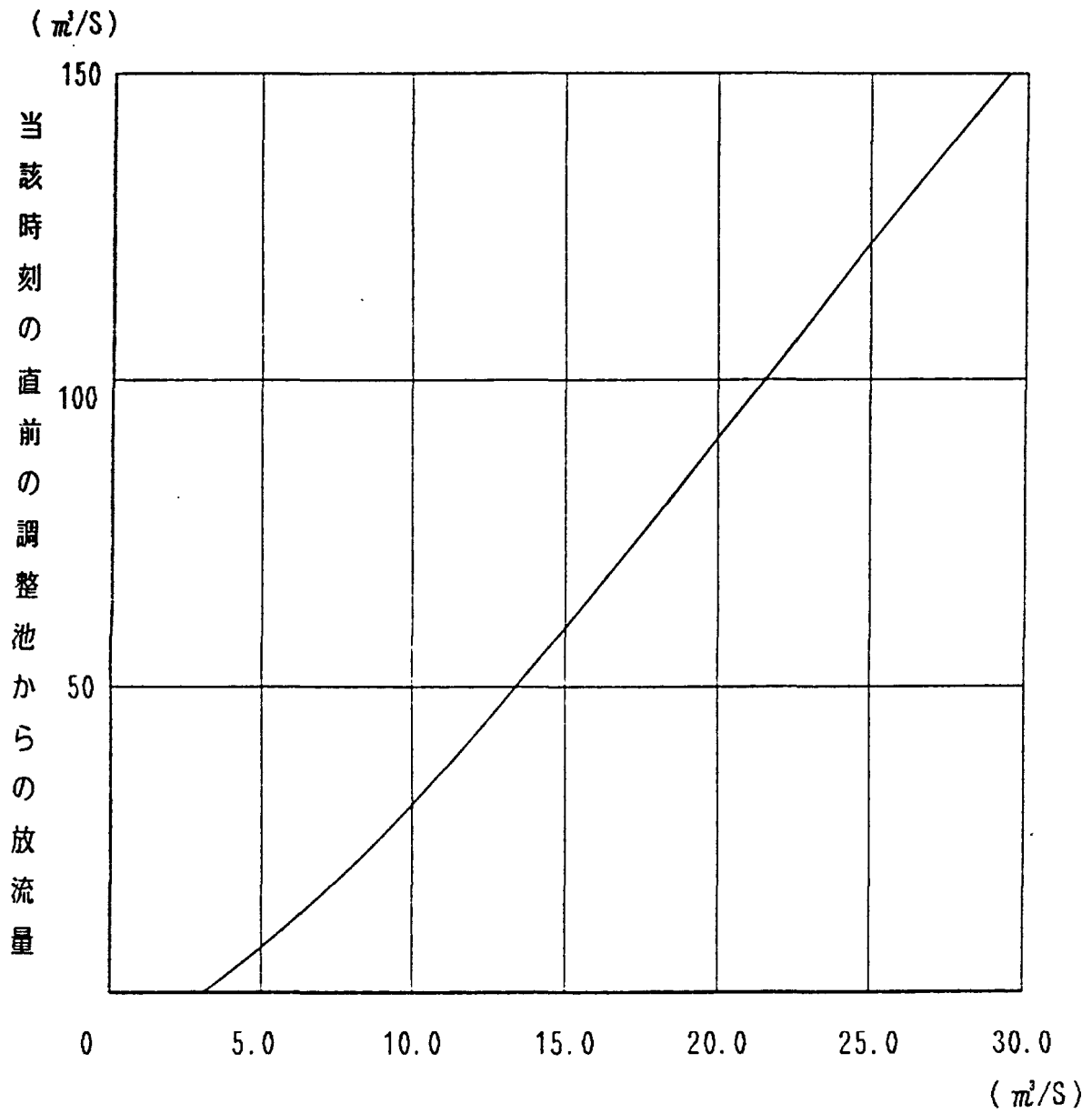
附 則        この規程は、平成2年3月16日から施行する。

赤石調整池容量曲線圖  
(平成元年1月現在)

別図第1 (第8条第2項)



別図第2 (第11条)



当該時刻後10分間における調整池からの放流量の増分の最大限度

別表第1（第13条、第18条及び第19条第4号）

	通知の相手方		通話の方法
	名 称	担当機関の名称	
(一)	静岡県知事	静岡土木事務所 維持調査課	加入電話
	静岡市長	井川支所	”
	静岡中央警察署長	井川幹部警察官派出所	”
(二)	中部地方建設局長	静岡河川工事事務所 管理課	”
	井川ダム管理主任技術者	井川ダム	専用電話

別表第2 (第14条第2項)

サイレンの名称		サイレンの位置	サイレンの構造 又は能力
警報中継局名	サイレン (警報局)		
No. 1 警報中継局	No. 1 サイレン (警報局)	静岡県静岡市岩崎字東山 783 番地 (赤石沢川右岸)	0.75 kW
	No. 2 サイレン (警報局)	" ( " )	0.75 kW
No. 2 警報中継局	No. 1 サイレン (警報局)	" (大井川右岸)	0.75 kW
	No. 2 サイレン (警報局)	" ( " )	0.75 kW
No. 3 警報中継局	No. 1 サイレン (警報局)	" ( " )	3.7 kW
	No. 2 サイレン (警報局)	" ( " )	0.75 kW
	No. 3 サイレン (警報局)	" ( " )	3.7 kW
No. 4 警報中継局	No. 1 サイレン (警報局)	" ( " )	0.75 kW
	No. 2 サイレン (警報局)	" ( " )	0.75 kW
	No. 3 サイレン (警報局)	静岡県静岡市田代字居谷 1302 番地 ( " )	3.7 kW
No. 5 警報中継局	No. 1 サイレン (警報局)	" ( " )	2.2 kW
	No. 2 サイレン (警報局)	静岡県静岡市田代字樽沢 1271 番地 (大井川左岸)	2.2 kW
	No. 3 サイレン (警報局)	静岡県静岡市田代字枯木戸 1270 番地 ( " )	2.2 kW
No. 6 警報中継局	No. 1 サイレン (警報局)	" ( " )	2.2 kW

別表第3（第16条第1項）

観測すべき 事項	観 測 施 設			観測の回数	摘 要
	名 称	位 置	構造又は能力		
調整池水位 及び流入量	赤石調整池 水位観測所	静岡県静岡 市岩崎字東 山783-14 (赤石ダム)	直送式自記水位 計	毎日1回 (洪水時には30 分ごとに1 回、洪水警 戒時には60分 ごとに1回)	流入量は第 8条の規定 により、流 量は水位の 観測結果に 基づきそれ ぞれ算定す る。
水位及び 流量	赤石沢水位 観測所	静岡県静岡 市田代字鳥 森1301-3 (赤石沢川 左岸)	テレメーター式 自記水位計		
降 水 量	赤石ダム 雨量観測所	静岡県静岡 市岩崎字東 山783-14 (赤石ダム)	直送式自記雨量 計		

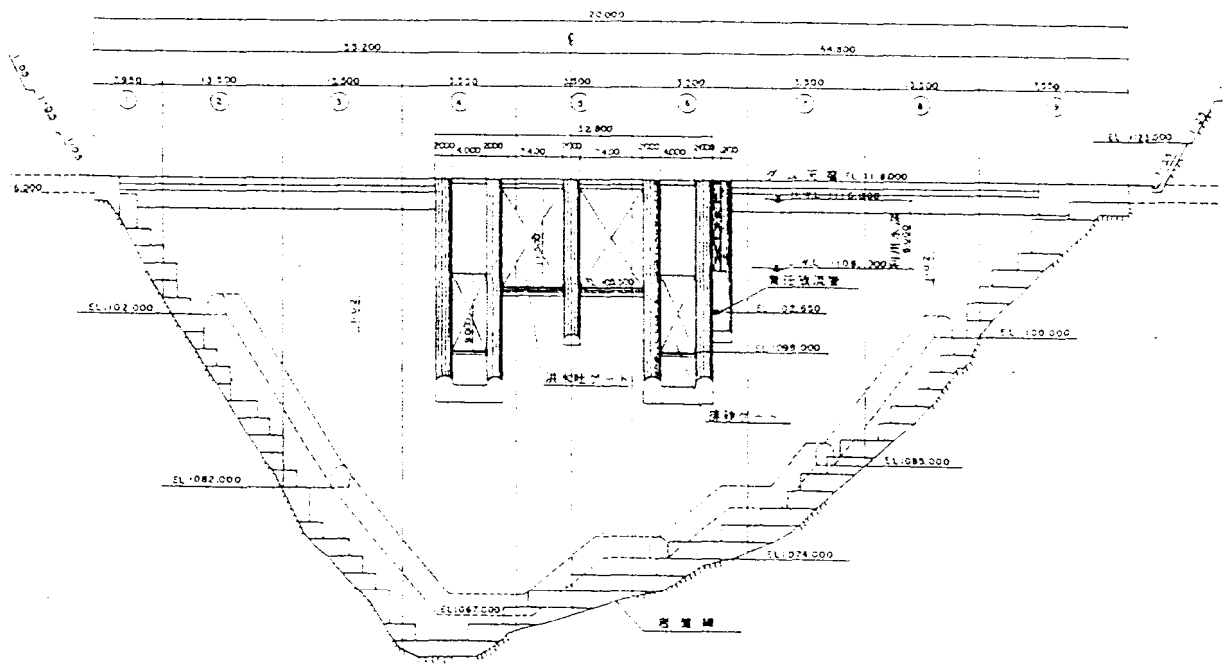


別表第4（第16条第2項及び第3項）

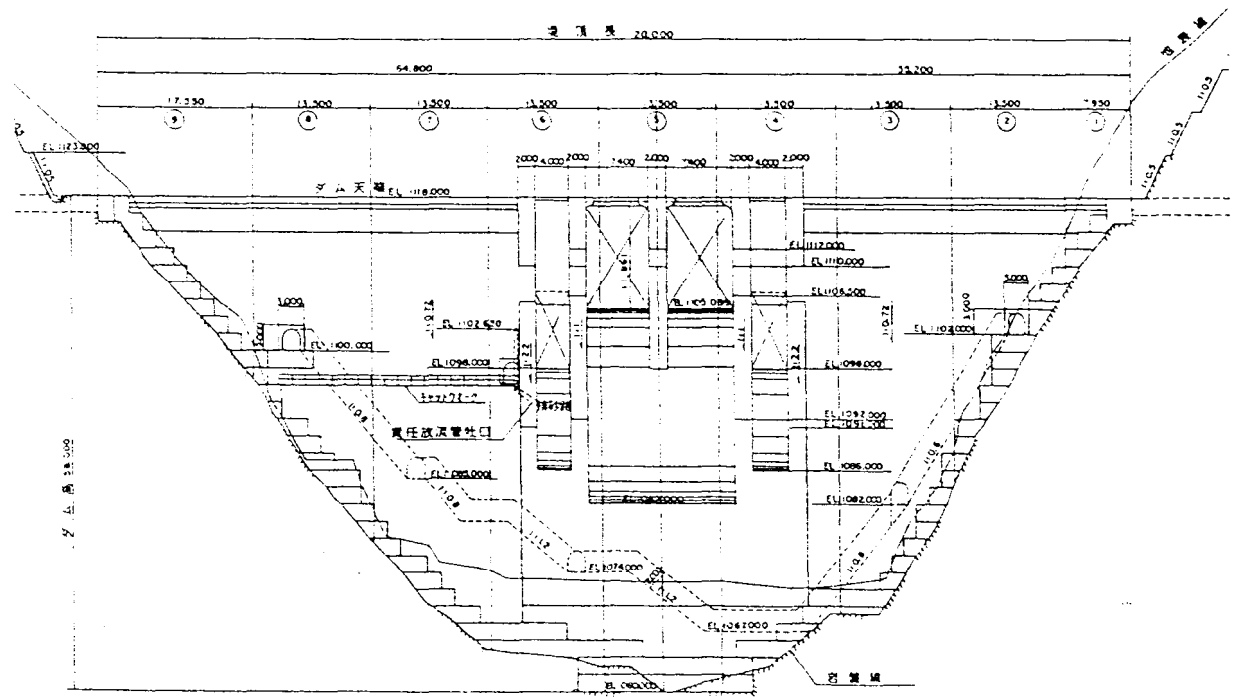
観測又は測定すべき事項		観測又は測定回数	摘要
気象	ダム地点における天気、気温、風向、風速及び降水量	毎日	
水象	使用水量及び調整池の表面付近の水温	毎日	
ダムの	変形及び揚圧力	少なくとも毎四半期1回	
状況	漏水量	少なくとも毎月2回	
調整池内及びその末端付近の堆砂の状況並びにダム下流の河床変動の状況		少なくとも毎年1回	
減勢池内のコンクリート構造物基礎の洗掘状況		洪水終了後1回	

# 赤石ダム

## ダム上流面図



## ダム下流面図



大井川水系大井川

畑薙第一発電所

畑薙第一ダム操作規程

## 目 次

第 1 章	総 則 (第 1 条～第 9 条)	-----
第 2 章	ダム等の管理の原則	-----
第 1 節	流水の貯留及び放流の方法	-----
	(第 1 0 条～第 1 3 条)	
第 2 節	放流の際にとるべき措置等	-----
	(第 1 4 条～第 1 9 条)	
第 3 章	洪水に対する措置に関する特則	-----
	(第 2 0 条～第 2 3 条)	
附 則		-----

# 第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、畑薙第一ダム（以下「ダム」という。）の操作の方法のほか、ダム及び畑薙第一貯水池（以下「貯水池」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第 2 条 井川ダム管理所に、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 50 条第 1 項に規定する管理主任技術者 1 人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令、並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(ダム及び貯水池の諸元等)

第 3 条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となるべき事項は次のとおりとする。

(1) ダム

イ 高 さ	1 2 5 . 0 0 m
ロ 堤頂の標高	9 4 5 . 0 0 m
ハ 越流頂の標高	9 3 5 . 0 0 m
ニ 洪水吐ゲート	
(イ) 個々のゲートの規模及び数	
高さ 7 . 5 0 m で幅 1 3 . 6 0 m のもの	4 門
(ロ) 個々のゲートの開閉の速さ	
1 分につき	0 . 3 0 m
ホ 放水管ゲート	
(イ) ゲートの規模及び数	
内径 2 . 3 0 m のもの	1 門
(ロ) ゲートの開閉の速さ	
1 分につき	0 . 3 0 m
ヘ 設計洪水量	1 , 7 0 0 m <sup>3</sup> /s

(2) 貯水池

イ 直接集水地域の面積	3 1 8 . 0 0 km <sup>2</sup>
ロ 湛水区域の面積	2 . 5 1 1 km <sup>2</sup>
ハ 最大背水距離	7 . 0 8 0 km
ニ 設計洪水位	標 高 9 4 2 . 0 0 m
	(水位計による表示 4 4 . 0 0 m)
ホ 常時満水位	標 高 9 4 2 . 0 0 m
	(水位計による表示 4 4 . 0 0 m)
ヘ 予備放流水位	標 高 9 3 9 . 0 0 m
	(水位計による表示 4 1 . 0 0 m)
ト 最低水位	標 高 8 9 8 . 0 0 m
	(水位計による表示 0 . 0 0 m)
チ 有効貯水容量	8 0 , 0 0 0 , 0 0 0 m <sup>3</sup>

(3) 最大使用水量 1 6 0 m<sup>3</sup>/s

(4) 最大揚水量 1 5 0 m<sup>3</sup>/s

(洪水および洪水時)

第 4 条 この規程において「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が 6 0 0 m<sup>3</sup>/s 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として大雨警報が行われ、その他洪水の発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、この警報が解除され、又は切り替えられ、かつ、洪水の発生するおそれが少ないと認められるまで間で、洪水時を除く間をいう。

(洪水処理時)

第6条 この規程において「洪水処理時」とは、洪水警戒時中洪水時が終った時から、洪水警戒時が解除されるまで、又は解除されることなく貯水池への流入量が再び増加し、洪水時に至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第7条 この規程において「予備警戒時」とは、第5条の予報区を対象として大雨注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることがなくこの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第8条 貯水池の水位（以下「貯水位」という。）は、畑薙第一貯水池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第9条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における貯水池の貯水量の増分（畑薙第一発電所揚水量は除く。）と当該一定の時間における貯水池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間に除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及び、これが終わる時における貯水位にそれぞれ対応する貯水池の貯水量を別図第1により求め、これらを差引計算して算定するものとする。

## 第2章 ダム等の管理の原則

### 第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第10条 貯水池における流水の貯留は、第22条第1号の規定により貯水池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位をこえてしてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第11条 ダムの洪水吐からの放流は、次の第1号から第4号まで又は第6号に該当する場合に限り、放水管からの放流は、第1号又は第4号から第6号までに該当する場合に限り、それぞれすることができるものとする。

- (1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- (2) 前条の規定を守るため必要があるとき。
- (3) 第20条第2項、第21条第2号、第22条第1号及び第23条の規定により貯水池から放流するとき。
- (4) ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検又は整備のため必要があるとき。
- (5) 貯水池内の排砂を行う必要があるとき。
- (6) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第12条 貯水池からの放流は、第22条第1号の規定による場合のほか、畑薙第二調整池の水位の変動が畑薙第二ダム下流の水位の急激な変動を生じないように別図第2に定めるところによってしなければならない。

ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において、貯水池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート及び放水管ゲートの操作の方法等)

第13条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート（以下この条において「ゲート」という。）は、左岸に最も近いものから右岸に向かって順次「第1号ゲート」、「第2号ゲート」、「第3号ゲート」、及び「第4号ゲート」という。

2 ダムの洪水吐から放流する場合においては、原則としてゲートの開閉は4門同時に操作するものとする。

ただし、初期放流時又は特別の理由がある場合は、次の順序によって開き、第1号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。

第3号ゲート

第2号ゲート

第4号ゲート

第1号ゲート

3 前項の場合におけるゲートの1回の開閉の動きは、0.30mをこえてはならない。  
ただし、流入量が急激に増加している場合において、やむを得ないと認められるときはこの限りでない。

4 ゲート及びダムの放水管ゲートは、第11条の規定により放流する場合又はダムの洪水吐若しくは放水管の点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

## 第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

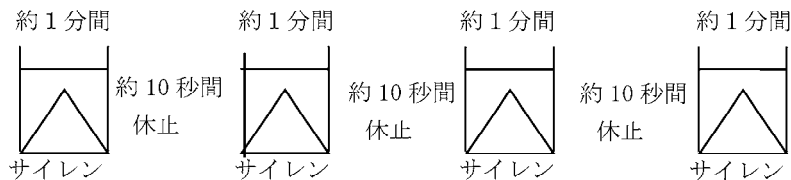
第14条 法第48条の規定による通知は、ダムの洪水吐又は放水管からの放流（当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下次条において「ダム放流」という。）の開始の少なくとも1時間前に、別表第1(一)欄に定めるところにより行うものとする。

2 前項の通知をするときは、中部地方整備局長（以下「局長」という。）に対しても、別表第1(二)欄に定めるところにより、河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「令」という。）第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第15条 法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から畑薙第二ダム地点までの大井川の区間についてとるものとする。

2 令第31条の規定による警告は、別表第2に掲げるダム地点に設置されたサイレンによる警告にあっては、ダム放流の開始約10分前に4分間行うものとする。



(ダムの操作に関する記録の作成)

第16条 ダムの洪水吐ゲート又は放水管ゲートを操作した場合には、次の各号に掲げる事項（その開閉がダムからの放流を伴わなかったときは、第1号及び第2号に掲げる事項）を記録しておかなければならない。

- (1) 操作の理由
- (2) 開閉したゲートの名称、その1回の開閉を終えた時刻及びこれを終えた時におけるその開度
- (3) ゲートの1回の開閉を終えた時における貯水位、流入量、ダムの洪水吐又は放水管からの放流に係る放流量及び使用水量
- (4) ダムの洪水吐又は放水管からの放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量
- (5) 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があったときは、その時刻及びその直後における使用水量
- (6) 法第48条の規定による通知（第14条第2項の規定による通知を含む。）及び令第31条の規定による警告の実施状況

(観測及び測定等)

第17条 法第45条の規定による観測は、別表第3に定めるところにより行うものとする。

2 法第45条の規定による観測すべき事項のほか、別表第4に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。

3 前項のほか、次条第1項後段の規定に該当するとき、その他ダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに、別表第4に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

4 法第45条及び前2項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければならない。

(点検及び整備等)

第18条 ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に、及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び貯水池の点検（貯水池付近の土地



の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。)を行い、ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

2 前項の規定による点検及び整備の結果は、記録しておかなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第19条 ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、局長に対し、別表第1(二)欄の例により、その旨を報告しなければならない。

### 第3章 洪水に対する措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第20条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
  - (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン、夜間に、外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
  - (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
  - (4) 局長及び静岡県知事に対し、別表第1の例による法第46条第1項の規定による通報をすること。
  - (5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
  - (6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置
- 2 前項に掲げる措置のほか、次条第2号に規定する措置を容易ならしめるため必要な流量の流水を貯水池から放流すること。

(洪水警戒時における措置)

第21条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し又は貯水池に流水を貯留すること、ただし、貯水池からの放流は、第12条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
  - イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位をこえているときは、貯水池からの放流を行い、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
  - ロ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
  - ハ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第22条 洪水時においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。

ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

  - イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を貯水池から放流すること。
    - (イ) 洪水時に至った時以後30分間においては、 $600\text{ m}^3/\text{s}$
    - (ロ) (イ)に規定する時間が経過した時からダムのすべての洪水吐ゲートが全開となるまでの間は、30分前に生じた流入量に相当する流量
    - (ハ) (ロ)に規定する時間が経過した時から流入量が最大となった時（以下「最大時」という。）を経て、流入量と放流量が等しくなるまでの間は、すべてのゲートを全開とした時の放流量
    - (ニ) (ハ)に規定する時間が経過した時から洪水時が経過するまでの間は、流入量に相当する流量
    - (ホ) (ロ)の場合において、ダムのすべての洪水吐ゲートが全開に至らないで最大時に達した時は流入量と放流量が等しくなるまでの間は最大時の放流量

- (ハ) (ホ)に規定する時間が経過した時以後は(ニ)に規定する放流量
- (ト) (ニ)の場合において、流入量が再び増加を始めた時は、その時以後30分間は増加を始めた時の放流量
- (チ) (ト)に規定する時間が経過した時以後は(イ)以下の順序でそれぞれ各号の規定による放流量
- ロ イの規定にかかわらず、洪水時が始まる時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時から、イ(ニ)に規定する時間が経過するまでの間においては、イの規定の例により貯水池から放流すること。
- ハ イ(ニ)に規定する時間が経過した時以後においては貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水処理時における措置)

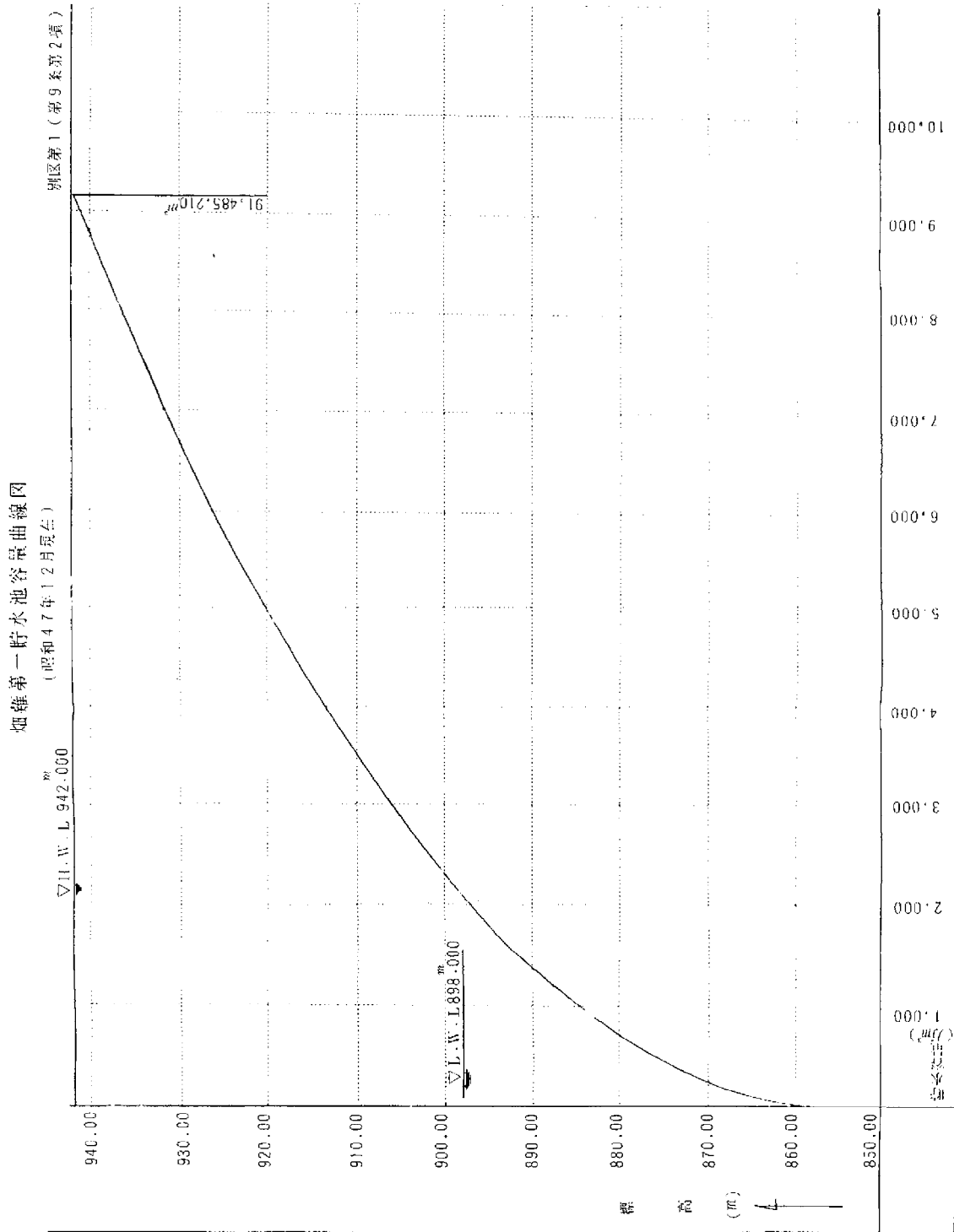
第23条 洪水処理時においては第21条に規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 1 洪水処理時に至った時において前条第1号イの規定に基づき、放流していた流量を継続し、すみやかに貯水位を予備放流水位に等しくなるように努めること。
- 2 洪水処理時に至った時において、貯水位が予備放流水位に等しい場合においては、流入量に相当する流量を放流すること。

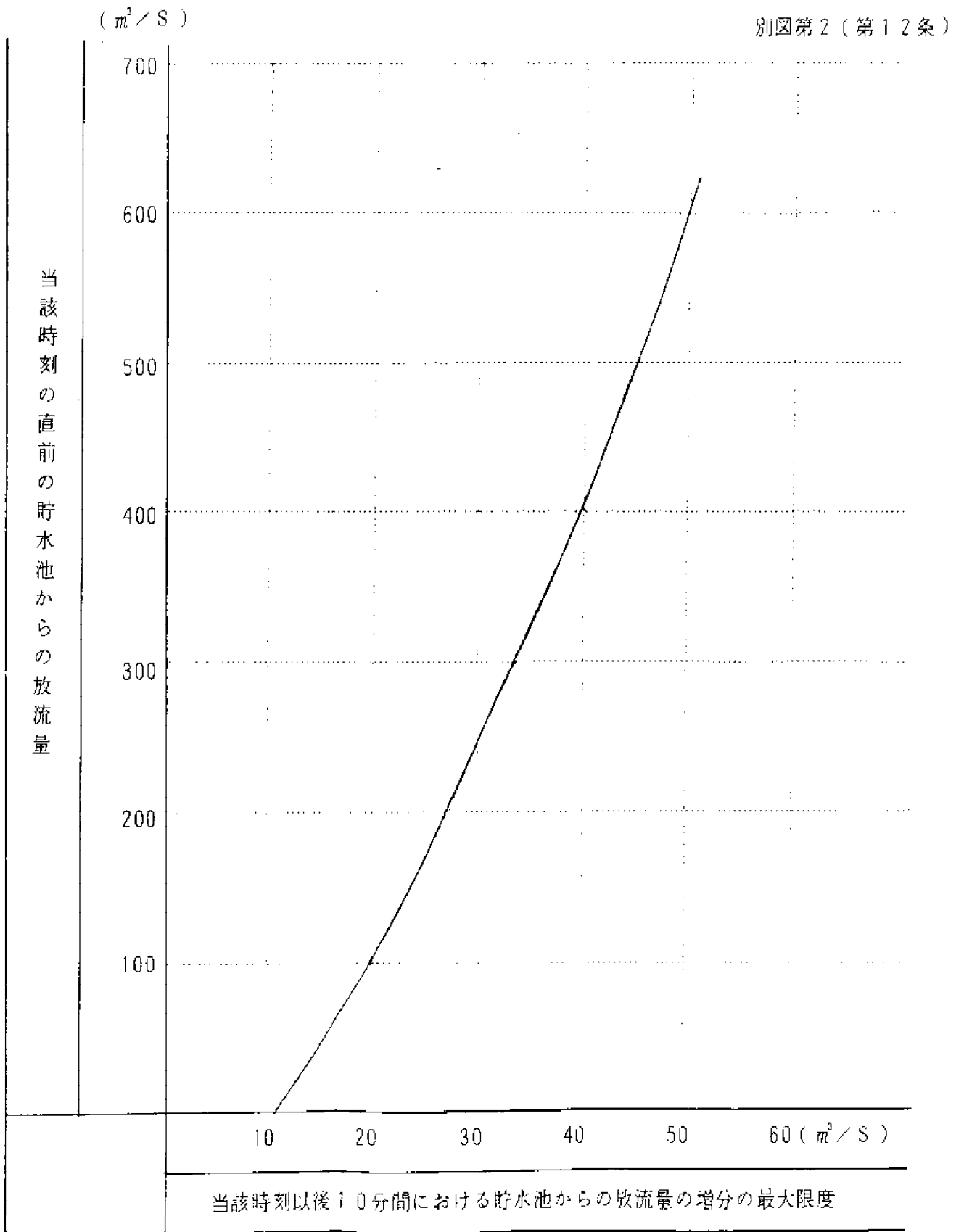
附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 31 日から施行する。

別図第1 (第9条第2項)



別図第2 (第12条)



別表第1 (第14条、第19条及び第20条第4号)

	通知の相手方		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名称		
(一)	静岡県知事	島田土木事務所 維持管理課	FAX又は加入電話	
	静岡市長	井川支所	〃	
	静岡中央警察署長	井川交番	〃	
(二)	中部地方整備局長	静岡河川事務所 占用調整課	〃	

別表第2 (第15条第2項)

サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造又は能力	摘要
第1号サイレン(ダム)	静岡県静岡市葵区田代字芦沢1210番の4 (大井川左岸)	2.2kW	

別表第3 (第17条第1項)

観測すべき事項	観測施設			観測の回数	摘要
	名称	位置	構造又は能力		
貯水位及び流入量	畑薙第一貯水池 水位観測所	静岡県静岡市葵区田代字 芦沢1210番の4	水位計	毎日1回以上 (洪水時、洪水警戒時においては、60分ごとに1回)	流入量は第9条の規定により、流量は水位の観測結果に基づき、それぞれ算定するものとする。
水位及び流量	木賊えん堤 水位観測所	静岡県静岡市葵区田代字 奥西河内1300番の2 (大井川右岸)	〃		
降水量	木賊えん堤 雨量観測所	静岡県静岡市葵区田代字 奥西河内1300番の2	雨量計		
	二軒小屋 雨量観測所	静岡県静岡市葵区田代字 上千石1280番の1	〃		

※観測したデータは、井川ダム管理所等でリアルタイムに確認し、記録する。

別表第4 (第17条第2項及び第3項)

観測又は測定すべき事項		観測又は測定回数	摘要
気象	ダム地点における天候及び気温	毎日	
水象	使用水量及び貯水池の表面付近の水温	〃	
ダムの状況	変形及び揚圧力	少なくとも毎4半期1回	
	漏水量(滲出水量) ホロー内	少なくとも毎月2回	
貯水池内及びその末端付近の堆砂の状況		少なくとも毎年1回	





大井川水系大井川

畑薙第二発電所

## 畑薙第二ダム操作規程

## 目 次

第1章	総 則（第1条～第9条）	-----
第2章	ダム等の管理の原則	-----
第1節	流水の貯留及び放流の方法	-----
	（第10条～第13条）	
第2節	放流の際にとるべき措置等	-----
	（第14条～第19条）	
第3章	洪水に対する措置に関する特則	-----
	（第20条～第23条）	
附 則		-----

# 第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、畑薙第二ダム（以下「ダム」という。）の操作の方法のほか、ダム及び畑薙第二調整池（以下「調整池」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第 2 条 井川ダム管理所に、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 50 条第 1 項に規定する管理主任技術者 1 人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び調整池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(ダム及び調整池の諸元等)

第 3 条 ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) ダム

イ 高 さ 69.00m

ロ 堤頂の標高 849.00m

ハ 越流頂の標高 836.00m

ニ 洪水吐ゲート

(イ) 個々のゲートの規模及び数

高さ 11.50m で幅 8.80m のもの 3 門

(うち 1 門は高さ 2.50m で幅 5.00m の流芥ゲートつき)

(ロ) 個々のゲートの開閉の速さ

1 分につき 0.30m

ホ 放水管ゲート

(イ) ゲートの 規模及び数

高さ 3.00m で幅 3.30m のもの 1 門

(ロ) ゲートの開閉の速さ

1 分につき 0.30m

ヘ 設計洪水流量 1,700m<sup>3</sup>/s

(2) 調整池

イ 直接集水地域の面積 329.2km<sup>2</sup>

ロ 湛水区域の面積 0.491km<sup>2</sup>

ハ 最大背水距離 3.934km

ニ 設計洪水位 標高 847.00m

(水位計による表示 10.00m)

ホ 常時満水位 標高 847.00m

(水位計による表示 10.00m)

ヘ 予備放流水位 標高 846.20m

(水位計による表示 9.20m)

ト 最低水位 標高 839.00m

(水位計による表示 2.00m)

チ 有効貯水容量 3,600,000m<sup>3</sup>

(3) 最大使用水量 62.00m<sup>3</sup>/s

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量（以下「流入量」という。）が $600\text{ m}^3/\text{s}$ 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として大雨警報が行われ、その他洪水の発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、この警報が解除され、又は切り替えられ、かつ、洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間をいう。

(予備警戒時)

第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として大雨注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることなく、この注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(調整池水位の算定方法)

第7条 調整池の水位（以下「調整池水位」という。）は、畑薙第二調整池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第8条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と当該一定の時間における調整池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における調整池水位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を別図第1により求め、これらを差引計算して算定するものとする。

## 第2章 ダム等の管理の原則

### 第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第9条 調整池における流水の貯留は、第21条第1号の規定により調整池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位をこえてしてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第10条 ダムの洪水吐からの放流は第1号から第4号まで又は第6号に該当する場合に限り、ダムの放水管からの放流は第1号、第4号、第5号及び第6号に該当する場合に限り、ダムの流芥ゲートからの放流は第4号及び第6号に該当する場合に限り、それぞれすることができるものとする。

- (1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- (2) 前条の規定を守るため必要があるとき。
- (3) 第20条第2号及び第21条第1号の規定により調整池から放流するとき。
- (4) ダムその他調整池内の施設又は工作物の点検、整備及び流芥のため必要があるとき。
- (5) 調整池内の排砂を行う必要があるとき。
- (6) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第11条 調整池からの放流は、第21条第1号の規定によってする場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように、別図第2に定めるところによってしなければならない。

ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において、調整池からの放流を増加することができる。

(洪水吐ゲート等の操作の方法等)

第12条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート（以下この条において「ゲート」という。）は、左岸に最も近いものから、右岸に向かって順次「第1号ゲート」、「第2号ゲート」及び「第3号ゲート」という。

2 ダムの洪水吐から放流する場合においては、ゲートを次の順序によって開き、第1号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。

第2号ゲート

第3号ゲート

第1号ゲート

3 前項の場合におけるゲートの1回の開閉の動きは、0.50mをこえてはならない。

ただし、流入量が急激に増加している場合において、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

4 一のゲートを開閉した後引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該一のゲートが動き始めた時から少なくとも30秒を経過した後でなければ当該他のゲートを始動させてはならない。

5 ゲート並びにダムの放水管ゲート及び流芥ゲートは、第10条の規定により放流する場合又はダムの洪水吐、放水管若しくは流芥ゲートの点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

## 第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第13条 法第48条の規定による通知は、ダムの洪水吐、放水管又は流芥ゲートからの放流（当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下次条において「ダム放流」という。）の開始の少なくとも1時間前に、別表第1(一)欄に定めるところにより行うものとする。

2 前項の通知をするときは、中部地方整備局長（以下「局長」という。）に対しても、別表第1(二)欄に定めるところにより、河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「令」という。）第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前2項の規定の例により通知しなければならない。

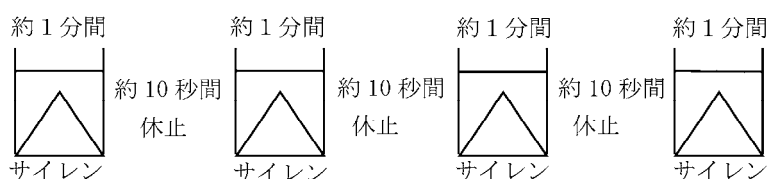
(放流の際の一般に周知させるための措置)

第14条 法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から井川ダム地点までの大井川の区間についてとるものとする。

2 令第31条の規定による警告は、別表第2に掲げるサイレン及び警報車の拡声器により、次の各号に掲げる時期により行うものとする。

(1) ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始約10分前に約4分間

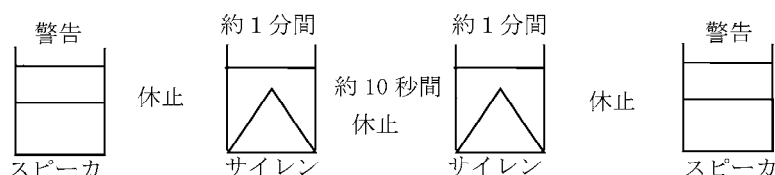
(2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により当該地点における大井川の水位の上昇が開始されると認められる時の約10分前に約4分間



(3) 警報車の拡声器の警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により、当該地点における大井川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分前

3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、次に掲げる時期に行うものとする。

(1) 発電所放水口地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、発電放流の開始約10分前に約2分間とし、スピーカによる警告を併せて行う。



(2) 発電所地点以外の下流地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、発電放流により当該地点における大井川の水位の上昇が認められる時の約10分前までに2分間とし、スピーカによる警告を合わせて行う。

(3) 警報車の拡声器による警告にあつては、発電放流により、当該地点における大井川の水位上昇が認められる時の約15分前

(ダム の 操作 に 関 する 記 録 の 作 成)

第 15 条 ダム の 洪水 吐 ゲート 及 び 放 水 管 の ゲート 若 しくは 流 芥 ゲート を 操作 した 場 合 に お いて は、次 の 各 号 に 掲 げ る 事 項 (そ の 開 閉 が ダム か ら の 放 流 を 伴 わ な か っ た と き は、第 1 号 お よ び 第 2 号 に 掲 げ る 事 項) を 記 録 し て お か な け れ ば な ら ない。

- (1) 操作 の 理 由
- (2) 開 閉 した ゲート の 名 称、そ の 1 回 の 開 閉 を 終 えた 時 刻 及 び こ れ を 終 えた 時 に お け る そ の 開 度
- (3) ゲート の 1 回 の 開 閉 を 終 えた 時 に お け る 調 整 池 水 位、流 入 量、ダム の 洪水 吐、放 水 管 又 は 流 芥 ゲート か ら の 放 流 に 係 る 放 流 量 及 び 使 用 水 量
- (4) ダム の 洪水 吐、放 水 管 又 は 流 芥 ゲート か ら の 放 流 に 係 る 最 大 放 流 量 が 生 じ た 時 刻 及 び そ の 最 大 放 流 量
- (5) 発 電 の 開 始 若 しくは 終 了 又 は 使 用 水 量 の 変 更 が あ っ た と き は、そ の 時 刻 及 び そ の 直 後 に お け る 使 用 水 量
- (6) 法 第 48 条 の 規 定 に よ る 通 知 (第 13 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 通 知 を 含 む。) 及 び 令 31 条 の 規 定 に よ る 警 告 の 実 施 状 況

(観 測 及 び 測 定 等)

第 16 条 法 第 45 条 の 規 定 に よ る 観 測 は、別 表 第 3 に 定 め る と ころ に よ り 行 う も の と す る。

- 2 法 第 45 条 の 規 定 に よ り 観 測 す べ き 事 項 の ほ か、別 表 第 4 に 掲 げ る 事 項 に つ い て は、同 表 に 定 め る と ころ に よ り 観 測 又 は 測 定 し な け れ ば な ら ない。
- 3 前 項 の ほ か、次 条 第 1 項 後 段 の 規 定 に 該 当 す る と き、そ の 他 ダム 又 は 調 整 池 に つ い て 異 常 か つ 重 大 な 状 態 が 発 生 し て い る と 疑 わ れ る 事 情 が あ る と き は、す み や か に、別 表 第 4 に 掲 げ る 事 項 の う ち、ダム の 状 況 に 関 す る も の の 測 定 を し な け れ ば な ら ない。
- 4 法 第 45 条 及 び 前 2 項 の 規 定 に よ る 観 測 及 び 測 定 の 結 果 は、記 録 し て お か な け れ ば な ら ない。

(点 検 及 び 整 備 等)

第 17 条 ダム 及 び 調 整 池 並 び に こ れ ら の 管 理 上 必 要 な 機 械、器 具 及 び 資 材 は、定 期 に、及 び 時 宜 に よ り そ の 点 検 及 び 整 備 を 行 う こ と に よ り、常 時 良 好 な 状 態 に 維 持 し な け れ ば な ら ない。特 に、洪水 又 は 暴 風 雨、地 震 そ の 他 こ れ ら に 類 す る 異 常 な 現 象 で そ の 影 響 が ダム 又 は 調 整 池 に 及 ぶ も の が 発 生 した と き は、そ の 発 生 後 す み や か に、ダム 及 び 調 整 池 の 点 検 (調 整 池 付 近 の 土 地 の 形 状 の 変 化 の 観 測 及 び ダム に 係 る 地 山 か ら に じ み 出 る 水 の 量 と 調 整 池 水 位 と の 関 係 の 検 討 を 含 む。) を 行 い、ダム 又 は 調 整 池 に 関 す る 異 常 な 状 態 が 早 期 に 発 見 さ れ る よ う に し な け れ ば な ら ない。

- 2 前 項 の 規 定 に よ る 点 検 及 び 整 備 の 結 果 は、記 録 し て お か な け れ ば な ら ない。

(異 常 か つ 重 大 な 状 態 に 関 す る 報 告)

第 18 条 ダム 又 は 調 整 池 に 関 す る 異 常 か つ 重 大 な 状 態 が 発 見 さ れ た と き は、直 ち に 局 長 に 対 し、別 表 第 1 (二) 欄 の 例 に よ り、そ の 旨 を 報 告 し な け れ ば な ら ない。

### 第3章 洪水に対する措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第19条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時においてダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車、夜間に、外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 局長及び静岡県知事に対し、別表第1の例による、法第46条第1項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

(洪水警戒時における措置)

第20条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、調整池から放流し又は調整池に流水を貯留すること。  
ただし、調整池からの放流は、第11条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
  - イ 洪水警戒時に至ったときにおける調整池水位が予備放流水位をこえているときは、調整池からの放流を行い、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
  - ロ 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
  - ハ 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
- (3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第21条 洪水時においては、第19条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。  
ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。
  - イ 洪水時が始まった時から、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開とすることとなるまでの間、これを継続すること。
  - ロ イに規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開にしておき、流入量が最大となった時を経て、調整池水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。
  - ハ ロに規定する時間が経過した時から、流入量が600m<sup>3</sup>/sになるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
  - ニ ハに規定する時間が経過した時以後においては、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留すること。
  - ホ イから二までの規定にかかわらず、洪水時が始まる時における調整池水位が予備放流水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、イから二までの規定の例により調整池から放流すること。



- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

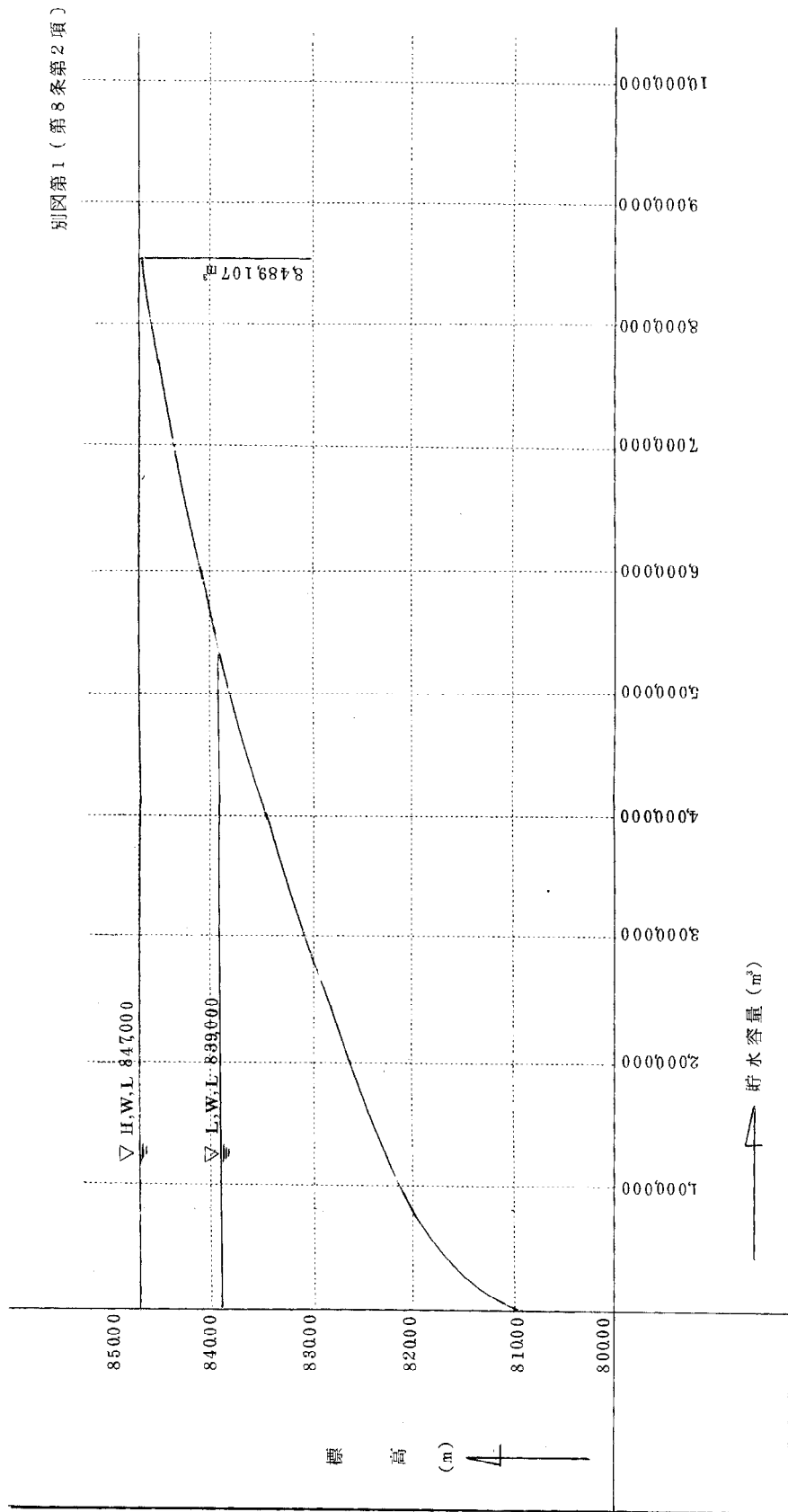
附 則

この規程は、平成28年 5月31日から施行する。

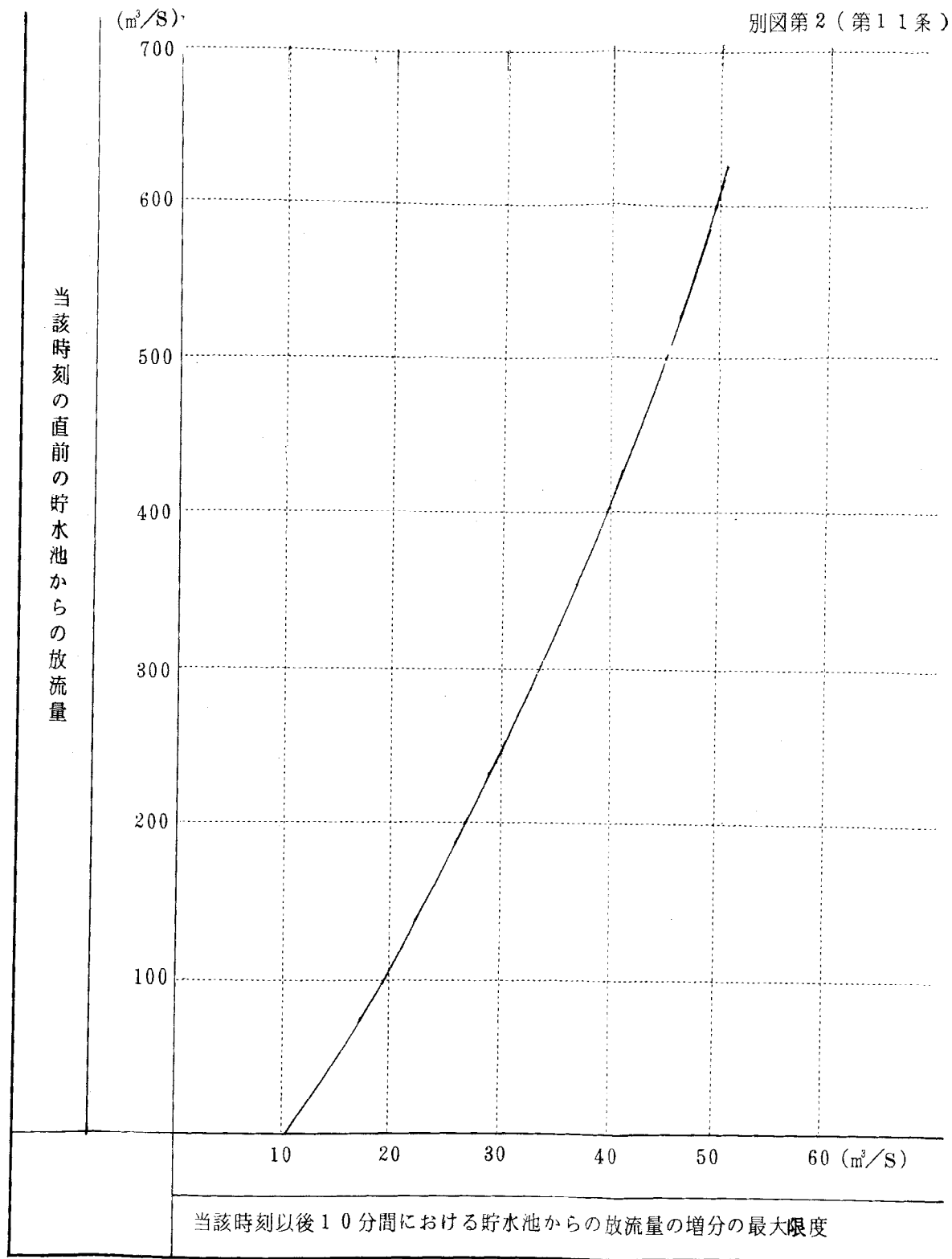
別図第1 (第8条第2項)

畑碓第二調整池容量曲線図

(昭和47年12月現在)



別図第2 (第12条)



別表第1 (第13条、第18条及び第19条第4号)

	通知の相手方		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名称		
(一)	静岡県知事	島田土木事務所 維持管理課	FAX又は加入電話	
	静岡市長	井川支所	〃	
	静岡中央警察署長	井川交番	〃	
(二)	中部地方整備局長	静岡河川事務所 占用調整課	〃	

別表第2 (第14条第2項)

サイレンの名称		サイレンの位置	サイレンの 構造又は 能力	摘要
NO.1警報 中継局	サイレン	静岡県静岡市葵区田代字霜草利1106番の3 (大井川右岸)	0.75kW	
NO.2警報 中継局	No.1サイレン	静岡県静岡市葵区田代字西河内1093番の5 (大井川右岸)	3.7kW	
	No.2サイレン	静岡県静岡市葵区田代字高瀬島1090番の1 (大井川右岸)	2.2kW	
NO.3警報 中継局	サイレン	静岡県静岡市葵区田代字桑木1084番の8 (大井川右岸)	3.7kW	
NO.4警報 中継局	No.1サイレン	静岡県静岡市葵区田代字長草利1078番の2 (大井川右岸)	2.2kW	
	No.2サイレン	静岡県静岡市葵区田代字長草利1078番の4 (大井川右岸)	0.4kW	
NO.5警報 中継局	No.1サイレン	静岡県静岡市葵区田代字桑木1084番の3 (大井川右岸)	2.2kW	
	No.2サイレン	静岡県静岡市葵区字田代桑木1084番の3 (大井川右岸)	0.4kW	
NO.6警報 中継局	No.1サイレン	静岡県静岡市葵区田代字枯井沢1068番の3 (大井川右岸)	0.75kW	
	No.2サイレン	静岡県静岡市葵区田代字枯井沢1068番の8 (大井川右岸)	3.7kW	
	No.3サイレン	静岡県静岡市葵区田代字一本杉山1050番の2 (大井川右岸)	0.75kW	
NO.7警報 中継局	No.1サイレン	静岡県静岡市葵区田代字外山日向1047番の3 (大井川右岸)	0.75kW	
	No.2サイレン	静岡県静岡市葵区田代字桃木島1044番 (大井川右岸)	0.75kW	
	No.3サイレン	静岡県静岡市葵区田代字桃木島1040番の1 (大井川右岸)	0.75kW	
NO.8警報 中継局	サイレン	静岡県静岡市葵区田代字五葉沢1020番 (大井川右岸)	3.7kW	
NO.9警報 中継局	サイレン	静岡県静岡市葵区田代字八木尾876番の3 (大井川右岸)	0.4kW	

別表第3 (第16条第1項)

観測すべき事項	観測施設			観測の回数	摘要
	名称	位置	構造又は能力		
調整池 水位及び 流入量	畑薙第二ダム 水位観測所	静岡県静岡市葵区田代字 霜草利1106番の3	水位計	毎日1回以上 (洪水時、洪水警戒時には、60分ごとに1回)	流入量は第8条の規定により、流量は水位の観測結果に基づきそれぞれ算定する。畑薙第一ダムにおける水位、放流量及び洪水量ならびに木賊えん堤、畑薙第一ダムの雨量の資料の収集は畑薙第一ダムから伝送装置による。
水位及び 流量	畑薙第一ダム 水位観測所	静岡県静岡市葵区田代字 芦沢1210番の4	〃		
降水量	木賊えん堤 雨量観測所	静岡県静岡市葵区田代字 奥西河内1300番の2	雨量計		
	畑薙第一ダム 雨量観測所	静岡県静岡市葵区田代字 芦沢1210番の4	〃		

※観測したデータは、井川ダム管理所等でリアルタイムに確認し、記録する。

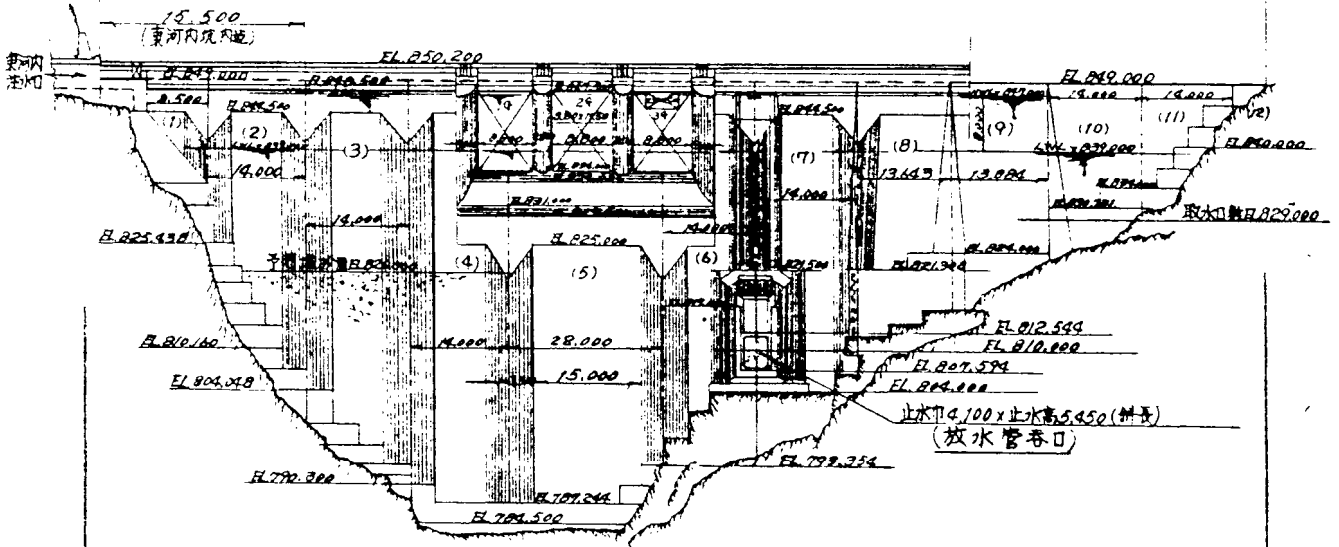
別表第4 (第16条第2項及び第3項)

観測又は測定すべき事項		観測又は測定回数	摘要
気象	ダム地点における天候及び気温	毎日	
水象	使用水量及び貯水池の表面付近の水温	〃	
ダムの 状況	変形及び揚圧力	少なくとも毎四半期1回	
	漏水量	少なくとも毎月2回	
貯水池内及びその末端付近の堆砂の状況		少なくとも3年に1回	

畑薙第二ダム

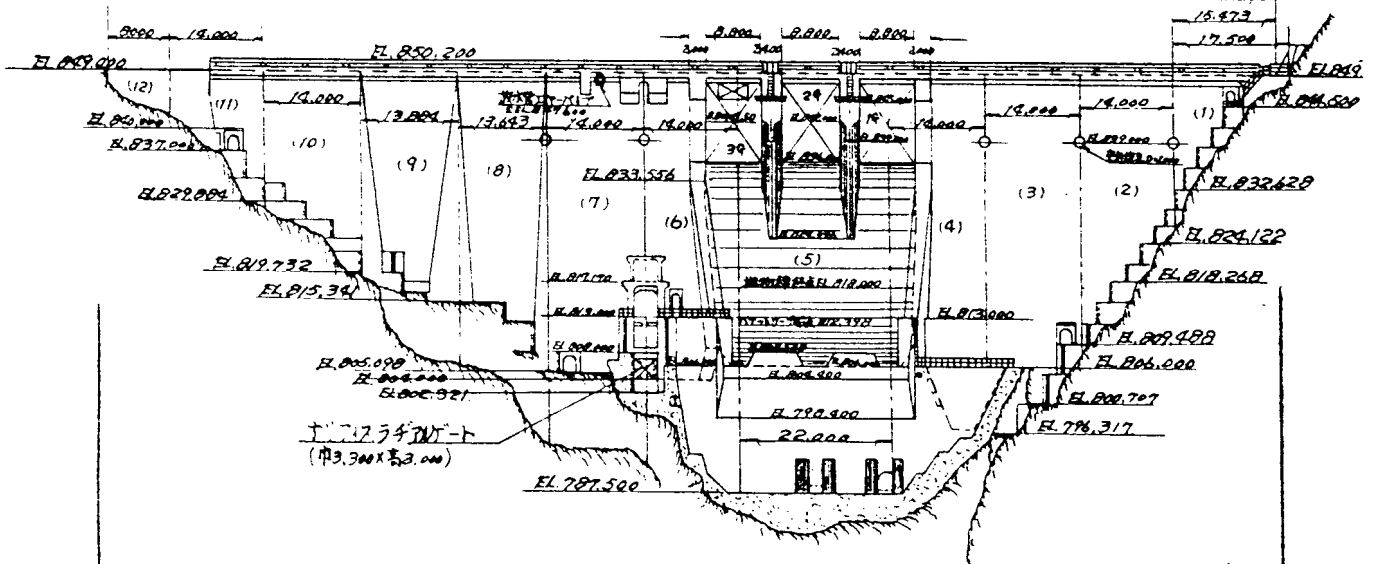
上流面図  $S=1/1000$

堤頂長 171,000



下流面図  $S=1/1000$

堤頂長 171,000



備考 図面空白個所に、えん堤、開きよ、ずい道、水路橋等の断面概形図(寸法記入)を記載すること。

作成年月日

訂正年月日



大井川水系大井川

井川発電所

井川ダム操作規程

## 目 次

第1章	総 則（第1条～第9条）	-----
第2章	ダム等の管理の原則	-----
第1節	流水の貯留及び放流の方法	-----
	（第10条～第13条）	
第2節	放流の際にとるべき措置等	-----
	（第14条～第19条）	
第3章	洪水に対する措置に関する特則	-----
	（第20条～第23条）	
附 則		-----

# 第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、井川ダム（以下「ダム」という。）の操作の方法のほか、ダム及び井川貯水池（以下「貯水池」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第 2 条 井川ダム管理所に、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 50 条第 1 項に規定する管理主任技術者 1 人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令、並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(ダム及び貯水池の諸元等)

第 3 条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) ダム

イ 高 さ 1 0 3 . 6 0 m

ロ 堤頂の標高 6 6 9 . 0 0 m

ハ 越流頂の標高 6 5 4 . 4 0 m

ニ 洪水吐ゲート

(イ) 個々のゲートの規模及び数

高さ 1 2 . 6 0 m で幅 1 1 . 0 0 m のもの 3 門

(3 門とも高さ 3 . 5 0 m で幅 6 . 0 0 m の流芥ゲートつき)

(ロ) 個々のゲートの開閉の速さ

1 分につき 0 . 5 0 m

ホ 排砂管ゲート

(イ) ゲートの規模及び数

内径 2 . 3 0 m のもの 1 門

(ロ) ゲートの開閉の速さ

1 分につき 0 . 3 0 m

ヘ 放水管ゲート

(イ) ゲートの 規模及び数

内径 1 . 6 0 m のもの 1 門

(ロ) ゲートの開閉の速さ

1 分につき 0 . 3 0 m

ト 設計洪水流量 2 , 4 0 0 m<sup>3</sup>/s

(2) 貯水池

イ 直接集水地域の面積 4 5 9 . 3 0 km<sup>2</sup>

ロ 湛水区域の面積 4 , 2 1 9 km<sup>2</sup>

ハ 最大背水距離 9 . 5 2 0 km

ニ 設計洪水位 標高 6 6 5 . 4 0 m

(水位計による表示 4 5 . 0 0 m)

ホ 常時満水位 標高 6 6 5 . 4 0 m

(水位計による表示 4 5 . 0 0 m)

ヘ 予備放流水位 標高 6 6 1 . 9 0 m

(水位計による表示 4 1 . 5 0 m)

ト 最低水位 標高 6 2 0 . 4 0 m

(水位計による表示 0 . 0 0 m)

チ 有効貯水容量 1 2 5 , 0 0 0 , 0 0 0 m<sup>3</sup>

(3) 最大使用水量 8 0 . 0 0 m<sup>3</sup>/s

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が $840\text{ m}^3/\text{s}$ 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として大雨警報が行われ、その他洪水の発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、この警報が解除され、又は切り替えられ、かつ洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間をいう。

(洪水処理時)

第6条 この規程において「洪水処理時」とは、洪水警戒時中洪水時が終った時から、洪水警戒時が解除されるまで、又は解除されることなく貯水池への流入量が再び増加し、洪水時に至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第7条 この規程において「予備警戒時」とは、第5条の予報区を対象として大雨注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることがなくこの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第8条 貯水池の水位（以下「貯水位」という。）は、井川貯水池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第9条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における貯水池の貯水量の増分と当該一定の時間における貯水池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における貯水位にそれぞれ対応する貯水池の貯水量を別図第1より求め、これらを差引計算して算定するものとする。

## 第 2 章 ダム等の管理の原則

### 第 1 節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第 1 0 条 貯水池における流水の貯留は、第 2 2 条第 1 号の規定により貯水池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位をこえてしてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第 1 1 条 ダムの洪水吐からの放流は、第 1 号から第 4 号まで又は第 6 号に該当する場合に限り、ダムの流芥ゲートからの放流は第 4 号及び第 6 号に該当する場合に限り、ダムの排砂管からの放流は第 4 号、第 5 号又は第 6 号に該当する場合に限り、それぞれすることができるものとする。

- (1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- (2) 前条の規定を守るため必要があるとき。
- (3) 第 2 0 条第 2 項、第 2 1 条第 2 号、第 2 2 条第 1 号及び第 2 3 条の規定により貯水池から放流するとき。
- (4) ダムその他貯水池内の施設又は工作物の点検、整備及び流芥のため必要があるとき。
- (5) 貯水池内の排砂を行う必要があるとき。
- (6) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第 1 2 条 貯水池からの放流は、第 2 2 条第 1 号の規定によってする場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように、別図第 2 に定めるところによってしなければならない。

ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において、貯水池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート等の操作の方法等)

第 1 3 条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート（以下この条において「ゲート」という。）は、左岸に最も近いものから右岸に向かって順次「第 1 号ゲート」、「第 2 号ゲート」、及び「第 3 号ゲート」という。

- 2 ダムの洪水吐から放流する場合においては、原則としてゲートを次の順序によって開き、第 1 号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。  
第 2 号ゲート  
第 3 号ゲート  
第 1 号ゲート

- 3 前項の場合におけるゲートの 1 回の開閉の動きは、0. 5 0 m をこえてはならない。  
ただし、流入量が急激に増加している場合において、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。
- 4 一のゲートを開閉した後引き続き他のゲートを開閉するときは、当該一のゲートが動き始めた時から少なくとも 3 0 秒を経過した後でなければ当該他のゲートを始動させてはならない。
- 5 ゲート並びにダムの流芥ゲート、排砂管ゲート及び放水管ゲートは、第 1 1 条の規定により放流する場合又はダムの洪水吐並びに流芥ゲート、排砂管若しくは放水管の点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

## 第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

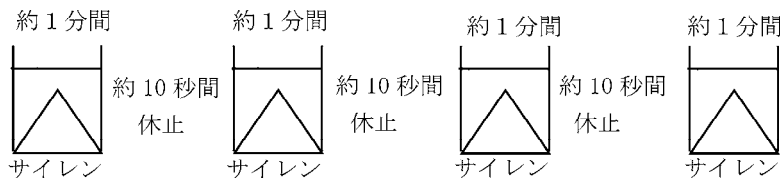
第14条 法第48条の規定による通知は、ダムの洪水吐、排砂管又は放水管からの放流（当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下次条において「ダム放流」という。）の開始の少なくとも1時間前に、別表第1（一）欄に定めるところにより行うものとする。

2 前項の通知をするときは、中部地方整備局長（以下「局長」という。）に対しても、別表第1（二）欄に定めるところにより、河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「令」という。）第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

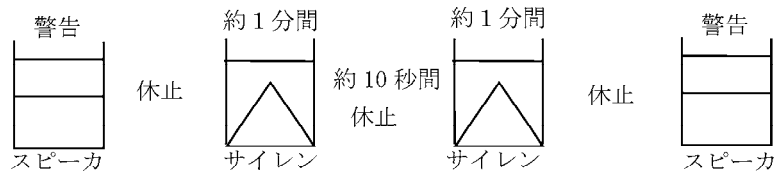
(放流の際の一般に周知させるための措置)

第15条 法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から奥泉ダム地点までの大井川の区間についてとるものとする。

2 令第31条の規定による警告は、別表第2に掲げるダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始約10分前に約4分間行うものとする。



3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、別表第2に掲げるダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、発電放流の開始約10分前に約2分間とし、スピーカーによる警告を併せて行うものとする。



(ダムの操作に関する記録の作成)

第16条 ダムの洪水吐ゲート、流芥ゲート、排砂管ゲート又は放水管ゲートを操作した場合には、次の各号に掲げる事項（その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第1号及び第2号に掲げる事項）を記録しておかなければならない。

- (1) 操作の理由
- (2) 開閉したゲートの名称、その1回の開閉を終えた時刻及びこれを終えた時におけるその開度
- (3) ゲートの1回の開閉を終えた時における貯水位、流入量、ダムの洪水吐、流芥ゲート、排砂管又は放水管からの放流に係る放流量及び使用水量
- (4) ダムの洪水吐、流芥ゲート、排砂管又は放水管からの放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量
- (5) 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があつたときは、その時刻及びその直後における使用水量
- (6) 法第48条の規定による通知（第14条第2項の規定による通知を含む。）及び令第31条の規定による警告の実施状況

(観測及び測定等)

第17条 法第45条の規定による観測は、別表第3に定めるところにより行うものとする。

- 2 法第45条の規定による観測すべき事項のほか、別表第4に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。
- 3 前項のほか、次条第1項後段の規定に該当するとき、その他ダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに、別表第4に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。
- 4 法第45条及び第2項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければならない。

(点検及び整備等)

第18条 ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に、及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。

特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び貯水池の点検（貯水池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む。）を行い、ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

- 2 前項の規定による点検及び整備の結果は、記録しておかなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第19条 ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、局長に対し、別表第1（二）欄の例により、その旨を報告しなければならない。

### 第3章 洪水に対する措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第20条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。
  - (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具(受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。)法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、夜間に、外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
  - (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
  - (4) 局長及び静岡県知事に対し、別表第1の例による法第46条第1項に規定による通報をすること。
  - (5) 河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
  - (6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置
- 2 前項に掲げる措置のほか、次条第2号に規定する措置を容易ならしめるため必要な流量の流水を貯水池から放流すること。

(洪水警戒時における措置)

第21条 洪水警戒時においては、前条第1項第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し又は貯水池に流水を貯留すること。  
ただし、貯水池からの放流は、第12条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
  - イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位をこえているときは、貯水池からの放流を行い、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
  - ロ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
  - ハ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第22条 洪水時においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。  
ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。
  - イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を貯水池から放流すること。
    - (イ) 洪水時に至った時以後40分間においては、 $840\text{ m}^3/\text{s}$
    - (ロ) (イ)に規定する時間が経過した時からダムのすべての洪水吐ゲートが全開となるまでの間においては、40分前に生じた流入量に相当する流量
    - (ハ) (ロ)に規定する時間が経過した時から流入量が最大となった時(以下「最大時」という。)を経て、流入量と放流量が等しくなるまでの間は、すべてのゲートを全開とした時の放流量
    - (ニ) (ハ)に規定する時間が経過した時から洪水時が経過するまでの間は、流入量に相当する流量
    - (ホ) (ロ)の場合において、ダムのすべての洪水吐ゲートが全開に至らないで最大時に達した時は、流入量と放流量が等しくなるまでの間は最大時の放流量



- (ハ) (ホ) に規定する時間が経過した時以後は (ニ) に規定する放流量
- (ト) (ニ) の場合において、流入量が再び増加を始めた時は、その時以後 40 分間は増加を始めた時の放流量
- (チ) (ト) に規定する時間が経過した時以後は (イ) 以下の順序でそれぞれ各号の規定による放流量
- ロ イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時からイ (チ) に規定する時間が経過するまでの間においては、イの規定の例により貯水池から放流すること。
- ハ イ (チ) に規定する時間が経過した時以後においては貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留すること。

- (2) 法第 49 条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水処理時における措置)

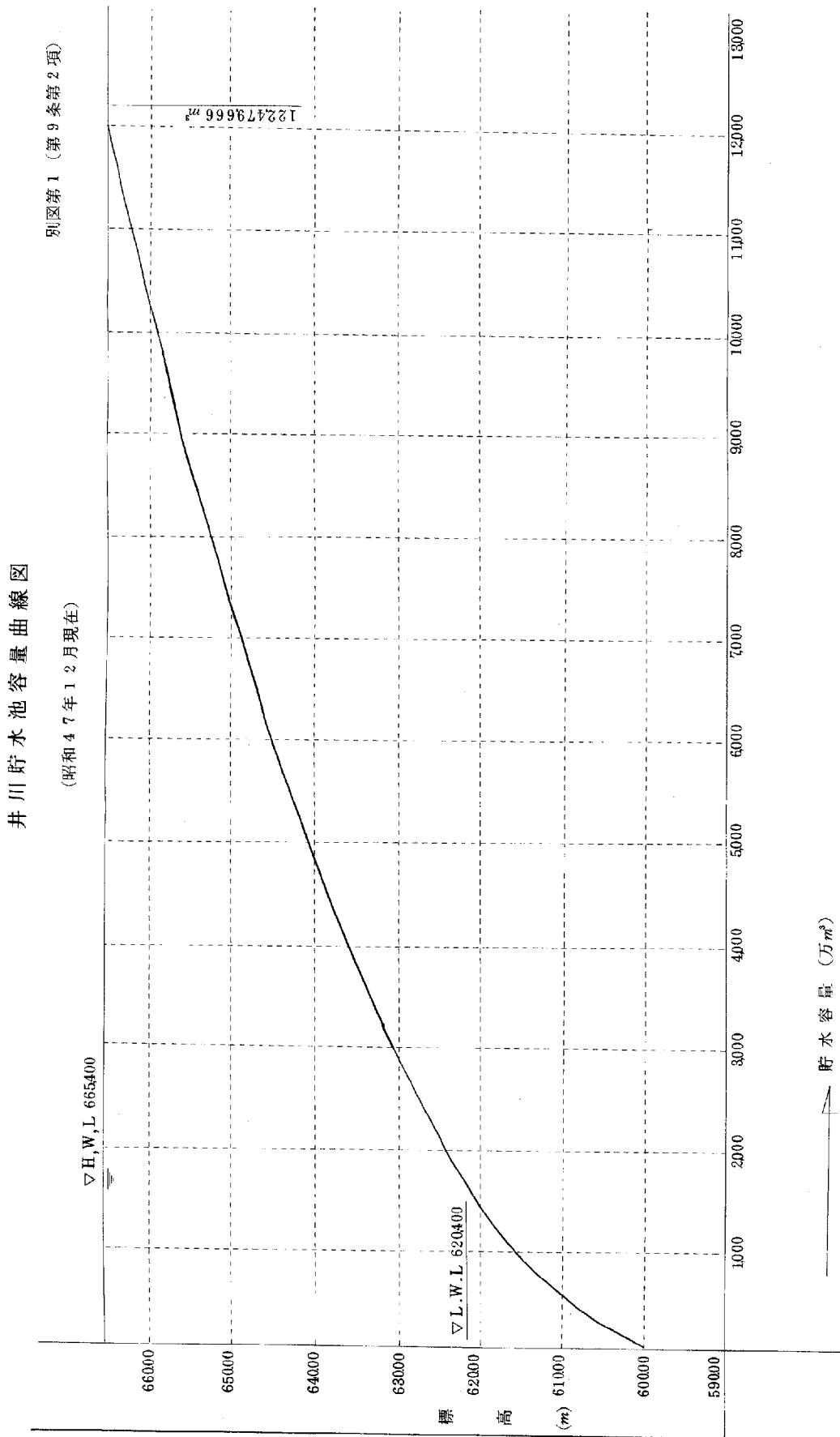
第 23 条 洪水処理時においては第 21 条に規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 1 洪水処理時に至った時において前条第 1 号イの規定に基づき、放流していた流量を継続し、すみやかに貯水位を予備放流水位に等しくなるように努めること。
- 2 洪水処理時に至った時において、貯水位が予備放流水位に等しい場合においては、流入量に相当する流量を放流すること。

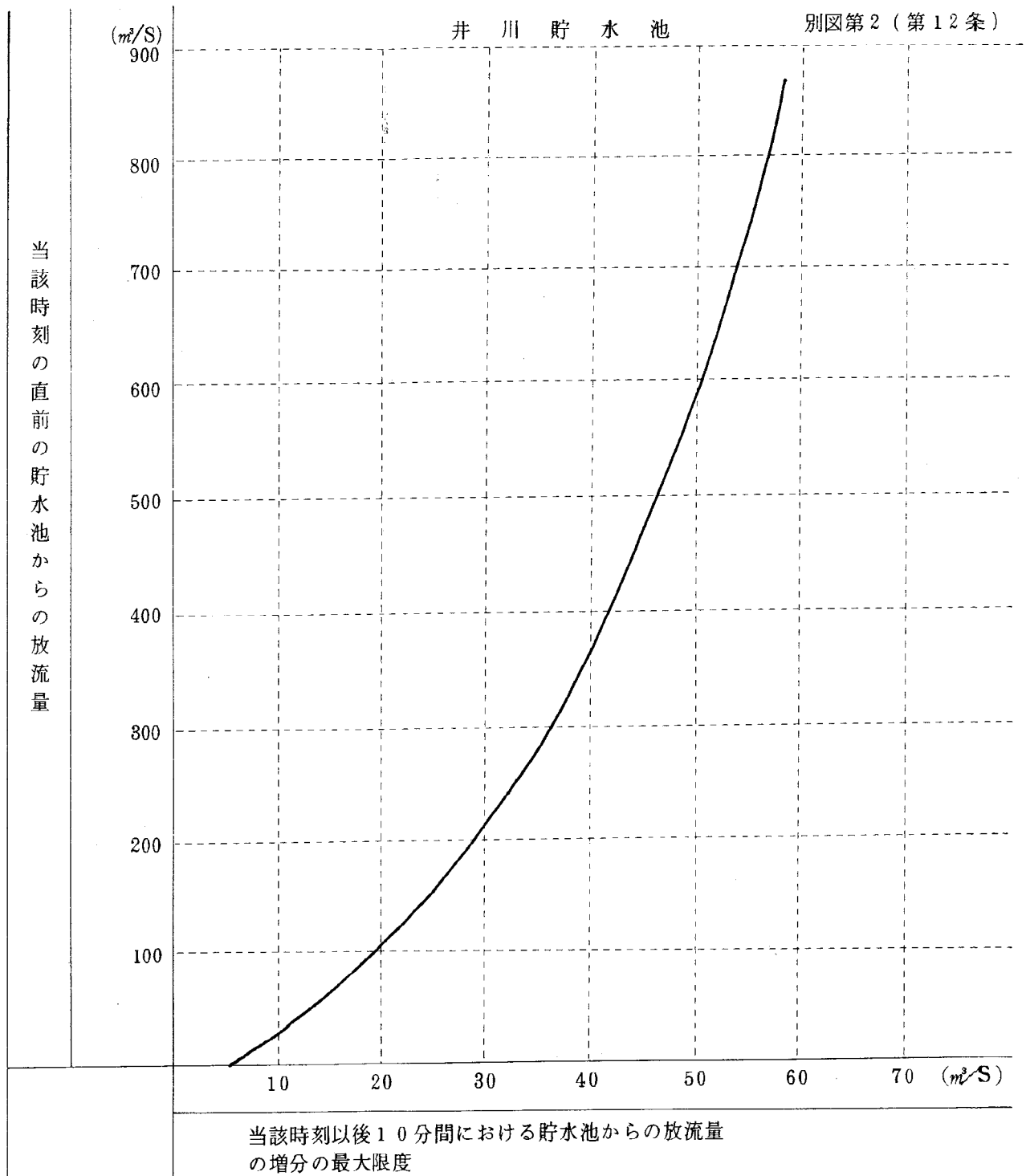
附 則

この規程は、平成28年 5月31日から施行する。

別図第1 (第9条第2項)



別図第2 (第12条)



別表第1 (第14条、第19条及び第20条第4号)

	通知の相手方		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名称		
(一)	静岡県知事	島田土木事務所 維持管理課	FAX又は加入電話	
	静岡市長	井川支所	〃	
	静岡中央警察署長	井川交番	〃	
	川根本町長	川根本町役場総務課	〃	
	島田警察署長	島田警察署地域課	〃	
(二)	中部地方整備局長	静岡河川事務所 占用調整課	〃	

別表第2 (第15条第2項)

サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造又は能力	摘要
第1号サイレン (ダム)	静岡市井川字大久保2290番の2地先	0.75kW	

別表第3 (第17条第1項)

観測すべき事項	観測施設			観測の回数	摘要
	名称	位置	構造又は能力		
貯水位及び流入量	井川貯水池 水位観測所	静岡県静岡市葵区井川字 大久保2290番の2	水位計	毎日1回以上 (洪水時、洪水 警戒時におい ては、60分ご とに1回)	流入量は第9 条の規定によ り流量は水位 観測の結果に 基づきそれぞ れ算定する。  畑薙第二ダム における水位 放流量及び洪 水量並びに畑 薙第一ダム畑 薙第二ダムの 雨量の資料の 収集はそれぞ れ畑薙第一ダ ムおよび畑薙 第二ダムから 伝送装置によ る。
水位及び 流量	畑薙第二ダム 水位観測所	静岡県静岡市葵区田代字 霜草利1106番の3	〃		
降水量	畑薙第一ダム 雨量観測所	静岡県静岡市葵区田代字 芦沢1210番の4	雨量計		
	畑薙第二ダム 雨量観測所	静岡県静岡市葵区田代字 霜草利1106番の3	〃		

※観測したデータは、井川ダム管理所等でリアルタイムに確認し、記録する。

別表第4 (第17条第2項及び第3項)

観測又は測定すべき事項		観測又は測定回数	摘要
気象	ダム地点における天候及び気温	毎日	
水象	使用水量及び貯水池の表面付近の水温	〃	
ダムの 状況	変形および揚圧力	少なくとも毎四半期1回	
	漏水量	少なくとも毎月2回	
貯水池内及びその末端付近の堆砂の状況		少なくとも毎年1回	







大 井 川 水 系 大 井 川

奥 泉 発 電 所

奥 泉 ダ ム 操 作 規 程

## 目 次

第1章	総 則（第1条～第8条）	.....
第2章	ダム及び調整池の管理の原則	.....
第1節	流水の貯留及び放流の方法	.....
	（第9条～第12条）	
第2節	放流の際にとるべき措置等	.....
	（第13条～第18条）	
第3章	洪水に対する措置に関する特則	.....
	（第19条～第21条）	
附 則		.....

# 第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、奥泉ダム(以下「ダム」という。)の操作の方法のほか、ダム及び奥泉調整池(以下「調整池」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第 2 条 奥泉発電所(以下「発電所」という。)に河川法(昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。)第 50 条第 1 項に規定する管理主任技術者 1 人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令、並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び調整池の管理に関する事務を誠実にこなわなければならない。

(ダム及び調整池の諸元等)

第 3 条 ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) ダ ム

イ 高 さ 4 4.5 0 m

ロ 堤頂の標高 5 7 7.0 0 m

ハ 越流頂の標高 5 6 2.5 0 m

ニ 洪水吐ゲート

(イ) ゲートの規模及び数

高さ 1 2.3 m 巾 9.0 m のもの 3 門

(うち 1 門は高さ 3.5 m で巾 4.5 m の流芥ゲートつき)

(ロ) ゲートの開閉の速さ

1 分につき 0.5 0 m

ホ 設計洪水流量 2,4 0 0 m<sup>3</sup>/S

(2) 調 整 池

イ	直接集水地域の面積		4 6 4.6 Km <sup>2</sup>
ロ	湛水区域の面積	建設当初	0.1 9 8 Km <sup>2</sup>
		(昭和42年2月現在	0.1 7 2 Km <sup>2</sup> )
ハ	最大背水距離	建設当初	2.7 1 3 5 Km
		(昭和42年2月現在	2.6 8 6 Km)
ニ	設計洪水位	標 高	5 7 4.5 0 0 m
		(水位計による表示	1 0.0 0 m)
ホ	常時満水位	標 高	5 7 4.5 0 0 m
		(水位計による表示	1 0.0 0 m)
ヘ	予備放流水位	標 高	5 7 3.7 0 0 m
		(水位計による表示	9.2 0 m)
ト	最低水位	標 高	5 7 1.5 0 0 m
		(水位計による表示	7.0 0 m)
チ	有効貯水容量	建設当初	6 0 0,0 0 0 m <sup>3</sup>
		(昭和42年2月現在	5 0 6,9 7 0 m <sup>3</sup> )

(3) 最大使用水量  $60 \text{ m}^3/\text{S}$

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量(以下「流入量」という。)が  $850 \text{ m}^3/\text{S}$  以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として暴風雨警報又は大雨警報が行なわれ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるにいたった時から、洪水時にいたるまで又は洪水時にいたることがなくこれらの警報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれが少ないと認められるにいたるまでの間をいう。

( 予備警戒時 )

第 6 条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として風雨注意報又は大雨注意報が行なわれ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるにいたった時から、洪水警戒時にいたるまで又は洪水警戒時にいたることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるにいたるまでの間をいう。

( 調整池水位の算定方法 )

第 7 条 調整池の水位(以下「調整池水位」という。)は、奥泉調整池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

( 流入量の算定方法 )

第 8 条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と当該一定の時間における調整池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終る時における調整池水位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を別図第 1 により求め、これらを差引計算して算定するものとする。

3 流入量の予測は次式によってするものとする。

$$Q = Q_2 + \left( \frac{Q_1}{A_1} \times A_2 \right)$$

ここに  $Q$  = 奥泉ダム流入量  $Q_1$  = 畑 1 ダム流入量

$Q_2$  = 井川ダム放流量  $A_1$  = 畑 1 ダム直接集水地域の面積

$A_2$  = 奥泉ダム直接集水地域の面積 - 井川ダム直接集水地域の面積

## 第2章 ダム及び調整池の管理の原則

### 第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第9条 調整池における流水の貯留は、第21条第1号の規定により調整池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位をこえてしてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第10条 ダムの洪水吐からの放流は次の各号の一に該当する場合に限り、ダムの流芥ゲートからの放流は第4号、第5号に該当する場合に限り、それぞれすることができるものとする。

- (1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- (2) 前条の規定を守るため必要があるとき。
- (3) 第20条第2号及び第21条第1号の規定により調整池から放流するとき。
- (4) ダムその他調整池内の施設又は工作物の点検整備及び流芥のため必要があるとき。
- (5) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第11条 調整池からの放流は、第21条第1号の規定によつてする場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように、別図第2に定めるところによつてしなければならない。

ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において、調整池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート等の操作の方法等)

第12条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート(以下この条において「ゲート」という。)は、左岸に最も近いものから右岸に向つて順序

「第1号ゲート」「第2号ゲート」及び「第3号ゲート」という。

- 2 ダムの洪水吐から放流する場合においては、原則としてゲートを次の順序によって開き、第1号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。

第2号ゲート

第3号ゲート

第1号ゲート

- 3 前項の場合におけるゲートの1回の開閉の動きは、0.50mをこえてはならない。

ただし、流入量が急激に増加している場合において、第9条の規定を守るためやむを得ないと認められるときは、この限りではない。

- 4 一のゲートを開閉した後引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該一のゲートが動き始めた時から少なくとも30秒を経過した後でなければ当該他のゲートを始動させてはならない。
- 5 ゲート及びダムの流芥ゲートは第10条の規定により放流する場合又はダムの洪水吐、流芥ゲートの点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか開閉してはならない。

## 第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第13条 法第48条の規定による通知は、ダムの洪水吐又は流芥ゲートからの放流(当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下次条において「ダム放流」という。)の開始の約1時間前に、別表第1(一)欄に定めるところにより行なうものとする。

- 2 前項の通知をするときは、中部地方建設局長及び大井川ダム管理主任技術者に対しても、別表第1(二)欄に定めるところにより、河川

法施行令（昭和40年政令第14号、以下「令」という。）第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

- 3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前2項の規定の例により通知しなければならない。

（放流の際の一般に周知させるための措置）

第14条 法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から大井川ダム地点までの大井川の区間についてとるものとする。

- 2 令第31条の規定による警告は、別表第2に掲げるサイレンにより、それぞれ次に掲げる時期までに行なうものとする。

- (1) ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始以前約10分

- (2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により当該地点における大井川の水位の上昇が開始されると認められる時以前約10分

- 3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前2項の規定の例により警告しなければならない。

（ダムの操作に関する記録の作成）

第15条 ダムの洪水吐ゲート及び流芥ゲートを操作した場合には、次の各号に掲げる事項（その開閉がダムからの放流を伴わなかったときは、第1号及び第2号に掲げる事項）を記録しておかなければならない。

- (1) 操作の理由

- (2) 開閉したゲートの名称、その1回の開閉を終えた時刻及びこれを



終えた時におけるその開度

- (3) ゲートの1回の開閉を終えた時における調整池水位、流入量、ダムの洪水吐又は流芥ゲートからの放流に係る放流量及び使用水量
- (4) ダムの洪水吐又は流芥ゲートからの放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量
- (5) 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があったときは、その時刻及びその直後における使用水量
- (6) 法第48条の規定による通知(第13条第2項の規定による通知を含む。)及び令第31条の規定による警告の実施状況

(観測及び測定等)

第16条 法第45条の規定による観測は、別表第3に定めるところにより行なうものとする。

2 法第45条の規定により観測すべき事項のほか、別表第4に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。

3 前項のほか、次条後段の規定に該当するとき、その他ダム又は調整池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに、別表第4に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

4 法第45条及び前2項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければならない。

(点検及び整備等)

第17条 ダム及び調整池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期的に、及び時宜によりその点検及び整備を行なうことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。

特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は調整池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び調整池の点検(調整池付近の土地の形状の変化の

観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と調整池水位との関係の検討を含む。)を行ない、ダム又は調整池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

2 前項の規定による点検及び整備の結果は、記録しておかなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第18条 ダム又は調整池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、中部地方建設局長に対し、別表第1(二)欄の例により、その旨を報告しなければならない。

### 第 3 章 洪水に対する措置に関する特則

( 予備警戒時における措置 )

第 19 条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時においてダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第 45 条の観測施設、法第 46 条第 2 項の通報施設、令第 31 条の規定により、警告するためのサイレン、夜間に、外で洪水時における作業を行なうため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行なうこと。
- (3) 気象官署が行なう気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 中部地方建設局長及び静岡県知事に対し、別表第 1 の例による、法第 46 条第 1 項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 27 条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

( 洪水警戒時における措置 )

第 20 条 洪水警戒時においては、前条第 1 号から第 5 号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。

ただし、調整池からの放流は、第 11 条の規定に適合しないこと

となるときは、これに適合するため必要な最小限度において、これに適合するようにしてすること。

イ 洪水警戒時が始まる時における調整池水位が、予備放流水位をこえているときは、次の順序により、それぞれ次に掲げる流量（調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量）の流水を調整池から放流すること。

(イ) 流入量が  $60 \text{ m}^3/\text{S}$  になる時以前においては、流入量に相当する流量

(ロ) 流入量が  $60 \text{ m}^3/\text{S}$  になった時から流入量が  $850 \text{ m}^3/\text{S}$  になるまでの間においては別図第2に定めるところによる調整池からの放流量

(ハ) 放流量が  $850 \text{ m}^3/\text{S}$  になった時以後においては  $850 \text{ m}^3/\text{S}$

ロ 洪水警戒時が始まる時における調整池水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ハ 洪水警戒時が始まる時における調整池水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしてしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第21条 洪水時においては、第19条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。

ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないように

してすること。

イ 洪水時が始まった時から、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。

ロ イに規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大となった時を経て、調整池水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。

ハ ロに規定する時間が経過した時から流入量が  $850 \text{ m}^3/\text{s}$  になるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ニ ハに規定する時間を経過した時以後においては、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留すること。

ホ イからニまでの規定にかかわらず、洪水時が始まる時における調整池水位が予備放流水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、イからニまでの規定の例により調整池から放流すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

附 則

この規程は、昭和47年3月25日から施行する。

別表第1（第13条、第18条及び第19条第4号）

	通知の相手方		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名称		
(一)	静岡県知事	島田土木事務所維持課	加入電話	
	静岡市長	井川支所	〃	
	静岡中央警察署長	井川幹部警察官派出所	〃	
	榛原郡本川根町長	本川根町役場総務課	〃	
	〃 中川根町長	中川根町役場建設課	〃	
	〃 川根町長	川根町役場事業課	〃	
	〃 金谷町長	金谷町役場総務課	〃	
	島田市長	島田市役所土木課	〃	
	島田警察署長	本川根町幹部警察官派出所	〃	
(二)	中部地方建設局長	静岡河川工事々務所管理課	〃	
	大井川ダム管理主任技術者	大井川発電所	専用電話	

別表第2（第14条第2項）

サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造又は能力
第7号サイレン （奥泉ダム）	静岡県静岡市井川字亀久保2039 （大井川右岸）	3HP横型（R=200~1000m） 40~80フォーン
第8号サイレン （閑蔵）	静岡県静岡市井川字閑蔵1254 （大井川右岸）	3HP堅型余韻防止付（奥泉ダム 遠方操作） （R=200~1000m） 40~80フォーン
第9号サイレン （長島）	静岡県榛原郡本川根町大字犬間字瀬戸 161 （大井川右岸）	”
第10号サイレン （犬間）	静岡県榛原郡本川根町大字犬間316 （大井川右岸）	”
第11号サイレン （唐沢）	静岡県榛原郡本川根町大字唐沢493 （大井川右岸）	”
第21号サイレン （大井川ダム）	静岡県榛原郡本川根町大字梅地字ヤクリ ヤマ1-2 （大井川左岸）	3HP横型（R=200~1000m） 40~80フォーン



別表第3（第16条第1項）

観測すべき事項	観測施設			観測の回数	摘要
	名称	位置	構造又は能力		
調整池水位及び流入量	奥泉調整池水位観測所	静岡県静岡市井川字 亀久保2039	テレメーター方式自記水位計	毎日1回 （洪水時、洪水警戒時は60分ごとに1回）	流入量は第8条の規定により、流量は水位の観測結果に基づきそれぞれ算定する。 井川ダムにおける水位、放流量及び洪水量の資料の収集は専用電話による。
水位及び流量	井川ダム水位観測所	静岡県静岡市井川字 大久保2290			
降水量	井川ダム雨量観測所	〃	自記雨量計 （日巻）		
	畑薙第一ダム雨量観測所	静岡県静岡市田代字 葦沢1210			

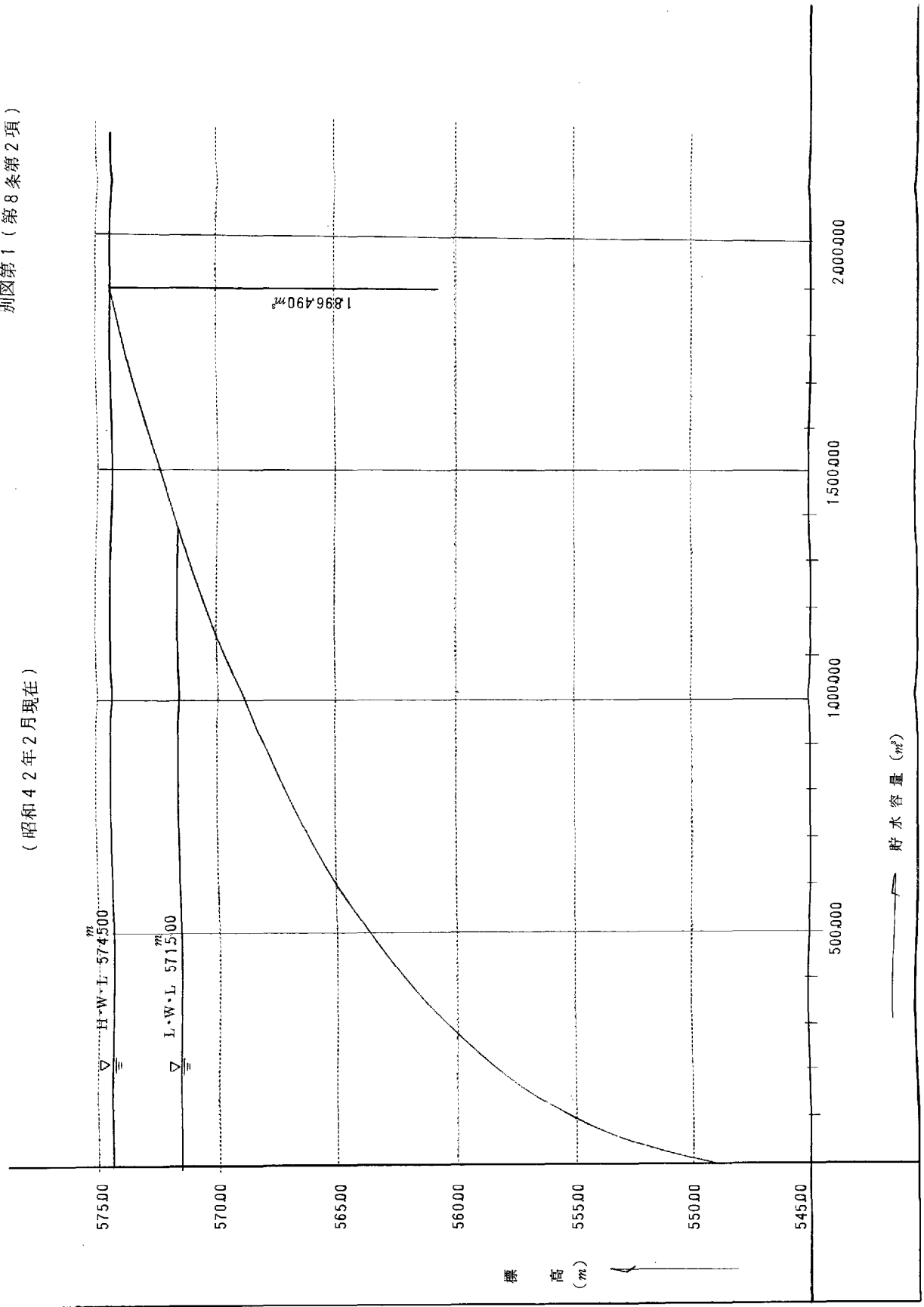
別表第4（第16条第2項及第3項）

観測又は測定すべき事項		観測又は測定回数	摘 要
気 象	ダム地点における天気及び気温 (自 記)	毎 日	
水 象	使用水量及び調整池の表面付近 の水温	〃	
ダムの 状 況	漏水量（滲出水量） ホロー内	少なくとも毎月2回	
調整池内及びその末端付近の堆砂の状況		少なくとも毎年1回	

奥泉調整池容量曲線図

別図第1 (第8条第2項)

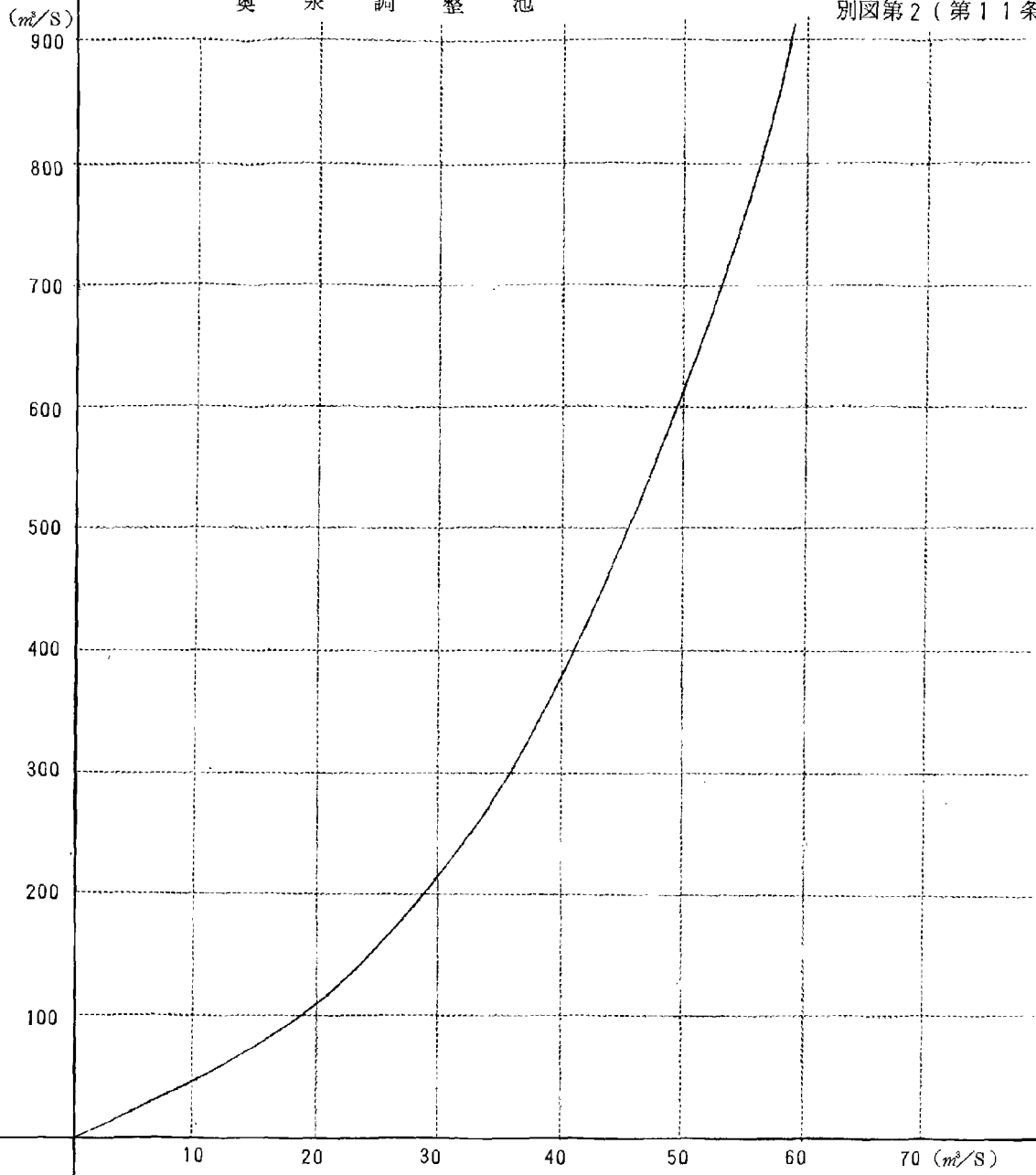
(昭和42年2月現在)



奥 泉 調 整 池

別図第2 (第11条)

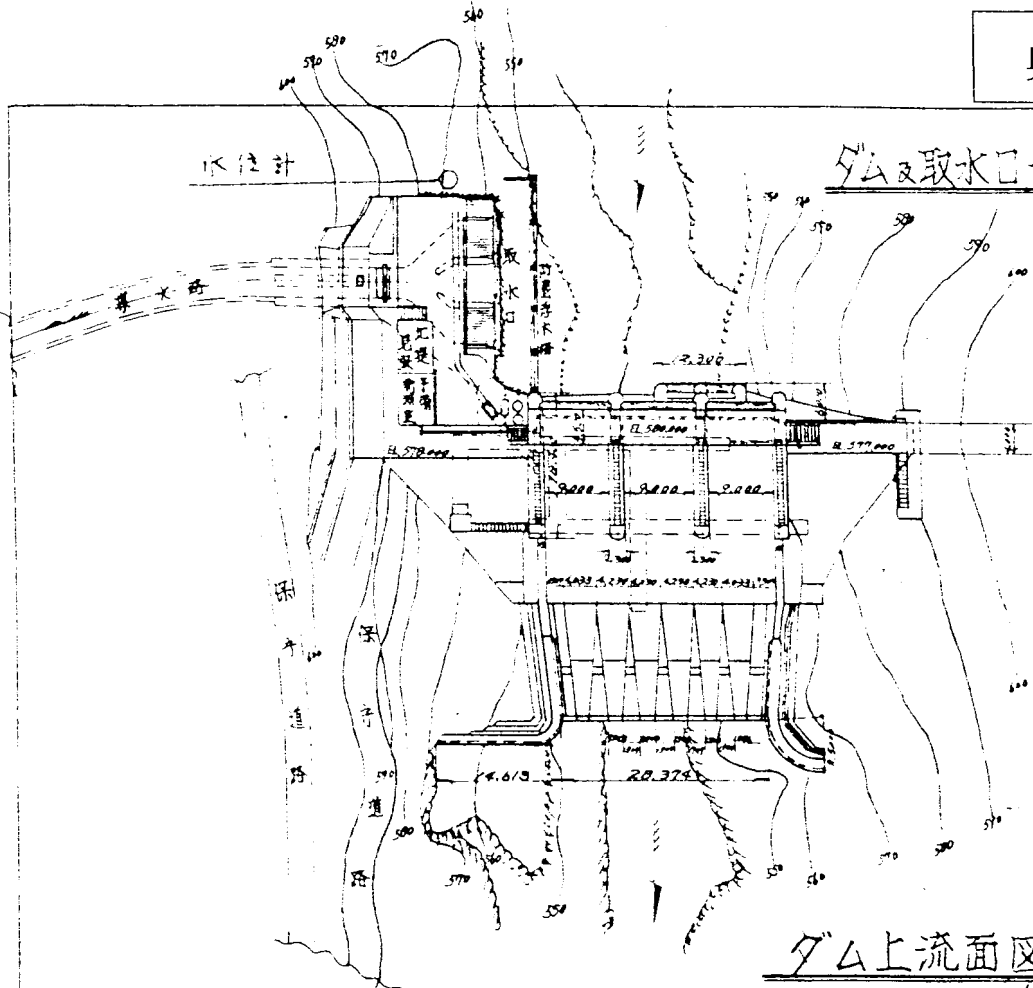
当該時刻の直前の調整池からの放流量



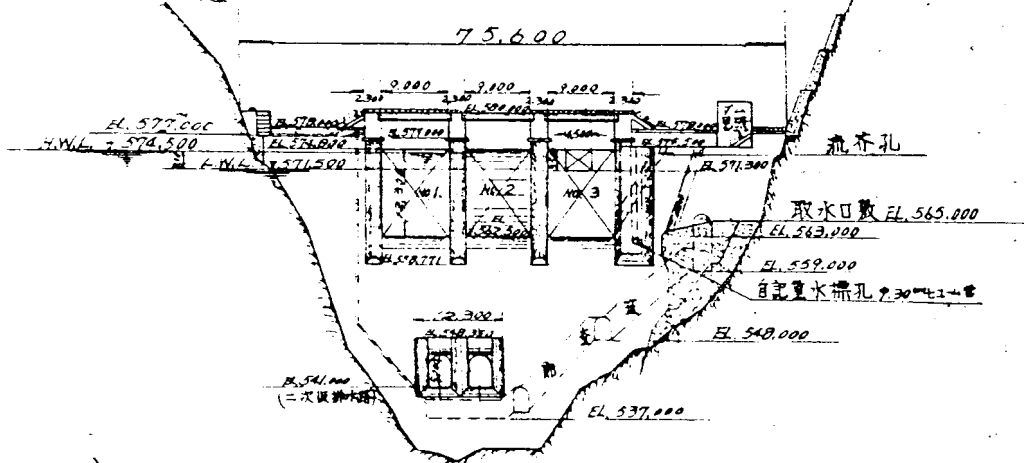
当該時刻以後10分間における調整池からの放流量の増分の最大限度

# 奥泉ダム

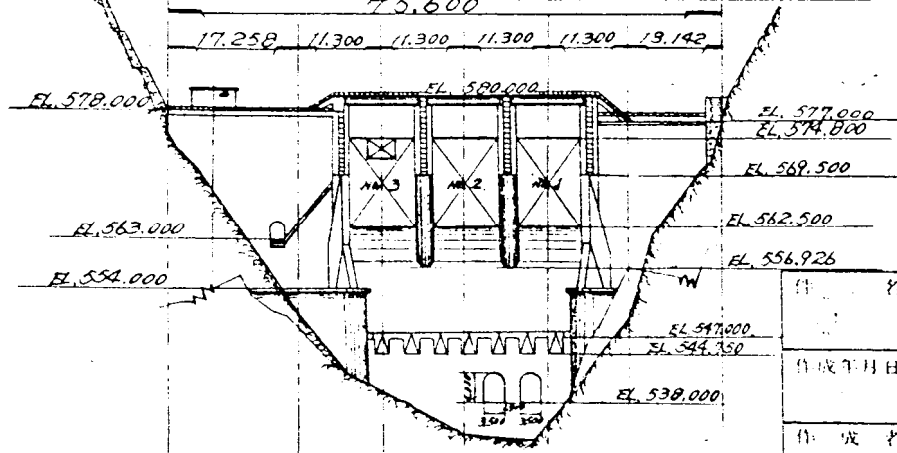
ダム及取水口一般平面図  $S=1/1,000$



ダム上流面図  $S=1/1,000$



ダム下流面図  $S=1/1,000$



作 者 名	
作 成 年 月 日	
作 成 者	



# 長 島 ダ ム 操 作 規 則

国土交通省中部地方整備局

目 次

第1章 総 則 .....  
第 1 条 通 則 .....  
第 2 条 ダムの用途 .....

第2章 貯水池の水位等 .....  
第 3 条 洪 水 .....  
第 4 条 洪水期及び非洪水期 .....  
第 5 条 水 位 .....  
第 6 条 常時満水位 .....  
第 7 条 サーチャージ水位 .....  
第 8 条 制限水位 .....

第3章 貯水池の用途別利用 .....  
第 9 条 洪水調節のための利用 .....  
第10条 流水の正常な機能の維持のための利用 .....  
第11条 かんがい用水の供給のための利用 .....  
第12条 水道用水の供給のための利用 .....  
第13条 工業用水の供給のための利用 .....

第4章 洪水調節等 .....  
第14条 洪水警戒体制 .....  
第15条 洪水警戒体制時における措置 .....  
第16条 洪水調節 .....  
第17条 洪水調節等の後における水位の低下 .....  
第18条 洪水に達しない流水の調節 .....  
第19条 洪水警戒体制の解除 .....

第5章 貯留された流水の放流 .....  
第20条 貯留された流水の放流をすることができる場合 .....  
第21条 放流の原則 .....  
第22条 放流量 .....  
第23条 貯留制限 .....  
第24条 流水の正常な機能の維持のための放流 .....  
第25条 かんがい用水の供給のための放流 .....  
第26条 水道用水の供給のための放流 .....  
第27条 工業用水の供給のための放流 .....  
第28条 放流に関する通知等 .....  
第29条 ゲート等の操作 .....

第6章 点検、整備等 .....  
第30条 計測、点検及び整備 .....  
第31条 観 測 .....  
第32条 記 録 .....

第7章 雑 則 .....  
第33条 細 則 .....

附 則 .....



## 第1章 総 則

(通 則)

第1条 長島ダム熟练操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 長島ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水、水道用水及び工業用水の供給をその用途とする。

## 第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒 900 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月16日から 10月15日までの期間
- 二 非洪水期 10月16日から翌年 6月15日までの期間

(水位)

第5条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高 470.0 メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高 480.0 メートルとし、第16条本文の規定により洪水調節を行う場合及び第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第8条 洪水期における貯水池の制限水位は、標高 453.0 メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

## 第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第9条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては、標高 453.0 メートルから標高 480.0 メートルまでの容量 47,000,000 立方メートル、非洪水期にあつては、標高 470.0 メートルから標高 480.0 メートルまでの容量 20,000,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第10条 流水の正常な機能の維持は、洪水期にあつては、標高 432.0 メートルから標高 453.0 メートルまでの容量 21,000,000 立方メートルのうち最大 6,300,000 立方メートル、非洪水期にあつては、標高 432.0 メートルから標高 470.0 メートルまでの容量 48,000,000 立方メートルのうち最大 26,300,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがい用水の供給のための利用)

第11条 かんがい用水の供給は、洪水期にあつては、標高 432.0 メートルから標高 453.0 メートルまでの容量 21,000,000 立方メートルのうち最大 2,800,000 立方メートル、非洪水期にあつては、標高 432.0 メートルから標高 470.0 メートルまでの容量 48,000,000 立方メートルのうち最大 3,200,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第12条 水道用水の供給は、洪水期にあつては、標高 432.0 メートルから標高 453.0 メートルまでの容量 21,000,000 立方メートルのうち最大 11,500,000 立方メートル、非洪水期にあつては、標高 432.0 メートルから標高 470.0 メートルまでの容量 48,000,000 立方メートルのうち最大 17,800,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(工業用水の供給のための利用)

第13条 工業用水の供給は、洪水期にあつては、標高 432.0 メートルから標高 453.0 メートルまでの容量 21,000,000 立方メートルのうち最大 400,000 立方メートル、非洪水期にあつては、標高 432.0 メートルから標高 470.0 メートルまでの容量 48,000,000 立方メートルのうち最大 700,000 立方メートルを利用して行うものとする。

#### 第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第14条 長島ダム管理所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

一 静岡地方気象台から静岡県中部北（川根本町、静岡市北部）において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想される時。

二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想される時。

2 所長は、第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節)

第16条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

- 一 流入量が、毎秒 900 立方メートルから毎秒 4,800 立方メートルまでの間であって増加し続けているときは、毎秒  $\{(流入量 - 900) \times 0.346 + 900\}$  立方メートルの水量を放流すること。
- 二 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめたとき以後は、毎秒  $\{(前号の方法による操作中における最大流入量 - 900) \times 0.346 + 900\}$  立方メートルの水量を、流入量が当該水量に等しくなる時又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなるときまで放流すること。
- 三 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を超えたとき以後は、前2号に規定する方法により放流すること。
- 四 第17条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒 900 立方メートルを下回るまでの間に流入量がふたたび増加した場合で、流入量が放流量と等しくなったとき以後は、流入量が毎秒  $\{(当該放流量 - 900) \times 1/0.346 + 900\}$  立方メートルに等しくなるときまで、当該放流量に相当する水量の流水を放流すること。
- 五 流入量が、前号に規定する毎秒  $\{(当該放流量 - 900) \times 1/0.346 + 900\}$  立方メートルを超えたとき以後は、前4号に規定する方法により放流すること。
- 六 流入量が毎秒 4,800 立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒 2,250 立方メートルに等しくなるときまで、毎秒 2,250 立方メートルの水量を放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が制限水位又は常時満水位（以下この条において「制限水位等」という。）を超えているときは、速やかに、水位を制限水位等に低下させるため、洪水調節を行った後には、前条本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後には、毎秒 900 立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第18条 所長は、気象、水象、その他の状況により必要と認める場合においては、細則で定めるところにより、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第19条 所長は、細則で定めるところにより、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

## 第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第20条 ダムによって貯留された流水は、第6条、第7条、第8条、第16条、第17条、第18条、第24条、第25条、第26条及び第27条の規定による場合のほか、次の各号の一に該当する場合にダムから放流することができる。

一 第4条に掲げる非洪水期から洪水期に移行するに際し、水位を制限水位まで低下させるとき。

二 第30条第1項の規定により、ゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒900立方メートルとする。

(放流の原則)

第21条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第22条 ダムからの放流を行う場合においては、ダムからの放流量は第16条、第17条、第20条第2項、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条に規定する量、その他の場合にあっては流入量に相当する量を超えてはならない。

(貯留制限)

第23条 流水を貯留する場合は流入量が毎秒0.7立方メートルを超え、さらにJR橋地点において毎秒11立方メートルを超えている場合に限り、それぞれの流量を超える流量のうちいずれか少ない流量を限度として貯留できるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第24条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表第1に掲げる地点において、それぞれ同表に掲げる水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

(かんがい用水の供給のための放流)

第25条 所長は、かんがい用水の供給のため必要があると認める場合には、別表第2に掲げる地点において、それぞれ同表に掲げる水量を取水できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第26条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、別表第3に掲げる地点において、それぞれ同表に掲げる水量を取水できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

ただし、水道用水の供給のための放流は、河川法第23条の規定に基づく水利使用の許可の範囲内とするものとする。

(工業用水の供給のための放流)

第27条 所長は、工業用水の供給のため必要があると認める場合には、別表第4に掲げる地点において、それぞれ同表に掲げる水量を取水できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

ただし、工業用水の供給のための放流は、河川法第23条の規定に基づく水利使用の許可の範囲内とするものとする。

(放流に関する通知等)

第28条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

第29条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

## 第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第30条 所長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない。

(観測)

第31条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第32条 所長は、ゲート等を操作し、第30条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い並びに前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

## 第7章 雑則

(細則)

第33条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、中部地方整備局長が定める。

附 則

この規則は、平成18年7月7日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年7月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年10月27日から適用する。

別表第1

○流水の正常な機能の維持及び既得用水の補給のための確保流量

単位：m<sup>3</sup>/S

確保地点	期 別				
	4月11日～ 5月5日	5月6日～ 6月5日	6月6日～ 8月31日	9月1日～ 9月30日	10月1日～ 翌年4月10日
ダム地点	0.70				
J R 橋地点	9.00				
川口地点	18.51	38.94	39.00	36.40	17.24

\* J R 橋地点 : 東海旅客鉄道株式会社東海道本線大井川橋梁地点

\* 川口地点 : 次の既得用水取水口のいずれか

本取水口 静岡県島田市身成字シバガサキ 982 番の1地先

予備取水口 静岡県島田市身成字大井川平 69 番の3地先

別表第2

○かんがい用水の期別最大取水量

単位：m<sup>3</sup>/S

期 間	最大取水量
4月1日～6月30日	2.300
7月1日～8月31日	3.045
9月1日～9月30日	2.300
10月1日～10月31日	1.556
11月1日～1月31日	0.811
2月1日～3月31日	1.556

\* 水利権者 : 農林水産大臣 (牧之原農業水利事業)

\* 取水地点 : 次の取水口のいずれか

本取水口 静岡県島田市身成字シバガサキ 982 番の2地先

予備取水口 静岡県島田市身成字モジヤマ 986 番の3地先

別表第3

○水道用水の期別最大取水量

単位：m<sup>3</sup>/S

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
取水量	5.20	5.20	5.20	5.50	5.50	5.68	5.80	5.80	5.80	5.68	5.50	5.50

\* 水利権者 : 静岡県大井川広域水道企業団

\* 取水地点 : 次の取水口のいずれか

本取水口 静岡県島田市身成字シバガサキ 982 番の2地先

予備取水口 静岡県島田市身成字モジヤマ 986 番の3地先

別表第 4

○工業用水の期別最大取水量

単位：m<sup>3</sup>/S

期 間	最大取水量
通 年	0.20

\* 水利権者 : 東遠工業用水道企業団

\* 取水地点 : 次の取水口のいずれか

本取水口兼注水用取水口 静岡県島田市身成字シバガサキ 983 番の 2 地先

本取水口 静岡県島田市身成字シバガサキ 982 番の 2 地先

予備取水口 静岡県島田市身成字モジヤマ 986 番の 3 地先

# 長 島 ダ ム 操 作 細 則

国 土 交 通 省 中 部 地 方 整 備 局



目 次

第 1 条	通 則	.....
第 2 条	流入量	.....
第 3 条	洪水警戒体制	.....
第 4 条	洪水警戒体制時における関係機関への連絡	.....
第 5 条	洪水に達しない流水の調節	.....
第 6 条	特にやむを得ない理由によるダムからの放流	.....
第 7 条	放流の原則	.....
第 8 条	洪水警戒体制の解除	.....
第 9 条	局長の承認事項	.....
第 10 条	放流に関する通知等を行う場合	.....
第 11 条	放流に関する通知等を行う範囲	.....
第 12 条	放流に関する通知等の方法	.....
第 13 条	放流に関する通知等の内容	.....
第 14 条	ゲートの名称	.....
第 15 条	ゲート等の操作	.....
第 16 条	コンジット主ゲート及びコンジット予備ゲートの操作	.....
第 17 条	コンジット主ゲート及びコンジット予備ゲートの操作の方法	.....
第 18 条	クレストゲートの操作	.....
第 19 条	クレストゲートの操作の方法	.....
第 20 条	水位維持放流設備の操作	.....
第 21 条	水位維持放流副ゲートの操作の方法	.....
第 22 条	水位維持放流制水ゲートの操作の方法	.....
第 23 条	低水放流設備の操作	.....
第 24 条	低水放流副ゲートの操作の方法	.....
第 25 条	低水小放流副ゲートの操作の方法	.....
第 26 条	低水放流制水ゲートの操作の方法	.....
第 27 条	選択取水設備の操作	.....
第 28 条	選択取水設備の操作の方法	.....
第 29 条	計測、点検及び整備	.....
第 30 条	観 測	.....
第 31 条	ゲート等の操作の記録	.....
第 32 条	報告事項	.....
第 33 条	管理年報の作成	..... ]
第 34 条	検 査	..... ]
第 35 条	雑 則	..... ]
附 則		..... ]

(通 則)

第1条 長島ダムの操作については、長島ダム操作規則（以下「規則」という。）に定めるほか、この細則に定めるところによる。

(流入量)

第2条 規則第3条に規定する流入量は、規則第5条に規定する水位の上昇又は低下の時間的割合から次式により算出するものとする。

$$Q = \frac{V + q}{T}$$

Q : 流入量 (単位: 立方メートル/秒)

T : 単位時間 (単位: 秒)

V : 単位時間に増減した貯留量 (単位: 立方メートル)

q : 単位時間内の積算全放流量 (単位: 立方メートル)

ただし、閑蔵地点及び関ノ沢地点の流量をもとにして算定した数値によって流入量を修正することができるものとする。

(洪水警戒体制)

第3条 規則第14条第1項第2号に規定する洪水警戒体制は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 台風が東経124度から140度の範囲にあって北緯28度に達し、中部地方に降雨をもたらす進路をとると予想されるとき。
  - 二 長島ダムのダムサイトの時間雨量が30ミリメートルまたは総雨量が80ミリメートルに達したとき。
  - 三 流入量が毎秒80立方メートルに達すると予想されるとき。
- 2 長島ダム管理所長（以下「所長」という。）は、規則第14条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要な事項をあらかじめ定めておかなければならない。

(洪水警戒体制時における関係機関への連絡)

第4条 規則第15条第1号に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 所長は、規則第15条第1号の規定により連絡する内容、時期及び連絡の手段等について、あらかじめ別表1に掲げる関係機関と協議しておくものとする。

(洪水に達しない流水の調節)

第5条 規則第18条に規定する洪水に達しない流水の調節を行う場合においては、流入量を限度として、ダムから放流を行うものとする。

ただし、規則第14条第1項に規定する洪水警戒体制にある場合においては、規則第16条に規定する洪水調節への円滑な移行ができるよう、その他の場合にあっては、規則第24条に規定する流水の正常な機能の維持のための放流、規則第25条に規定するかんがい用水の供給のための放流、規則第26条に規定する水道用水の供給のための放流及び規則第27条に規定する工業用水の供給のための放流に支障を与えないように行うものとする。

(特にやむを得ない理由によるダムからの放流)

第6条 規則第20条第1項第3号に規定する特にやむを得ない理由があるときは、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 ダム本体及び貯水池等について、調査又は補修を行うため必要があるとき。
- 二 その他特に必要があるとき。

(放流の原則)

第7条 規則第21条の規定により、ダムから放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとした放流の原則は、次に定める方法を基準とする。

放流の直前における放流量	30分毎における放流量の増加割合
0 ～ 0.7 m <sup>3</sup> /S	0.8 m <sup>3</sup> /S 以内
0.7 ～ 8.5 m <sup>3</sup> /S	7.7 m <sup>3</sup> /S "
8.5 ～ 19.5 m <sup>3</sup> /S	11.0 m <sup>3</sup> /S "
19.5 ～ 35.2 m <sup>3</sup> /S	15.7 m <sup>3</sup> /S "
35.2 ～ 57.8 m <sup>3</sup> /S	22.6 m <sup>3</sup> /S "
57.8 ～ 108.4 m <sup>3</sup> /S	50.6 m <sup>3</sup> /S "
108.4 ～ 179.2 m <sup>3</sup> /S	70.8 m <sup>3</sup> /S "
179.2 ～ 276.3 m <sup>3</sup> /S	97.1 m <sup>3</sup> /S "
276.3 ～ 397.1 m <sup>3</sup> /S	120.8 m <sup>3</sup> /S "
397.1 ～ 542.5 m <sup>3</sup> /S	145.4 m <sup>3</sup> /S "
542.5 ～ 715.3 m <sup>3</sup> /S	172.8 m <sup>3</sup> /S "
715.3 ～ 900.0 m <sup>3</sup> /S	184.7 m <sup>3</sup> /S "

ただし、気象、水象その他の理由により特に必要があると認める場合においては、流入量の時間的な増加割合を限度として放流を行うことができる。

- 2 所長は、気象、水象その他の理由により、ダムによって貯留された流水が、サーチャージ水位を超えると予想される場合、又はダム本体及び貯水池等に異常が生じた場合、その他緊急かつやむを得ない場合においては、前項の規定によらないことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第8条 所長は、流入量が毎秒 80 立方メートル以下に減少し、気象、水象その他の状況により洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認めるときは、規則第19条の規定により洪水警戒体制を解除しなければならない。

2 所長は、洪水警戒体制を解除したときは、別表第1に掲げる関係機関に連絡するものとする。

(局長の承認事項)

第9条 所長は、規則第16条及び規則第17条のそれぞれただし書きを適用する場合並びに第7条2項を適用する場合は、あらかじめ中部地方整備局長（以下「局長」という。）の承認を得なければならない。

(放流に関する通知等を行う場合)

第10条 所長は、次の各号の一に該当する場合には、規則第28条の規定により関係機関に通知するとともに、一般への周知を行うものとする。

- 一 コンジットゲートから放流を開始するとき。
- 二 クレストゲートから放流を開始するとき。
- 三 第7条第1項に規定する基準を超えて放流するとき。
- 四 第7条第2項の規定により放流を行う場合において、下流に急激な水位の変動を生じると予想されるとき。
- 五 その他、下流に急激な水位変動を生じると予想されるとき。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第11条 規則第28条に規定する通知すべき関係機関は、別表第2に掲げる機関とする。

2 規則第28条に規定する一般に周知させるため必要な措置は、次の各号の一に示す範囲とする。

- 一 前条に規定する範囲は、長島ダム警報所より中学校警報所までの区間について行うものとする。

(放流に関する通知等の方法)

第12条 規則第28条に規定する放流に関する通知等は、次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 関係機関に対する通知は、第10条に規定する放流を開始する約1時間前に行うものとする。
- 二 一般に周知させるため必要な措置は、別表第3に掲げる警報所により行うものとする。
  - イ ダムに設置されたサイレンの吹鳴は、第7条第2項及び第10条に規定する放流を行う約30分前に行うものとする。
  - ロ ダム以外の警報所のサイレンもしくはスピーカー（疑似音によるもの）の吹鳴は、各警報所地点の水位が上昇すると予想される約30分前に行うものとする。

る。

- ハ イ、ロに規定する措置のほか、警報車による下流の巡視を行うものとする。
- ニ サイレンもしくはスピーカー（擬似音によるもの）による吹鳴の方法は、次に定める方法によるものとする。

吹 鳴	休 止	吹 鳴	
約 1 分	約 10 秒	約 1 分	（左記を 3 回繰り返す）

（放流に関する通知等の内容）

第 13 条 前条第 1 号に規定する通知は、放流する日時のほか放流量又は放流により上昇する下流の水位の見込みを示して行うものとする。

（ゲートの名称）

第 14 条 コンジットゲートの名称は、次の各号のとおりとする。

- 一 コンジットゲートは、下流側にあるものをコンジット主ゲート、上流側にあるものをコンジット予備ゲートという。
  - 二 コンジット主ゲートは、左岸側からコンジット 1 号主ゲート、コンジット 2 号主ゲート、コンジット 3 号主ゲート、コンジット 4 号主ゲート、コンジット 5 号主ゲート、コンジット 6 号主ゲートという。
  - 三 コンジット予備ゲートは、左岸側からコンジット 1 号予備ゲート、コンジット 2 号予備ゲート、コンジット 3 号予備ゲート、コンジット 4 号予備ゲート、コンジット 5 号予備ゲート、コンジット 6 号予備ゲートという。
- 2 クレストゲートの名称は、左岸側からクレスト 1 号ゲート、クレスト 2 号ゲートという。
- 3 水位維持放流設備の名称は、次の各号のとおりとする。
- 一 水位維持放流管の下流側にあるものを水位維持放流主ゲートという。
  - 二 水位維持放流管の上流側にあるものを水位維持放流副ゲートという。
  - 三 水位維持放流管の呑み口にあるものを水位維持放流制水ゲートという。
- 4 低水放流設備の名称は、次の各号のとおりとする。
- 一 低水放流管の下流側にあるものを低水放流主ゲートという。
  - 二 低水放流管の上流側にあるものを低水放流副ゲートという。
  - 三 低水小放流管の下流側にあるものを低水小放流主ゲートという。
  - 四 低水小放流管の上流側にあるものを低水小放流副ゲートという。
  - 五 低水放流管の呑み口にあるものを低水放流制水ゲートという。
  - 六 選択取水塔内にある多段式ゲートを選択取水設備という。

（ゲート等の操作）

第 15 条 ゲート进行操作してダムから放流を行う場合は、低水放流主ゲート、低水小放流主ゲート、水位維持放流主ゲートの操作により行うことを原則とし、これによって所用の放流ができないときには、コンジット主ゲート及びクレストゲート进行操作して放流を行うものとする。

(コンジット主ゲート及びコンジット予備ゲートの操作)

第16条 コンジット主ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- 一 規則第6条、規則第7条、規則第8条、規則第16条、規則第17条、規則第18条及び規則第20条の各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
  - 二 その他、特に必要があるとき。
- 2 コンジット予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。
- 一 規則第30条の規定により、ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。
  - 二 その他、特に必要があるとき。

(コンジット主ゲート及びコンジット予備ゲートの操作の方法)

第17条 コンジット主ゲートを操作する場合には、規則第30条に規定する場合を除き、原則として次の各号の定めによらなければならない。

- 一 コンジット主ゲートの操作は、2号ゲート、5号ゲート、3号ゲート、4号ゲート、1号ゲート、6号ゲートの順に開くものとし、閉じるときはその逆の順序で操作するものとする。
- 2 コンジット予備ゲートを操作する場合には、規則第30条に規定する場合を除き、原則として次の各号の定めによらなければならない。
  - 一 コンジット予備ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。
  - 二 コンジット予備ゲートを全開する場合には、コンジット主ゲートをあらかじめ全閉し、水圧の平衡を保ったのち操作するものとする。
  - 三 コンジット予備ゲートを全閉する場合には、緊急やむを得ない場合を除き、コンジット主ゲートを全閉したのちに操作するものとする。
  - 四 コンジット予備ゲートは、操作の必要がなくなった場合においては、速やかに所定の位置に格納するものとする。

(クレストゲートの操作)

第18条 クレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- 一 規則第16条及び規則第17条のそれぞれただし書きにより操作を行うとき。
- 二 規則第30条の規定によりクレストゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。
- 三 その他、特に必要があるとき。

(クレストゲートの操作の方法)

第19条 クレストゲートを操作する場合には、規則第30条に規定する

場合を除き、原則として次の各号の定めによらなければならない。

- 一 クレストゲートの操作は、1号ゲート、2号ゲートの順に開くものとし、閉じるときはその逆の順序で操作するものとする。
- 二 クレストゲートの各門の開度の差は、50センチメートル以内とする。

(水位維持放流設備の操作)

第20条 水位維持放流主ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- 一 規則第6条、第7条、第8条、第16条、第17条、第18条及び第20条の各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
  - 二 規則第30条の規定により水位維持放流主ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。
  - 三 その他、特に必要があるとき。
- 2 水位維持放流副ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。
- 一 規則第30条の規定により、水位維持放流主ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。
  - 二 その他、特に必要があるとき。
- 3 水位維持放流制水ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。
- 一 規則第30条の規定により、水位維持放流主ゲート、水位維持放流副ゲート、水位維持放流制水ゲート及び水位維持放流管の点検又は整備を行う必要があるとき。
  - 二 その他、特に必要があるとき。

(水位維持放流副ゲートの操作の方法)

第21条 水位維持放流副ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。

- 2 水位維持放流副ゲートを全開する場合においては、水位維持放流主ゲートをあらかじめ全閉し、水圧の平衡を保ったのち操作するものとし、水位維持放流副ゲートを全閉する場合においては、緊急やむを得ない場合を除き、水位維持放流主ゲートを全閉したのちに操作するものとする。

(水位維持放流制水ゲートの操作の方法)

第22条 水位維持放流制水ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。

- 2 水位維持放流制水ゲートを全開する場合においては、水位維持放流主ゲート又は水位維持放流副ゲートを全閉し、水圧の平衡を保ったのち操作するものとし、水位維持放流制水ゲートを全閉する場合は、水位維持放流主ゲート又は水位維持放流副ゲートを全閉したのちに操作するものとする。
- 3 水位維持放流制水ゲートは、水位維持放流管に通水を行っている状態で操作を

行ってはならない。

- 4 水位維持放流制水ゲートは、操作の必要がなくなった場合においては、速やかに所定の位置に格納するものとする。

(低水放流設備の操作)

第23条 低水放流主ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- 一 規則第6条、第7条、第8条、第16条、第17条、第18条、第24条、第25条、第26条及び27条の各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
- 二 規則第30条の規定により、低水放流主ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。
- 三 その他、特に必要があるとき。

2 低水放流副ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第30条の規定により、低水放流主ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- 二 その他、特に必要があるとき。

3 低水小放流主ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- 一 規則第16条、第17条、第20条第2項、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条の各号の一に該当する場合において、ダムより放流を行うとき。
- 二 規則第30条の規定により、低水小放流主ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。
- 三 その他、特に必要があるとき。

4 低水小放流副ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第30条の規定により、低水小放流主ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。
- 二 その他、特に必要があるとき。

5 低水放流制水ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第30条の規定により、低水放流主ゲート、低水放流副ゲート、低水小放流主ゲート、低水小放流副ゲート及び低水放流管の点検又は整備を行う必要があるとき。
- 二 その他、特に必要があるとき。

(低水放流副ゲートの操作の方法)

第24条 低水放流副ゲートを操作する場合は、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。



- 2 低水放流副ゲートを全開する場合においては、低水放流主ゲートをあらかじめ全閉し、水圧の平衡を保ったのち操作するものとし、低水放流副ゲートを全閉する場合においては、緊急やむを得ない場合を除き、低水放流主ゲートを全閉したのちに操作するものとする。

(低水小放流副ゲートの操作の方法)

第25条 低水小放流副ゲートを操作する場合においては、常に全開又は全閉するものとし半開の状態に置いてはならない。

- 2 低水小放流副ゲートを全開する場合においては、低水小放流主ゲートをあらかじめ全閉し、水圧の平衡を保ったのち操作するものとし、低水小放流副ゲートを全閉する場合においては、緊急やむを得ない場合を除き、低水小放流主ゲートを全閉したのちに操作するものとする。

(低水放流制水ゲートの操作の方法)

第26条 低水放流制水ゲートを操作する場合においては、常に全開又は全閉するものとし半開の状態に置いてはならない。

- 2 低水放流制水ゲートを全開する場合においては、低水放流主ゲート又は低水放流副ゲートをあらかじめ全閉し、水圧の平衡を保ったのち操作するものとし、低水放流制水ゲートを全閉する場合においては、低水放流主ゲート又は低水放流副ゲートを全閉したのちに操作するものとする。
- 3 低水放流制水ゲートは、低水放流管に通水を行っている状態で操作を行ってはならない。
- 4 低水放流制水ゲートは、操作の必要がなくなった場合においては、速やかに所定の位置に格納するものとする。

(選択取水設備の操作)

第27条 選択取水設備は、一定の流入水深を保つように操作するものとする。ただし、気象、水象等の状況により必要があると認められたときは、この限りではない。

(選択取水設備の操作の方法)

第28条 選択取水設備は、次の各号に掲げる場合を除き、表層水を取水するように操作するものとする。

- 一 凍結が予測される時。
- 二 濁水の長期化が予測される場合。
- 三 規則第30条の規定により選択取水設備の点検又は整備を行う必要があるとき。
- 四 その他、特に必要があるとき。

(計測、点検及び整備)

第29条 規則第30条第2項に規定する計測は、別表第4に定める調査測定基準により、点検及び整備については、別表第5に定める点検整備基準により行うものとする。

- 2 所長は、ダム地点に設置した地震計により観測された加速度が2.5ガルを超え

たとき、又は静岡地方気象台により発表された気象庁震度階が川根本町で4以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより臨時の点検を行わなければならない。

(観測)

第30条 規則第31条に規定する観測は、別表第6に定める観測基準により行うものとする。

(ゲート等の操作の記録)

第31条 規則第32条に規定するゲート等进行操作したときに記録すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 気象及び水象の状況
- 二 ゲート等の操作の事由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作を開始及び終了した時刻、ゲート等の開度、ゲート等の操作による放流量並びに水位の変動。
- 三 ダムからの放流に伴う一般に周知させるための措置及び関係機関への通知に関する事項。
- 四 その他、特記すべき事項

2 規則第32条に規定する記録は前項各号に定めるもののほか、第29条に規定する計測、点検及び整備を行った結果及び第30条の規定により観測した結果について行うものとする。

(報告事項)

第32条 所長は、次の各号に掲げる場合においては、すみやかにその状況を局長に報告しなければならない。

- 一 規則第14条の規定により洪水警戒体制を執ったとき及び規則第19条の規定によりこれを解除したとき。
- 二 規則第16条の規定により洪水調節を行ったとき。
- 三 ダム本体、付属設備、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたとき。
- 四 第29条第2項による地震が発生したとき及び臨時の点検を行ったとき。
- 五 貯水池において水質事故が発生したとき。
- 六 その他、必要と認めるとき。

(管理年報の作成)

第33条 所長は、別に定めるところによりダム管理年報を作成しなければならない。

(検査)

第34条 所長は、別に定めるところにより必要に応じてダム本体、貯水池及びダムに係る施設等の検査を実施するものとする。

(雑 則)

第35条 規則及びこの細則に定めるもののほか、規則及びこの細則の実施のため必要な  
手続きその他の要領は所長が定めることができる。

2 局長は細則を変更した場合は、ダム使用权者に報告しなければならない。

附 則

この細則は、平成18年7月7日から適用する。

附 則

この細則は、平成23年7月6日から適用する。

## 別表第 1

規則第 15 条、細則第 4 条・第 8 条関係

名称	担当部署名	所在地	電話番号
中部地方整備局	河川管理課	名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 1 号	052-953-8155
静岡河川事務所	占用調整課	静岡市葵区田町 3 番 108 号	054-273-9106
静岡県 島田土木事務所	維持管理課	島田市道悦 5-7-1	0547-37-5276
中部電力 大井川ダム管理所		榛原郡川根本町奥泉 39-2	0547-59-3156
中部電力 井川ダム管理所		静岡市葵区井川 1955	054-260-2950

## 別表第 2

規則第 28 条、細則第 10 条・第 11 条関係

名称	担当部署名	所在地	電話番号
中部地方整備局	河川管理課	名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 1 号	052-953-8155
静岡河川事務所	占用調整課	静岡市葵区田町 3 番 108 号	054-273-9106
静岡県島田土木事務所	維持管理課	島田市道悦 5-7-1	0547-37-5276
川根本町役場総合支所	管理室	榛原郡川根本町干頭 1183-1	0547-59-3111
島田警察署		島田市向谷元町 1212	0547-37-0110
中部電力大井川ダム管理所		榛原郡川根本町奥泉 39-2	0547-59-3156

## 別表第3

## 細則第12条関係

No	警報局舎名	警報の種類			回線
		サイレン	スピーカー	延長スピーカー	
1	長島ダム		○	○	有線
2	大加嶋		○	○	無線
3	大井川ダム	○	○		有線
4	泉大橋	○	○	○	無線
5	奥泉		○		無線
6	谷畑	○	○	○	無線
7	大沢	○	○		無線
8	八木つり橋	○	○		無線
9	八木キャンプ場	○	○	○	無線
10	昇泉橋		○		無線
11	細尾		○		無線
12	川井	○	○		無線
13	土本	○	○		無線
14	沢間	○	○		無線
15	桑野山	○	○		無線
16	両国橋	○	○	○	無線
17	神光寺沢		○		無線
18	南小学校		○		無線
19	田代		○		無線
20	中学校	○	○		無線

別表第4

規則第30条、細則第29条関係

種 別	計 測 項 目		計 測 頻 度
			Ⅲ 期
本 体	変 形	堤体の全体的な変形	1回／1ヶ月
		基礎変位	1回／1ヶ月
	漏 水 量	全漏水量、継ぎ目漏水量 ドレーン排水孔	1回／1ヶ月
	圧 力	ドレーン揚圧力	1回／1ヶ月
		上下流の揚圧力分布	1回／1ヶ月
	応 力	堤体応力、鉛直応力	—————
		堤体ひずみ	—————
	温 度	コンクリート温度	—————
		基礎温度	—————
	地 震	地震動の挙動・動水圧	地 震 時
	そ の 他	縦継目の開き	—————
		鉄筋応力	—————
		プレキャスト部計測	—————
		巡視	1回／1ヶ月

## 別表第5

## 規則第30条、細則第29条関係

施設名		事項	時期
放流設備	常用洪水吐設備	ダム放流設備点検整備技術指針に基づく点検整備	洪水期 毎月1回 非洪水期 2ヶ月に1回
	非常用洪水吐設備	同上	同上
	選択取水設備	同上	毎月1回
	水位維持放流設備設備	同上	毎月1回
	低水放流設備		
管理用発電設備		電気通信施設点検基準(案)	毎月1回
予備発電機		自家用電気工作物保安規定に基づく点検及び試運転	毎月1回
テレメータ雨量・水位観測設備		電気通信施設保守基準(案)に基づく点検	隔月1回
電気設備		自家用電気工作物保安規定に基づく点検	毎月1回
通信設備		電気通信設備保守基準(案)に基づく点検	隔月1回
放流警報設備		同上	同上
ダム管理要制御処理設備		電気通信設備保守基準(案)に基づく点検)	3ヶ月に1回
船舶及び係船設備		管理設備点検基準による点検整備	毎月1回
給水設備		漏水点検 凍結による破損及び 管理整備点検基準による点検整備	毎月1回 適時 毎月1回
自動車		道路運送車両法に基づく定期点検整備	
昇降設備		労働安全衛生法に基づく点検整備	毎月1回
堤体内排水設備		管理整備点検基準による点検整備	毎月1回
流木防除設備		同上	年1回

## 別表第6

## 規則第33条、細則第30条関係

事 項	項 目	時 期
気 象	天 気	毎日 9時
	気 圧	常 時
	温 度	常 時
	湿 度	常 時
	風 向	常 時
	風 速	常 時
	降 水 量	常 時
	日 射 量	常 時
水 象	水 位	平常時毎時 洪水時随時
	流 入 量	平常時毎時 洪水時随時
	放 流 量	平常時毎時 洪水時随時
	水 温	平常時毎時 洪水時随時
	水 質	毎月1回
ダ ム	堆 砂	毎年1回
	濁 水 量	ダム構造物管理基準に定められた時期
	地 震 計	常 時



# 長島ダムただし書き操作要領

国土交通省中部地方整備局

目 次

第 1 条	通 則	.....
第 2 条	定 義	.....
第 3 条	局長の承認等	.....
第 4 条	ただし書き操作への移行	.....
第 5 条	ただし書き操作	.....
第 6 条	ただし書き操作の解除	.....
附 則		.....

(通 則)

第1条 長島ダムの計画を超える洪水時における操作規則第16条に規定するただし書き操作（以下「ただし書き操作」という。）については、この要領に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ただし書き操作開始水位 洪水調節容量の8割に相当する貯水位とし、  
EL476.30mとする。
- 二 サーチャージ水位 長島ダム操作規則に定めるサーチャージ水位とし、  
EL480.00mとする。
- 三 設計洪水位（上限水位） 長島ダム設計洪水位（上限水位）は、  
EL480.50mとする。

(局長の承認等)

第3条 長島ダム管理所長（以下「所長」という。）は、操作規則第16条に定める洪水調節を行っている場合において、貯水位がただし書き操作開始水位を超えること及びその後さらにサーチャージ水位を越えることが予測される場合には、ただし書き操作への移行に関して、中部地方整備局長（以下「局長」という。）の承認を受けるものとする。

- 2 所長は、前項の規定により局長の承認を受けた場合は、ただし書き操作への移行に関して、別表第1に定める関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執るものとする。

(ただし書き操作への移行)

第4条 所長は、前項の規定による局長の承認を受けた後、貯水位がただし書き操作開始水位に達し、今後さらにサーチャージ水位を超えることが予測される場合は、ただし書き操作に移行するものとする。

- 2 所長は、前項の規定によりただし書き操作へ移行した場合には、速やかに別表第1に定める関係機関にその旨通知しなければならない。

(ただし書き操作)

第5条 ただし書き操作は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 貯水位がただし書き操作開始水位を超えてから放流量が流入量と等しくなるまでの間は、コンジットゲート及びクレストゲートは別表第2に定める貯水位に対応したゲート開度とすること。
- 二 前号に規定する時間が経過した時から、流入量が計画最大放流量に等しくなるまでの間は、流入量が放流量と等しくなった時の貯水位を保つことにより、流入量に等しい放流を行うこと。

(ただし書き操作の解除)

第6条 前条に規定する操作を行なっている場合において、流入量が最大となった時を経て流入量が計画最大放流量に等しくなった場合には、ただし書き操作を解除し、操作規則第17条に定める「洪水調節等における水位の低下」へ移行するものとする。

附 則

この細則は、平成18年7月7日から適用する。

附 則

この細則は、平成23年7月6日から適用する。

## 別表第 1

## 放流に関する通知先

名 称	担当部署名	所 在 地	電話番号
中部地方整備局	河川管理課	名古屋市中区三の丸 2丁目5番1号	052-953-8155
静岡河川事務所	管 理 課	静岡市葵区田町 3-108	054-273-9105
静岡県 交通基盤部	河川砂防総室 (土木防災情報センター)	静岡市 葵区 追手町 9番6号	054-221-3259
静岡県 島田土木事 務所	維持管理課	島田市道悦 5-7-1	0547-37-5276
	川根支所	島田市川根町家山 1313-4	0547-53-3133
川根本町役場総合支 所	管理室	榛原郡川根本町千頭 1183-1	0547-59-3111
島田市役所	建設課	島田市中央町 1-1	0547-36-7181
中部電力大井川ダム 管理所		榛原郡川根本町奥泉 39-2	0547-59-3156
中部電力塩郷ダム管 理所		榛原郡川根本町下泉 字塩郷 1883-3-5	0547-59-3165
中部電力大井川電力 センター	土木課	榛原郡川根本町千頭 814-1	0547-59-3135



大井川水系大井川

大井川発電所

大井川ダム操作規程

# 大井川ダム操作規程

## 目 次

第1章 総 則 (第1条～第8条)	.....
第1条 (趣 旨)	.....
第2条 (管理主任技術者)	.....
第3条 (ダム及び調整池の諸元等)	.....
第4条 (洪水及び洪水時)	.....
第5条 (洪水警戒時)	.....
第6条 (予備警戒時)	.....
第7条 (調整池水位の算定方法)	.....
第8条 (流入量の算定方法)	.....
第2章 ダム等の管理の原則 (第9条～第18条)	.....
第1節 流水の貯留及び放流の方法	.....
第9条 (流水の貯留の最高限度)	.....
第10条 (ダムから放流することができる場合)	.....
第11条 (放流の開始及び放流量の増減の方法)	.....
第12条 (洪水吐ゲート及び維持流量放流ゲートの操作の方法等)	.....
第2節 放流の際にとるべき措置等	.....
第13条 (放流の際の関係機関に対する通知)	.....
第14条 (放流の際の一般に周知させるための措置)	.....
第15条 (ダムの操作に関する記録の作成)	.....
第16条 (観測及び測定等)	.....
第17条 (点検及び整備等)	.....
第18条 (異常かつ重大な状態に関する報告)	.....
第3章 洪水における措置に関する特則 (第19条～第21条)	.....
第19条 (予備警戒時における措置)	.....
第20条 (洪水警戒時における措置)	.....
第21条 (洪水時における措置)	.....
附 則	.....



## 第1章 総 則

### (趣 旨)

第1条 この規程は、大井川ダム（以下「ダム」という。）の操作の方法のほか、ダム及び大井川調整池（以下「調整池」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (管理主任技術者)

第2条 大井川ダム管理所（以下「ダム管理所」という。）に、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者1人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び調整池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

### (ダム及び調整池の諸元等)

第3条 ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

#### (1) ダ ム

イ. 高	さ	33.515m
ロ. 堤頂の標高		396.970m
ハ. 越流頂の標高		381.818m
ニ. 洪水吐ゲート		

##### (イ) 個々のゲートの規模及び数

高さ 7.567m で幅 18.182m のもの	2門
高さ 2.718m で幅 9.091m のもの	1門

##### (ロ) 個々のゲートの開閉の速さ

1分につき	0.40m
-------	-------

#### ホ. 維持流量放流設備

##### (イ) 主維持流量放流設備（以下「主設備」という。）

取水堰高さ	4.760m
越流頂の標高	389.326m

取水口ゲート

個々のゲートの規模及び数

高さ 2.400m で 幅 2.000m のもの 1門

個々のゲートの開閉の速さ

1分につき 0.10m

(ロ) 副維持流量放流ゲート (以下「副設備」という。)

個々のゲートの規模及び数

高さ 2.000m で 幅 1.000m のもの 1門

個々のゲートの開閉の速さ

1分につき 0.10m

へ. 設計洪水流量 2,780.0 m<sup>3</sup>/s

(2) 調整池

イ. 直接集水地域の面積 537.04 km<sup>2</sup>

ロ. 湛水区域の面積 建設当初 0.132 km<sup>2</sup>  
(平成 24 年 11 月現在 0.126 km<sup>2</sup>)

ハ. 最大背水距離 建設当初 2.294 km  
(平成 24 年 11 月現在 1.635 km)

ニ. 設計洪水位 標高 391.515 m  
(水位計による表示 12.130 m)

ホ. 常時満水位 標高 389.385 m  
(水位計による表示 10.000 m)

ヘ. 最低水位 標高 384.242 m  
(水位計による表示 4.857 m)

ト. 有効貯水容量 建設当初 503,000 m<sup>3</sup>  
(平成 24 年 11 月現在 470,323 m<sup>3</sup>)

(3) 最大使用水量 60.00 m<sup>3</sup>/s

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量 (以下「流入量」という。) が 970m<sup>3</sup>/s 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として大雨警報が行われ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、この警報が解除され、又は切り替えられ、かつ洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間をいう。

(予備警戒時)

第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として大雨注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることがなくこの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(調整池水位の算定方法)

第7条 調整池の水位（以下「調整池水位」という。）は、大井川調整池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第8条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と当該一定の時間における調整池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における調整池水位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を別図第1により求め、これらを差引計算して算定するものとする。

## 第2章 ダム等の管理の原則

### 第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第9条 調整池における流水の貯留は、第21条第1号の規定により調整池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位をこえてしてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第10条 ダムの洪水吐からの放流は次の各号の一に該当する場合に限り、ダムの維持流量放流設備からの放流は第1号又は第4号に該当する場合に限り、それぞれすることができるものとする。

- (1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- (2) 前条の規定を守るため必要があるとき。
- (3) 第19条第2項、第20条第2号及び第21条第1号の規定により調整池から放流するとき。
- (4) ダムその他調整池内の施設又は工作物の点検又は整備のため必要があるとき。
- (5) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第11条 調整池からの放流は、第21条第1号の規定によってする場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように、別図第2に定めるところによってしなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において、調整池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート及び維持流量放流設備の操作の方法等)

第12条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート(以下この条において「ゲート」という。)は、左岸に最も近いものから右岸に向かって順次「第1号ゲート」、「第2号ゲート」及び「第3号ゲート」という。

2 ダムの洪水吐から放流する場合においては、第1号ゲートを開き、第1号ゲートが全開になった後さらにその放流量を増加する場合においては、ゲートを次の順序によって開き、第3号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。

第2号ゲート

第3号ゲート

3 前項の場合におけるゲートの一回の開閉の動きは、0.50mをこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において、やむを得ないと認められるときは、この限りではない。

4 1のゲートを開閉した後引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該1のゲートが始動してから少なくとも5秒を経過した後でなければ当該他のゲートを始動させてはならない。

5 ゲート又は維持流量放流設備は、第10条の規定により放流する場合又はダムの洪水吐若しくは維持流量放流設備の点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

6 維持流量等は、主設備から放流することを原則とし、副設備は以下の場合に限り使用できるものとする。

(1) 長島ダムからの放流量が維持流量等に満たない場合

(2) 主設備の点検若しくは整備を行う場合

(3) その他操作責任者がやむを得ないと認めた場合

7 維持流量等の測定は以下により行うものとする。

(1) 主設備からの放流量の測定は、取水口制水門背面側の放流水路に設置した水位計の計測値を基に行うものとする。

(2) 副設備からの放流量の測定は、放流水路制水門前面側の放流水路に設置した水位計の計測値を基に行うものとする。

8 維持流量等の最大放流量は下表のとおりとする。

(単位：m<sup>3</sup>/s)

期 間	12/6～3/19	3/20～4/30	5/1～8/31	9/1～12/5
維持流量 <sup>※1</sup>	1.50	1.50	1.50	1.50
協定放流量 <sup>※2</sup>	0.00	0.50	0.50	0.50
田代還元量(最大) <sup>※3</sup>	0.43	0.98	1.49	1.08
計(維持流量等)	1.93	2.98	3.49	3.08

※1 水利使用規則に定める大井川ダムからの河川維持流量

※2 大井川流況改善の措置として静岡県と結んだ覚書に基づいて維持流量に上乘せして放流する量

※3 東京電力(株)田代ダムからの還元量

9 維持流量放流設備から放流を開始する場合は、I T Vまたは目視により放流水路出口の安全確認を行うものとする。

## 第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

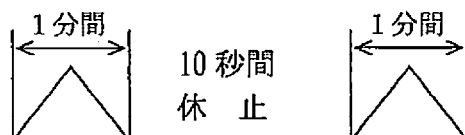
第13条 法第48条の規定による通知は、ダム洪水吐からの放流(当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下次条において「ダム放流」という。)の開始の少なくとも1時間前に、別表第1(一)欄に定めるところにより行うものとする。

- 2 前項の通知をするときは、中部地方整備局長(以下「局長」という。)に対しても、別表第1(二)欄に定めるところにより、河川法施行令(昭和40年政令第14号。以下「令」という。)第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。
- 3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前2項の規定の例により通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第14条 法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から塩郷ダム地点までの大井川の区間についてとるものとする。

- 2 令第31条の規定による警告は、別表第2に掲げるサイレン及び警報車の拡声機により、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。
  - (1) ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始約10分前に約2分間。
  - (2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により当該地点における大井川の水位の上昇が開始されると認められる時の約10分前に約2分間。
  - (3) サイレン1回あたりの吹鳴方法は次のとおりとする。



(4) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により、当該地点における大井川の水位の上昇が開始されると認められる時の約 15 分前。

3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前 2 項の規定の例により警告しなければならない。

(ダムの操作に関する記録の作成)

第 15 条 ダムの洪水吐ゲート又は維持流量放流設備を操作した場合においては、次の各号に掲げる事項（その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）を記録しておかなければならない。ただし、維持流量放流設備については自動制御時を除く。

(1) 操作の理由

(2) 開閉したゲートの名称、その 1 回の開閉を終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度

(3) ゲートの 1 回の開閉を終えた時における調整池水位、流入量、ダムの洪水吐からの放流に係る放流量及び使用水量

(4) ダムの洪水吐からの放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量

(5) 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があつたときは、その時刻及びその直後における使用水量

(6) 維持流量放流設備については、操作した時の理由、開始若しくは終了の時刻及びその直後における放流量

(7) 法第 48 条の規定による通知（第 13 条第 2 項による通知を含む。）及び令第 31 条の規定による警告の実施状況



(観測及び測定等)

第16条 法第45条の規定による観測は、別表第3に定めるところにより行うものとする。

- 2 法第45条の規定により観測すべき事項のほか、別表第4に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。
- 3 前項のほか、次条第1項後段の規定に該当するとき、その他ダム又は調整池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに、別表第4に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。
- 4 法第45条及び第2項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければならない。

(点検及び整備等)

第17条 ダム及び調整池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に及び適宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は調整池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び調整池の点検（調整池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と調整池水位との関係の検討を含む。）を行い、ダム又は調整池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

- 2 前項の規定による点検及び整備の結果は、記録しておかなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第18条 ダム又は調整池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、局長に対し、別表第1(二)欄の例により、その旨を報告しなければならない。

### 第3章 洪水における措置に関する特則

#### (予備警戒時における措置)

第19条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時において、ダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。
  - (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車、夜間に、外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
  - (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
  - (4) 局長及び静岡県知事に対し、別表第1の例による、法第46条第1項の規定による通報をすること。
  - (5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
  - (6) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置
- 2 前項に掲げる措置のほか、次条第2号に規定する措置を容易ならしめることが必要な場合は、必要な流量の流水を調整池から放流すること。

#### (洪水警戒時における措置)

第20条 洪水警戒時においては、前条第1項第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、第11条に規定することを原則とする。

- イ. 流入量が  $60.00\text{m}^3/\text{s}$  になる以前においては、流入量に相当する流量を放流すること。
- ロ. 洪水警戒時に至り、かつ流入量が  $60.00\text{m}^3/\text{s}$  になった時から、洪水時までの間にダムすべての洪水吐ゲートを全開となるよう調整池から放流すること。
- ハ. ダムすべての洪水吐ゲートを全開としたが、洪水時に至らなかった時は、洪水警戒時が解除されるまでの間、ダムの洪水吐ゲートを全開とし、これを継続すること。
- ニ. 洪水警戒時が解除された以降は、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留すること。

### (3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

#### (洪水時における措置)

第21条 洪水時においては、第19条第1項第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

- イ. 洪水時に至った時から流入量が最大となった時を経て、洪水警戒時が解除されるまでの間、ダムの洪水吐ゲートを全開とし、これを継続すること。

- ロ. 洪水警戒時が解除された以降においては、調整池から放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留すること。

- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

- (3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

## 附 則

この規程は、平成25年5月30日から施行する。

別表第1 (第13条、第18条及び第19条第4号)

	通知の相手方		通知の方法	適要
	名称	担当機関の名称		
(一)	静岡県知事	島田土木事務所 維持管理課	加入電話 又はFAX	
	榛原郡川根本町長	川根本町役場 総務課	〃	
	島田警察署長	島田警察署 地域課	〃	
(二)	中部地方整備局長	静岡河川事務所占有調整課	加入電話 又はFAX	
	塩郷ダム管理責任者	塩郷ダム管理所	専用電話	

別表第2 (第14条第2項)

サイレン及びスピーカの名称		サイレン及びスピーカの位置	サイレン及びスピーカの構造又は能力
警報中継局名	サイレン及びスピーカ		
NO. 12 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡川根本町梅地字市代 2-3 (大井川左岸)	2.2 kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡川根本町奥泉字風穴 109 (大井川右岸)	2.2 kW
NO. 13 警報中継局	No.1 スピーカ	静岡県榛原郡川根本町奥泉字奥大多々里 377-4 (大井川右岸)	2.2 kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡川根本町奥泉字戸谷山 633-21 (大井川右岸)	0.4 kW
NO. 14 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡川根本町奥泉字釜蓋 654-1 (大井川右岸)	0.75 kW
NO. 15 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡川根本町奥泉字竹の沢 673 (大井川右岸)	0.75 kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡川根本町下片瀬 766-2-1 (大井川右岸)	2.2 kW
NO. 16 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡川根本町桑野山字一ノ平 748 (大井川左岸)	0.75 kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡川根本町桑野山字向川原 671-5 (大井川左岸)	0.2 kW
NO. 17 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡川根本町桑野山字小島 657-1 (大井川左岸)	2.2 kW
NO. 5 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡川根本町奥泉字西ハツレ 914-2 (大井川右岸)	2.2 kW
NO. 6 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡川根本町千頭清水道 596-1 (大井川右岸)	0.4 kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡川根本町桑ノ山字折廻し 491 (大井川左岸)	0.2 kW
NO. 7 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡川根本町千頭字三ツ口 756-5 (大井川右岸)	0.4kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡川根本町千頭字中ノ島 816-1 (大井川右岸)	2.2 kW
NO. 8 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡川根本町千頭字ソウシ 44-3 (大井川左岸)	0.4 kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡川根本町田代字新島 620 (大井川左岸)	0.75kW
NO. 9 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡川根本町千頭字藤川字アラキ 2045 (大井川左岸)	0.75kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡川根本町大字藤川字中道 2216-1 (大井川左岸)	0.75 kW
NO. 10 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡川根本町大字藤川字瀬戸山 2327-1 (大井川左岸)	0.4kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡川根本町大字崎平字オバ子 469-3 (大井川右岸)	2.2kW
NO. 11 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡川根本町崎平字ニシムキ 606-4 (大井川右岸)	2.2kW

サイレン及びスピーカの名称		サイレン及びスピーカの位置	サイレン及びスピーカの構造又は能力
警報中継局名	サイレン及びスピーカ		
NO. 18 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡川根本町青部字沢間原 48-8 (大井川左岸)	0.75kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡川根本町青部字下ノ段 4601-1 (大井川左岸)	2.2kW
NO. 19 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡川根本町徳山字宝殿前 907-2 地先 (大井川左岸)	0.4kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡川根本町徳山字杉崎 246-2 (大井川左岸)	2.2kW
NO. 20 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡川根本町水川字水口 65-4 (大井川右岸)	0.2kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡川根本町水川字島 99-3 (大井川右岸)	0.4kW
NO. 21 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡川根本町水川字市場 421-1 (大井川右岸)	2.2kW
NO. 22 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡川根本町水川字民 818-2 (大井川右岸)	2.2kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡川根本町上長尾字板橋 164 (大井川右岸)	2.2kW
NO. 23 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡川根本町上長尾字梅島下 1325-1 地先 (大井川右岸)	0.4kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡川根本町下長尾字ヨコガレ 377-3 (大井川右岸)	2.2kW
NO. 24 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡川根本町下泉字向山 1333-3 (大井川左岸)	0.75kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡川根本町下泉字横郷 1491-2 (大井川左岸)	0.75kW
NO. 25 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡川根本町地名字松島 1795-1 (大井川左岸)	0.4kW

別表第3(第16条第1項)

観測すべき 事項	観 測 施 設			観 測 の 回 数	摘 要
	名 称	位 置	構 造 または能力		
調整池水位 及び 流 入 量	大井川調整池 水位観測所	静岡県榛原郡 川根本町 奥泉字倉柱 39-5	直送式 自記水位計	毎日1回 (洪水時、洪水警 戒時及び予備警 戒時においては 60分毎に1回)	流入量は第8条の規 定により、流量は水 位の観測結果に基 づきそれぞれに算 定する。
水 位 及 び 流 量	奥泉ダム水位 観 測 所	静岡県静岡市 葵区井川字 亀久保 2039-5	同 上		
降 水 量	奥泉ダム雨量 観 測 所	同 上	直送式 自記雨量計		
	井川ダム雨量 観 測 所	静岡県静岡市 葵区井川字 西山沢 1955	同 上		

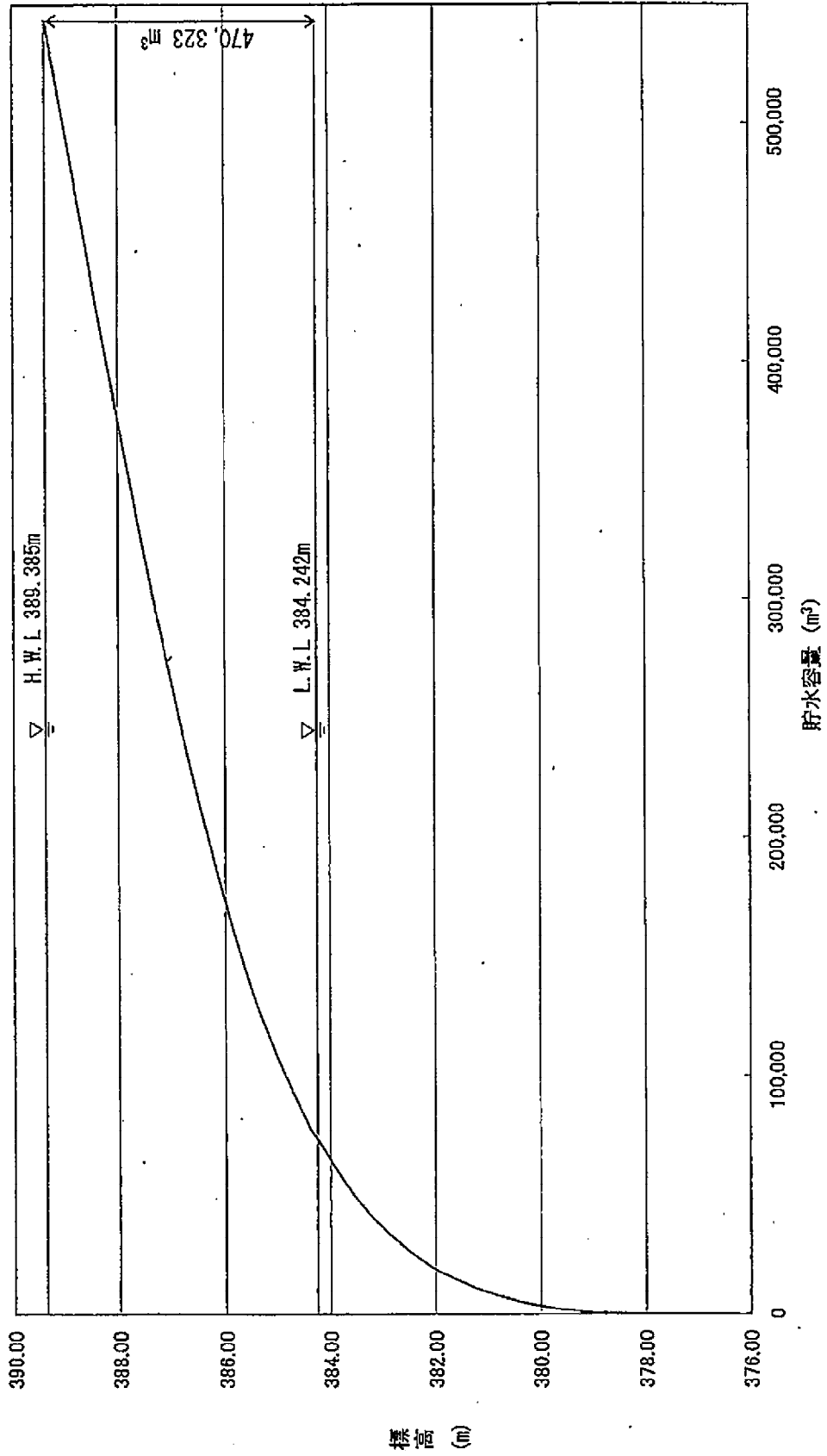
別表第4(第16条第2項及び第3項)

観測又は測定すべき事項		観測又は測定回数	摘 要
気 象	ダム地点における天気及び気温(自記)	毎 日	
水 象	使用水量及び調整池の表面付近の水温	毎 日	
調整池内及びその末端付近の堆砂の状況		少なくとも3年1回※	

※ただし、堆砂状況の著しい変化が予想される場合には、河川管理者との協議により、堆砂状況の調査の実施について決定する。

別図第1  
(第8条第2項)

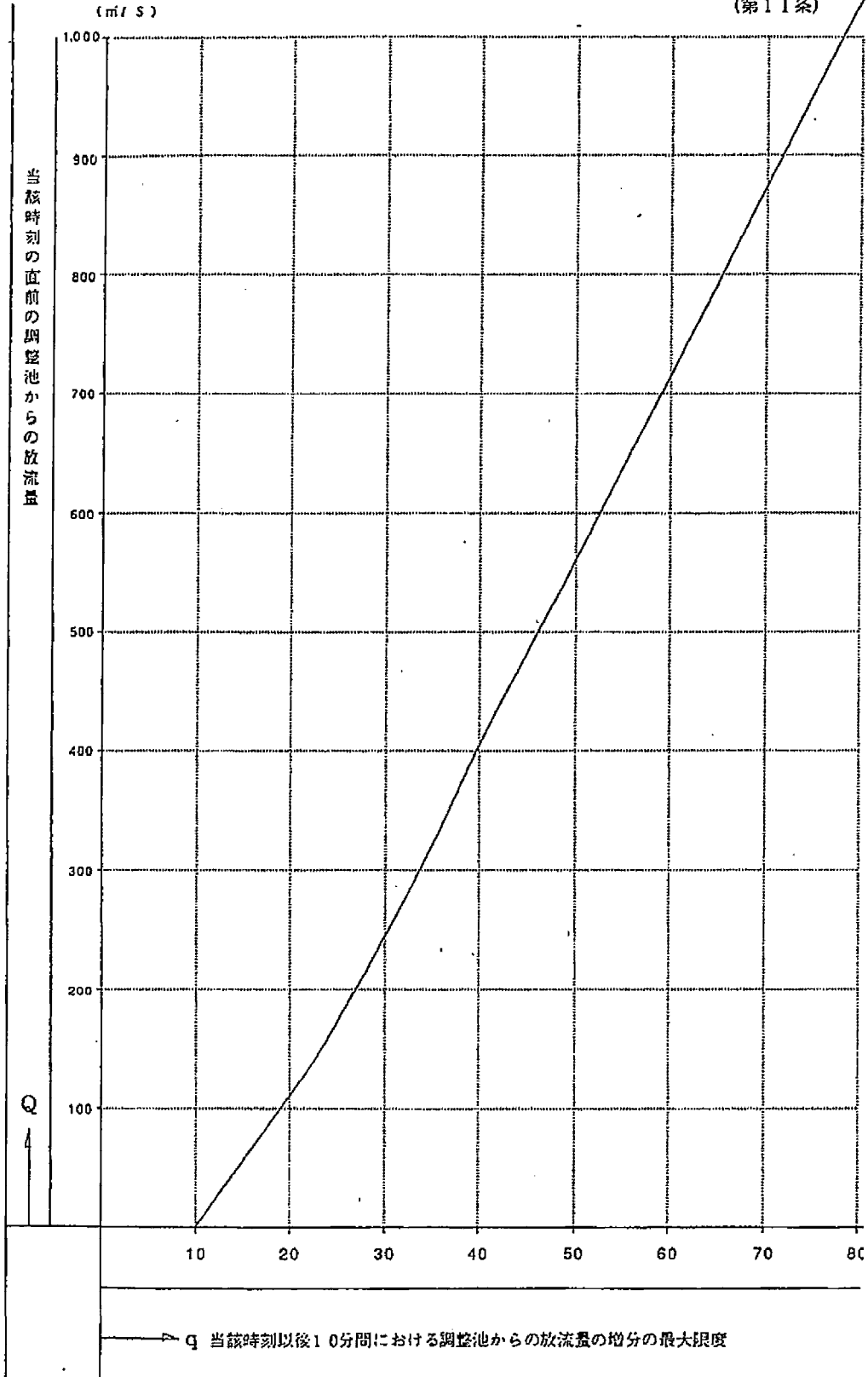
大井川調整池容量曲線図 平成24年11月現在





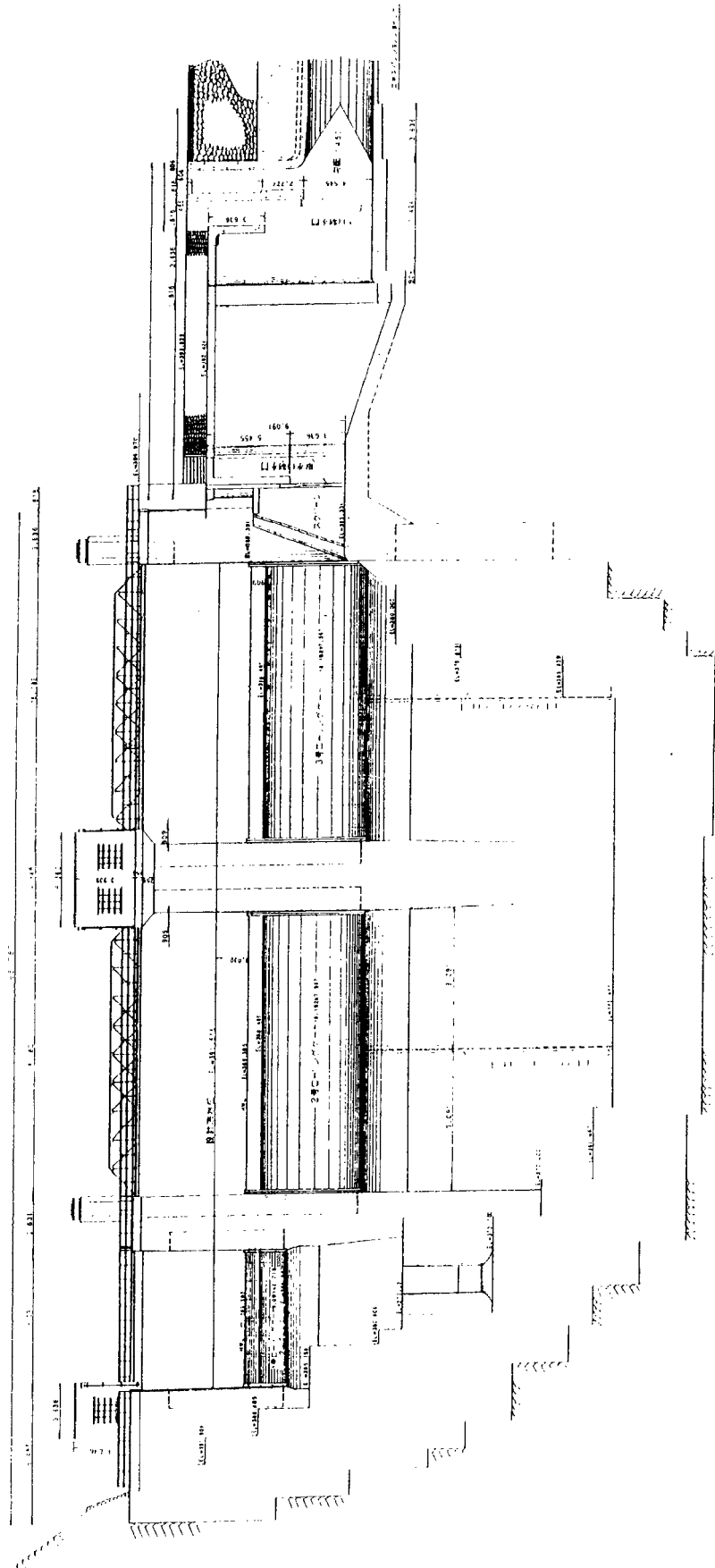
大井川調整池

別図第2  
(第11条)



大井川ダム

ダム正面図 S=1:200



大 井 川 水 系 寸 又 川

湯 山 発 電 所

千 頭 ダ ム 操 作 規 程

## 目 次

第1章	総 則（第1条～第8条）	.....
第2章	ダム等の管理の原則	.....
第1節	流水の貯留及び放流の方法 （第9条～第12条）	.....
第2節	放流の際にとるべき措置等 （第13条～第18条）	.....
第3章	洪水における措置に関する特則 （第19条～第21条）	.....
附 則		.....

# 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、千頭ダム（以下「ダム」という。）の操作の方法のほか、ダム及び千頭調整池（以下「調整池」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第2条 大間ダム管理所（以下「ダム管理所」という。）に、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者1人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び調整池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(ダム及び調整池の諸元等)

第3条 ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) ダム

イ 高さ 64.030 m

ロ 堤頂の標高 643.727 m

ハ 越流頂の標高 636.272 m

ニ 洪水吐ゲート

(イ) 個々のゲートの規模及び数

高さ5.800 mで幅14.000 mのもの 2門

(内1門は維持流量放流用小ゲート付

高さ0.250 mで幅0.250 mのもの 1門)

(ロ) 個々のゲートの開閉の速さ

1分につき 0.30 m

(維持流量放流用小ゲート：1分につき 0.10 m)

ホ	排砂ゲート		
	(イ) 個々のゲートの規模及び数		
		高さ	10.200 m
		幅	5.000 m
		もの	1門
	(ロ) 個々のゲートの開閉の速さ		
		1分につき	0.40 m
ヘ	設計洪水流量		555.6 m <sup>3</sup> /s
(2)	調整池		
イ	直接集水地域の面積		132.02 km <sup>2</sup>
ロ	湛水区域の面積	建設当初	0.247 km <sup>2</sup>
		(平成3年11月現在	0.043 km <sup>2</sup> )
ハ	最大背水距離	建設当初	3.028 km
		(平成3年11月現在	0.571 km)
ニ	設計洪水位	標高	641.515 m
		(水位計による表示	10.00 m)
ホ	常時満水位	標高	641.515 m
		(水位計による表示	10.00 m)
ヘ	予備放流水位		
	(イ) 洪水吐予備放流水位	標高	638.815 m
		(水位計による表示	7.30 m)
	(ロ) 排砂予備放流水位	標高	637.815 m
		(水位計による表示	6.30 m)
ト	最低水位	標高	639.515 m
		(水位計による表示	8.00 m)
チ	有効貯水容量	建設当初	4,349 × 10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> )
		(平成3年11月現在	59 × 10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> )
(3)	最大取水量		16.00 m <sup>3</sup> /s

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量（以下「流入量」という。）が200 m<sup>3</sup>/s以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として大雨警報が行われ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、この警報が解除され、又は切り替えられ、かつ洪水が発生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間をいう。

(予備警戒時)

第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として大雨注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで又は洪水警戒時に至ることがなくこの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(調整池水位の算定方法)

第7条 調整池の水位（以下「調整池水位」という。）は、千頭調整池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第8条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と当該一定の時間における調整池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わる時における調整池水位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を別図第1により求め、これらを差引計算して算定するものとする。

## 第2章 ダム等の管理の原則

### 第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第9条 調整池における流水の貯留は、第21条第1号の規定により調整池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位をこえてしてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第10条 ダムの洪水吐及び排砂路からの放流は次の各号の一に該当する場合に限り、それぞれすることができるものとする。

- (1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- (2) 前条の規定を守るため必要があるとき。
- (3) 第19条第2項、第20条第2号、第3号、及び第21条第1号の規定により調整池から放流するとき。
- (4) ダムその他調整池内の施設又は工作物の点検又は整備のため必要があるとき。
- (5) その他やむをえない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第11条 調整池からの放流は、第21条第1号の規定によってする場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように、別図第2に定めるところによってしなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において、調整池からの放流量を増加することができる。



(洪水吐ゲート及び排砂ゲートの操作の方法等)

第12条 ダムの洪水吐ゲート及び排砂ゲートを構成する個々のゲート（以下この条において「ゲート」という。）は、左岸に最も近いものから右岸に向かって順次「第1号ゲート」、「第2号ゲート」、及び「排砂ゲート」という。

2 ダムの洪水吐及び排砂路から放流する場合には、ゲートを次の順序によって行うものとする。

イ ダムの洪水吐から放流する場合には洪水吐ゲートを次の順序によって開き、第2号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するとき、同様の操作を繰り返すものとする。

第1号ゲート

第2号ゲート

ロ ダムの排砂路から放流する場合には、洪水吐ゲートが全開となった以後、排砂ゲートを開操作する。

ハ イ又はロにより開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。

3 前項の場合におけるゲートの一回の開閉の動きは、0.50mをこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において、やむを得ないと認められるときは、この限りではない。

4 1のゲートを開閉した後引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該1のゲートが始動してから少なくとも5秒を経過した後でなければ当該他のゲートを始動させてはならない。

5 ゲートは、第10条の規定により放流する場合又はダムの洪水吐若しくは排砂路の点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

## 第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第13条 法第48条の規定による通知は、ダムの洪水吐及び排砂路からの放流（当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下次条において「ダム放流」という。）の開始の少なくとも1時間前に、別表第1（一）欄に定めるところにより行うものとする。

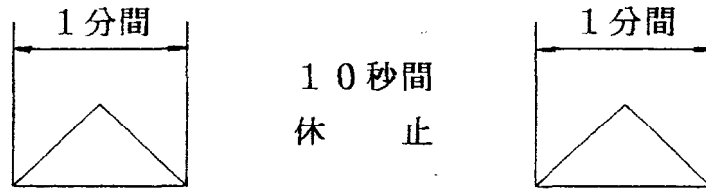
- 2 前項の通知をするときは、中部地方建設局長（以下「局長」という。）及び寸又川ダム管理主任技術者に対しても、別表第1（二）欄に定めるところにより、河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「令」という。）第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。
- 3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するための必要があると認められる時は、前2項の規定の例により通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第14条 法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から大間ダム地点までの寸又川の区間についてとるものとする。

- 2 令第31条の規定による警告は、別表第2に掲げるサイレン及び警報車の拡声機により、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。
  - (1) ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始約10分前に約2分間。
  - (2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により当該地点における寸又川の水位の上昇が開始されると認められる時の約10分前に約2分間。

(3) サイレン1回あたりの吹鳴方法は次のとおりとする。



(4) 警報車の拡声機による警告にあっては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により、当該地点における寸又川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分前。

3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前2項の規定の例により警告しなければならない。

(ダムの操作に関する記録の作成)

第15条 ダムの洪水吐ゲート又は排砂ゲートを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項（その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第1号及び第2号に掲げる事項）を記録しておかなければならない。

(1) 操作の理由

(2) 開閉したゲートの名称、その1回の開閉を終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度。

ただし、ゲートが全開の間はこの限りでない。

(3) ゲートの1回の開閉を終えた時における調整池水位、流入量、ダムの洪水吐又は排砂路からの放流に係る放流量及び使用水量。

(4) ダムの洪水吐及び排砂路からの放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量。

(5) 発電の開始若しくは終了した時刻及びその直後における使用水量。

(6) 法第48条の規定による通知（第13条第2項の規定による通知を含む。）及び令第31条の規定による警告の実施状況。

(観測及び測定等)

第16条 法第45条の規定による観測は、別表第3に定めるところにより行うものとする。

- 2 法第45条の規定により観測すべき事項のほか、別表第4に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。
- 3 前項のほか、次条第1項後段の規定に該当するとき、その他ダム又は調整池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに、別表第4に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。
- 4 法第45条及び第2項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければならない。

(点検及び整備等)

第17条 ダム及び調整池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に、及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は調整池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び調整池の点検（調整池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と調整池水位との関係の検討を含む。）を行い、ダム又は調整池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

- 2 前項の規定による点検及び整備の結果は、記録しておかなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第18条 ダム又は調整池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、局長に対し、別表第1（二）欄の例により、その旨を報告しなければならない。

### 第3章 洪水における措置に関する特則

#### (予備警戒時における措置)

第19条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時において、ダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。
  - (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車、夜間に、外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。
  - (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
  - (4) 局長及び静岡県知事に対し、別表第1の例による、法第46条第1項の規定による通報をすること。
  - (5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
  - (6) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。
- 2 前項に掲げる措置のほか、次条第2号に規定する措置を容易ならしめるため必要な流量の流水を調整池から放流すること。

#### (洪水警戒時における措置)

第20条 洪水警戒時においては、前条第1項第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、第11条

の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、洪水吐予備放流水位をこえているときは、次の（イ）又は（ロ）のいずれかによるものとする。

（イ） 洪水吐から放流する場合は、調整池からの放流を行い、調整池水位が洪水吐予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

（ロ） 洪水吐及び排砂路から放流する場合は、調整池からの放流を行い、調整池水位が排砂予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ロ 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、洪水吐予備放流水位に等しいときは、次の（イ）又は（ロ）のいずれかによるものとする。

（イ） 洪水吐から放流する場合は、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

（ロ） 洪水吐及び排砂路から放流する場合は、調整池からの放流を行い、調整池水位が排砂予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ハ 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、洪水吐予備放流水位を下まわっているときは、次の（イ）又は（ロ）のいずれかによるものとする。

（イ） 洪水吐から放流する場合は、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、調整池水位を維持するか、あるいは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が洪水吐予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

- (ロ) 洪水吐及び排砂路から放流する場合は、調整池からの放流を行い、調整池水位が排砂予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。ただし、調整池水位が排砂予備放流水位を下まわっている時は、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
- (3) 本条第2号イの(ロ)、ロの(ロ)、ハの(ロ)に規定する時間が経過した時以後で洪水時に至らず減水した場合は、洪水吐ゲート及び排砂ゲートを全開とし、洪水警戒時を解除するまでの間これを継続し、これ以後においては調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留すること。
- (4) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(洪水時における措置)

第21条 洪水時においては、第19条第1項第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最少限度において、その急激な変動を生じないようにすること。
  - イ 洪水時に至った時から、流入量が最大となった時を経て、洪水時が経過するまでの間は、次の(イ)又は(ロ)のいずれかによるものとする。
    - (イ) 前条第2号イの(イ)、ロの(イ)又はハの(イ)による操作を行った場合は、ダムの洪水吐ゲートを全開とし、これを継続する。
    - (ロ) 前条第2号イの(ロ)、ロの(ロ)又はハの(ロ)による操作を行った場合は、ダムの洪水吐ゲート及び排砂ゲートを全開とし、これを継続する。

- ロ イに規定する時間が経過した時以後においては、次の（イ）又は（ロ）のいずれかによるものとする。
- （イ） 前条第2号イの（イ）、ロの（イ）又はハの（イ）による操作を行った場合は、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留すること。
- （ロ） 前条第2号イの（ロ）、ロの（ロ）又はハの（ロ）による操作を行った場合は、洪水警戒時を解除するまでの間、洪水吐ゲート及び排砂ゲートの全開を継続し、これ以後においては調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留すること。
- （2） 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- （3） その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

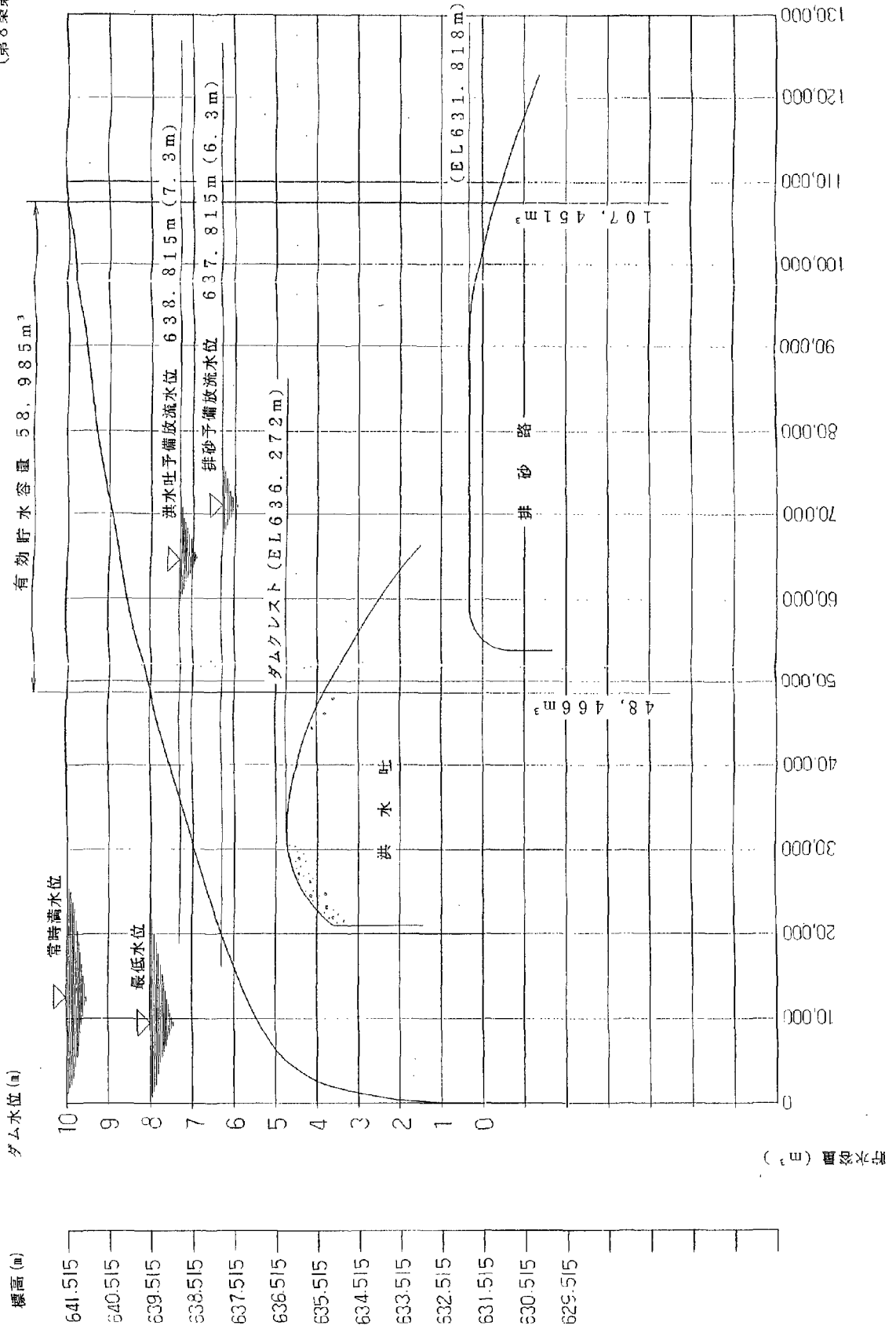
#### 附 則

この規程は、平成4年4月21日から施行する。

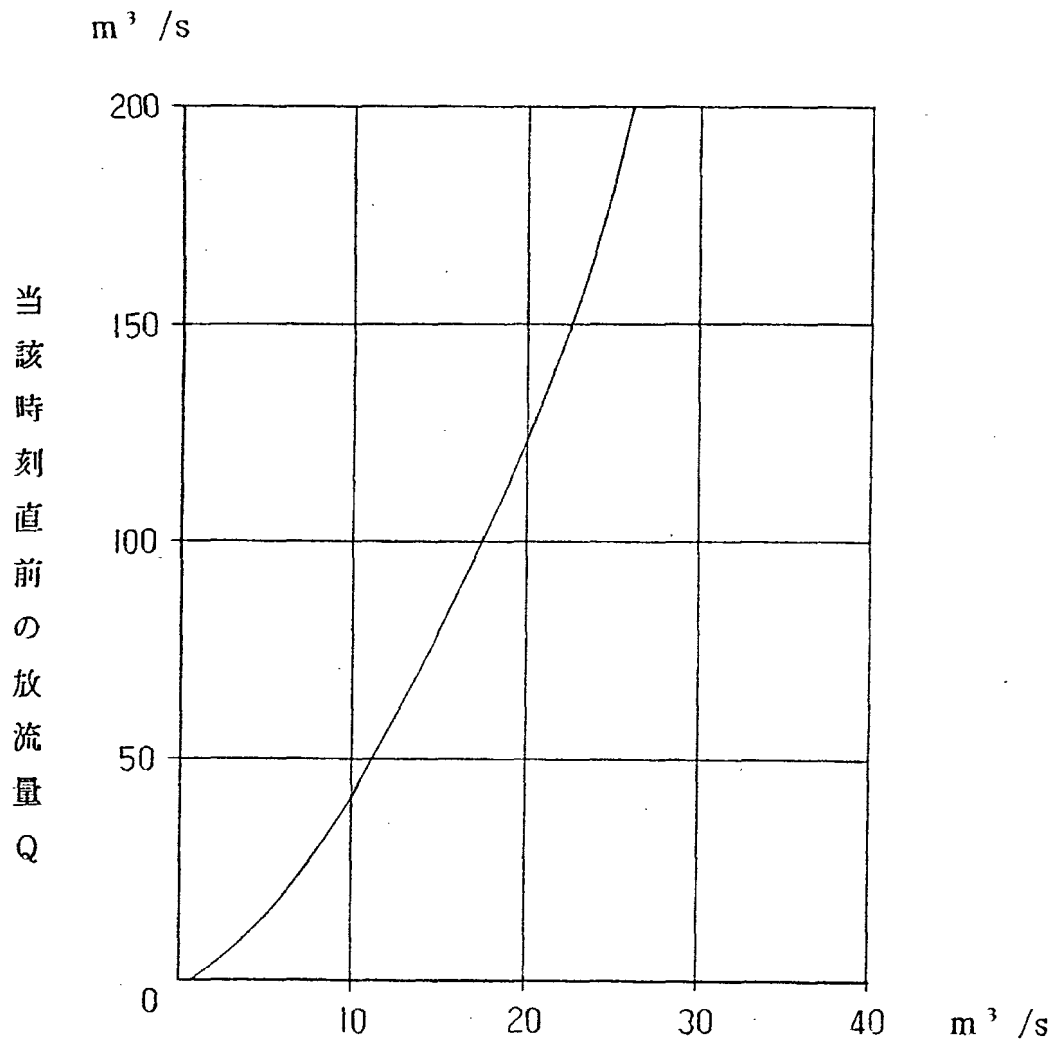


干豆ダム調整池容量曲線図 (平成3年11月)

別図第1  
(第8条第2項)



千頭調整池



当該時刻以後10分間における放流量の増分  
(最大限度)

別表第1（第13条、第18条及び第19条第4号）

	通知の相手方		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名称		
(-)	静岡県知事	島田土木事務所維持調査課	加入電話	
	榛原郡本川根町	本川根町役場総務課	〃	
	島田警察署長	島田警察署外勤課	〃	
(二)	中部地方建設局長	静岡河川工事事務所管理課	加入電話	
	寸又川ダム管理主任技術者	寸又川ダム管理所	専用電話	

別表第2（第14条第2項）

サイレンの名称		サイレンの位置	サイレンの構造又は能力
警報中継局名	サイレン(警報局)		
No. 1 警報中継局	No. 1 サイレン	静岡県榛原郡本川根町大字千頭字千頭山国有林 (寸又川左岸)	3.7 kW
	No. 2 サイレン	〃 (寸又川右岸)	2.2 kW
	No. 3 サイレン	〃 (〃)	2.2 kW
No. 2 警報中継局	No. 1 サイレン	〃 (〃)	2.2 kW
	No. 2 サイレン	〃 (〃)	2.2 kW
	No. 3 サイレン	〃 (〃)	2.2 kW
No. 3 警報中継局	No. 1 サイレン	〃 (〃)	2.2 kW
	No. 2 サイレン	静岡県榛原郡本川根町大字千頭字千頭山1番の4 (〃)	3.7 kW
	No. 3 サイレン	静岡県榛原郡本川根町大字千頭字千頭山国有林 (〃)	2.2 kW

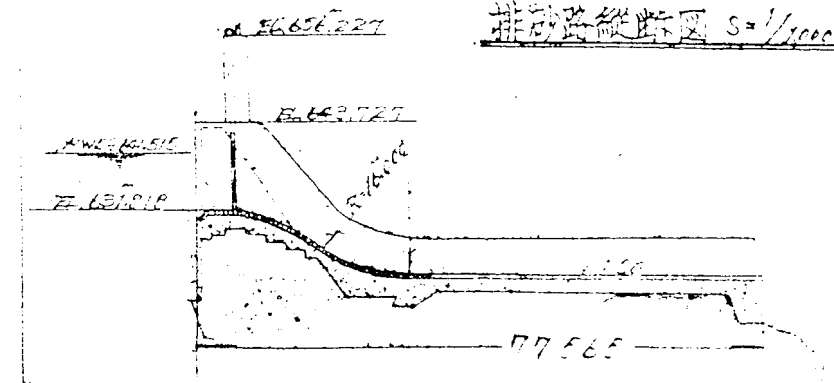
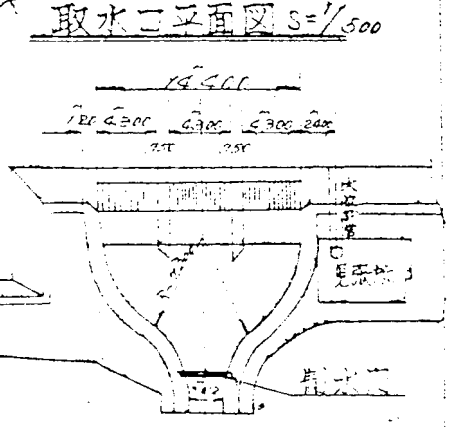
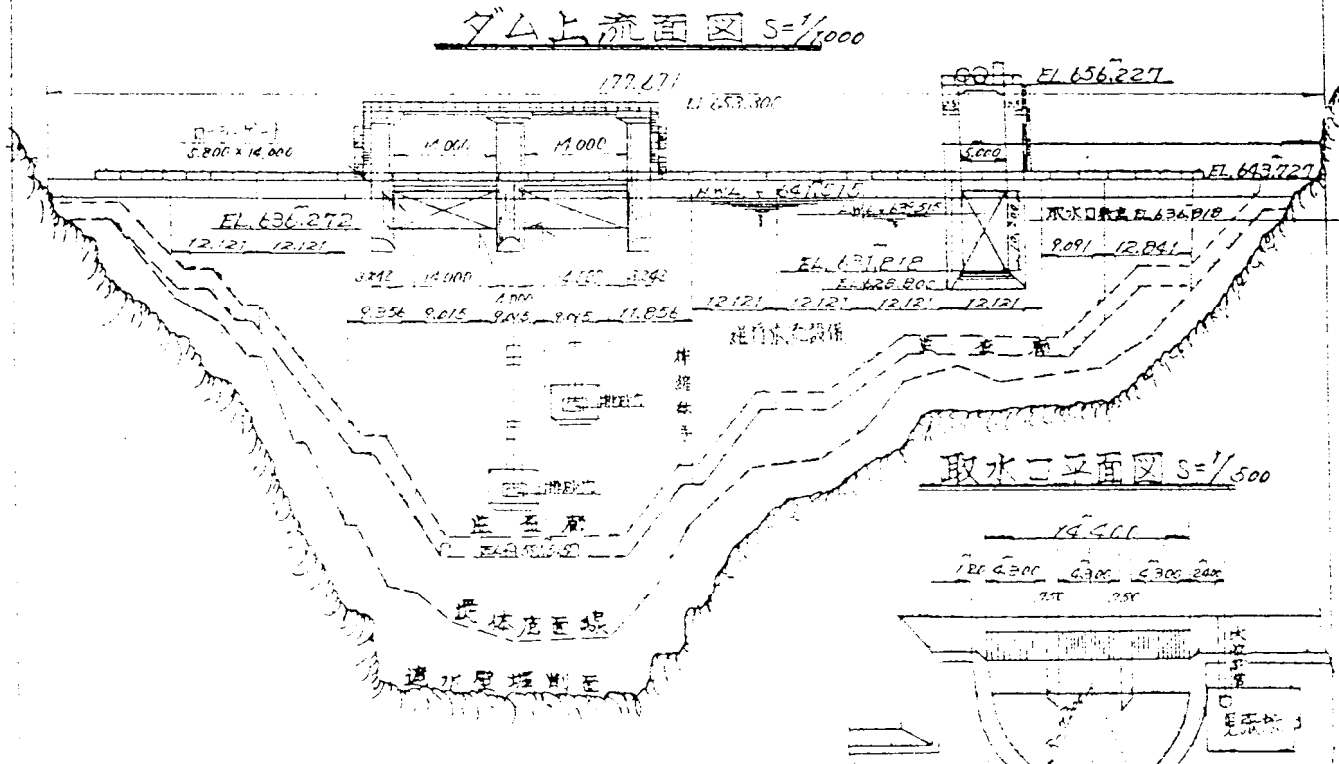
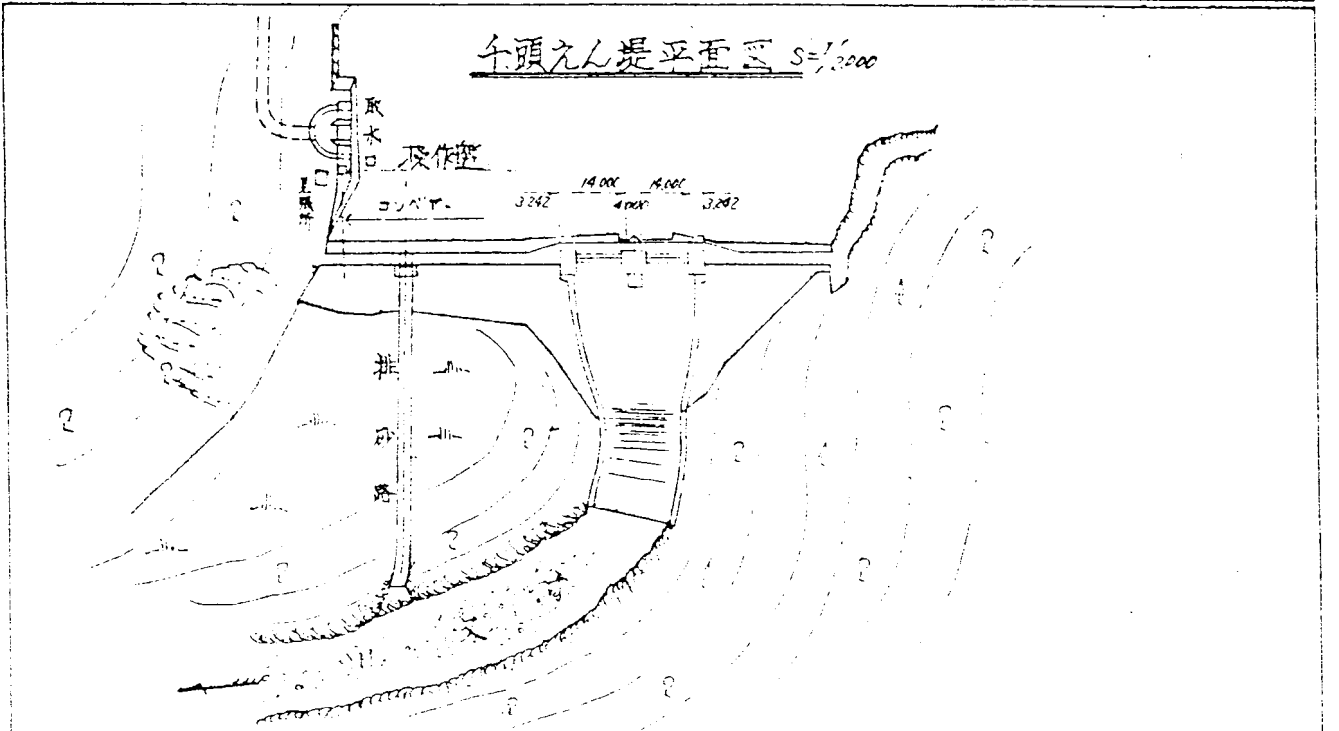
別表第3（第16条第1項）

観測すべき 事項	観測施設			観測の 回数	摘要
	名称	位置	構造及能力		
調整池水位 及び流入量	千頭調整 池水位 観測所	静岡県 榛原郡 本川根町 大字千頭 字千頭山 国有林	直送式自記 水位計	毎日1回 （洪水時 洪水警戒 時には60分 ごとに1 回）	流入量は第 8条の規定 により、流 量は水位の 観測結果に 基づきそれ ぞれ算定す る。
降水量	寸又川口 ポット雨 量観測所	同上	無線 ロボット 雨量計		

別表第4（第16条第2項及び第3項）

観測又は測定すべき事項		観測又は測定回数	摘要
気象	ダム地点における天気、気温（自記）	毎日	
水象	使用水量、調整池の表面付近の水温	毎日	
ダムの状況	漏水量	少なくとも毎月2回	
調整池内及びその末端付近の堆砂の状況並びにダム下流（ダムから下流500mの間）の河床変動状況		少なくとも毎年1回	

# 千頭ダム



1:1000
1:500
1:200
1:100
1:50
1:25
1:10
1:5
1:2
1:1



大 井 川 水 系 寸 又 川

大 間 発 電 所

大 間 ダ ム 操 作 規 程

# 大間ダム操作規程

## 目 次

第1章 総 則(第1条～第8条)	.....
第1条 (趣旨)	.....
第2条 (管理主任技術者)	.....
第3条 (ダムおよび調整池の諸元等)	.....
第4条 (洪水および洪水時)	.....
第5条 (洪水警戒時)	.....
第6条 (予備警戒時)	.....
第7条 (調整池水位の算定方法)	.....
第8条 (流入量の算定方法)	.....
第2章 ダム等の管理の原則(第9条～第18条)	.....
第1節 流水の貯留および放流の方法	.....
第9条 (流水の貯留の最高限度)	.....
第10条 (ダムから放流することができる場合)	.....
第11条 (放流の開始および放流量の増減の方法)	.....
第12条 (洪水吐ゲートおよび維持流量放流管バルブの操作の方法等)	.....
第2節 放流の際にとるべき措置等	.....
第13条 (放流の際の関係機関に対する通知)	.....
第14条 (放流の際の一般に周知させるための措置)	.....
第15条 (ダムの操作に関する記録の作成)	.....
第16条 (観測および測定等)	.....
第17条 (点検および整備等)	.....
第18条 (異常かつ重大な状態に関する報告)	.....
第3章 洪水における措置に関する特則(第19条～第21条)	.....
第19条 (予備警戒時における措置)	.....
第20条 (洪水警戒時における措置)	.....
第21条 (洪水時における措置)	.....
附 則	.....



## 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、大間ダム(以下「ダム」という。)の操作の方法のほか、ダムおよび大間調整池(以下「調整池」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第2条 大井川ダム管理所(以下「ダム管理所」という。)に、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第50条第1項に規定する管理主任技術者1人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法およびこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダムおよび調整池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(ダムおよび調整池の諸元等)

第3条 ダムおよび調整池の諸元その他これに類するダムおよび調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1)ダ ム

イ. 高 さ 46.061m

ロ. 堤頂の標高 475.758m

ハ. 越流頂の標高 464.848m

ニ. 洪水吐ゲート

(イ)個々のゲートの規模および数

高さ 9.090m で幅 6.060m のもの 2 門

高さ 7.580m で幅 6.060m のもの 2 門

(ロ)個々のゲートの開閉の速さ

1 分につき 0.60m

ホ. 維持流量放流管バルブ

(イ) 規模および数

内径 0.400m のもの 1 門

(ロ) 開閉に係る開度変化率

1 分につき 1.0%以下

へ. 設計洪水流量 835.0m<sup>3</sup>/s

(2)調整池

イ. 直接集水地域の面積		201.58 km <sup>2</sup>
ロ. 湛水区域の面積	建設当初	0.102 km <sup>2</sup>
	(平成9年11月現在	0.047 km <sup>2</sup> )
ハ. 最大背水距離	建設当初	1.642 km
	(平成9年11月現在	0.955 km)
ニ. 設計洪水水位	標高	471.818 m
	(水位計による表示	7.879 m)
ホ. 常時満水位	標高	473.939 m
	(水位計による表示	10.000 m)
ヘ. 最低水位	標高	469.343 m
	(水位計による表示	5.404 m)
ト. 有効貯水容量	建設当初	740,809 m <sup>3</sup>
	(平成9年11月現在	121,924 m <sup>3</sup> )

(3)最大使用水量 23.10 m<sup>3</sup>/s

(洪水および洪水時)

第 4 条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量(以下「流入量」という。)が 280m<sup>3</sup>/s 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第 5 条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部または一部を含む予報区を対象として大雨警報が行われ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、この警報が解除され、または切り替えられ、かつ洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間をいう。

(予備警戒時)

第 6 条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として大雨注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまでまたは洪水警戒時に至ることがなくこの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(調整池水位の算定方法)

第 7 条 調整池の水位(以下「調整池水位」という。)は、大間調整池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第 8 条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と当該一定の時間における調整池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時およびこれが終わる時における調整池水位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を別図第 1 により求め、これらを差引計算して算定するものとする。

## 第 2 章 ダム等の管理の原則

### 第 1 節 流水の貯留および放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第 9 条 調整池における流水の貯留は、第 21 条第 1 号の規定により調整池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位をこえてしてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第 10 条 ダムの洪水吐からの放流は次の各号の一に該当する場合に限り、ダムの維持流量放流管からの放流は第 1 号または第 4 号に該当する場合に限り、それぞれすることができるものとする。

(1)下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。

(2)前条の規定を守るため必要があるとき。

(3)第 19 条第 2 項、第 20 条第 2 号および第 21 条第 1 号の規定により調整池から放流するとき。

(4)ダムその他調整池内の施設または工作物の点検または整備のため必要があるとき。

(5)その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始および放流量の増減の方法)

第 11 条 調整池からの放流は、第 21 条第 1 号の規定によってする場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように、別図第 2 に定めるところによってしなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において、調整池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲートおよび維持流量放流管バルブの操作の方法等)

第12条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート(以下この条において「ゲート」という。)は、左岸に最も近いものから右岸に向かって順次「第1号ゲート」、「第2号ゲート」、「第3号ゲート」および「第4号ゲート」という。

2 ダムの洪水吐から放流する場合においては、ゲートを次の順序によって開き、第4号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。

第2号ゲート

第3号ゲート

第1号ゲート

第4号ゲート

3 前項の場合におけるゲートの一回の開閉の動きは、0.50m をこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において、やむを得ないと認められるときは、この限りではない。

4 1 のゲートを開閉した後引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該1 のゲートが始動してから少なくとも5秒を経過した後でなければ当該他のゲートを開始させてはならない。

5 ゲートまたは維持流量放流管バルブは、第10条の規定により放流する場合またはダムの洪水吐若しくは維持流量放流設備の点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

## 第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第13条 法第48条の規定による通知は、ダム洪水吐からの放流(当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下次条において「ダム放流」という。)の開始の少なくとも1時間前に、別表第1(一)欄に定めるところにより行うものとする。

- 2 前項の通知をするときは、中部地方建設局長(以下「局長」という。)に対しても、別表第1(二)欄に定めるところにより、河川法施行令(昭和40年政令第14号。以下「令」という。)第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。
- 3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前2項の規定の例により通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第14条 法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から寸又川ダム地点までの寸又川の区間についてとるものとする。

- 2 令第31条の規定による警告は、別表第2に掲げるサイレンおよび警報車の拡声機により、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。
  - (1) ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始約10分前に約2分間
  - (2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により当該地点における寸又川の水位の上昇が開始されると認められる時の約10分前に約2分間
  - (3) サイレン1回あたりの吹鳴方法は次のとおりとする。



- (4) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により、当該地点における寸又川の水位の上昇が開始されると認められる時の約 15 分前

3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前 2 項の規定の例により警告しなければならない。

(ダムの操作に関する記録の作成)

第 15 条 ダムの洪水吐ゲートまたは維持流量放流管バルブを操作した場合においては、次の各項に掲げる事項(その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第 1 号および第 2 号に掲げる事項)を記録しておかなければならない。  
ただし、維持流量放流管バルブについては自動制御時を除く。

- (1) 操作の理由
- (2) 開閉したゲートの名称、その 1 回の開閉を終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度
- (3) ゲートの 1 回の開閉を終えた時における調整池水位、流入量、ダムの洪水吐からの放流に係る放流量および使用水量
- (4) ダムの洪水吐からの放流に係る最大放流量が生じた時刻およびその最大放流量
- (5) 発電の開始若しくは終了または使用水量の変更があつたときは、その時刻およびその直後における使用水量
- (6) 維持流量放流管バルブについては、操作した時の理由、開始若しくは終了の時刻およびその直後における放流量
- (7) 法第 48 条の規定による通知(第 13 条第 2 項による通知を含む。)および令第 31 条の規定による警告の実施状況

(観測および測定等)

第 16 条 法第 45 条の規定による観測は、別表第 3 に定めるところにより行うものとする。

2 法第 45 条の規定により観測すべき事項のほか、別表第 4 に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測または測定をしなければならない。

3 前項のほか、次条第 1 項後段の規定に該当するとき、その他ダムまたは調整池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに、別表第 4 に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

4 法第 45 条および第 2 項の規定による観測および測定の結果は、記録しておくなければならない。

(点検および整備等)

第 17 条 ダムおよび調整池並びにこれらの管理上必要な機械、器具および資材は、定期におよび適宜によりその点検および整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水または暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダムまたは調整池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダムおよび調整池の点検(調整池付近の土地の形状の変化の観測およびダムに係る地山からにじみ出る水の量と調整池水位との関係の検討を含む。)を行い、ダムまたは調整池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

2 前項の規定による点検および整備の結果は、記録しておくなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第 18 条 ダムまたは調整池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、局長に対し、別表第 1(二)欄の例により、その旨を報告しなければならない。



### 第3章 洪水における措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第19条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1)洪水時において、ダムおよび調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。

(2)ダムを操作するために必要な機械および器具(受電および受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。)法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレンおよび警報車、夜間に、外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備および携帯用の電灯その他洪水時におけるダムおよび調整池の管理のため必要な機械、器具および資材の点検および整備を行うこと。

(3)気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。

(4)局長および静岡県知事に対し、別表第1の例による、法第46条第1項の規定による通報をすること。

(5)河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。

(6)その他ダムおよび調整池の管理上必要な措置

2 前項に掲げる措置のほか、次条第2号に規定する措置を容易ならしめることが必要な場合は、必要な流量の流水を調整池から放流すること。

(洪水警戒時における措置)

第 20 条 洪水警戒時においては、前条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1)最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

(2)次に定めるところにより、調整池から放流し、または調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、第 11 条に規定することを原則とする。

イ. 流入量が  $23.10\text{m}^3/\text{s}$  になる以前においては、流入量に相当する流量を放流すること。

ロ. 洪水警戒時に至り、かつ流入量が  $23.10\text{m}^3/\text{s}$  になった時から、洪水時までの間にダムのすべての洪水吐ゲートを全開となるよう調整池から放流すること。

ハ. ダムのすべての洪水吐ゲートを全開としたが、洪水時に至らなかった時は、洪水警戒時が解除されるまでの間、ダムの洪水吐ゲートを全開とし、これを継続すること。

ニ. 洪水警戒時が解除された以降は、調整池からの放流をしながら、またはこれをしないで調整池に流水を貯留すること。

(3)その他ダムおよび調整池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第 21 条 洪水時においては、第 19 条第 1 項第 3 号および第 4 号並びに前条第 1 号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1)次に定めるところにより、調整池から放流し、および調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ. 洪水時に至った時から流入量が最大となった時を経て、洪水警戒時が解除されるまでの間、ダム洪水吐ゲートを全開とし、これを持続すること。

ロ. 洪水警戒時が解除された以降においては、調整池から放流をしながら、またはこれをしないで調整池に流水を貯留すること。

(2)法第 49 条の規定による記録の作成をすること。

(3)その他ダムおよび調整池の管理上必要な措置

附 則

この規程は、平成 11 年 3 月 30 日から施行する。

別表第1(第13条、第18条および第19条第4号)

	通知の相手方		通知の方法	適要
	名称	担当機関の名称		
(一)	静岡県知事	島田土木事務所 維持調査課	加入電話 またはFAX	
	榛原郡本川根町長	本川根町役場 総務課	〃	
	島田警察署長	島田警察署 地域課	〃	
(二)	中部地方建設局長	静岡河川工事事務所占用調整課	加入電話 またはFAX	
	塩郷ダム管理主任技術者	塩郷ダム管理所	専用電話	

別表第2(第14条第2項)

サイレンの名称		サイレンの位置	サイレンの構造 または能力
警報中継局名	サイレン(警報局)		
No. 1 警報中継局	No.1サイレン	静岡県榛原郡本川根町千頭字日カケ 398-4 (寸又川左岸)	3.7 kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡本川根町千頭字沢シリ 396-1 (寸又川右岸)	2.2 kW
No. 2 警報中継局	No.1サイレン	静岡県榛原郡本川根町奥泉字川ボケ 91 (寸又川右岸)	1.5kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡本川根町千頭字川ボケ 91 (寸又川右岸)	2.2kW
	No.3 サイレン	静岡県榛原郡本川根町奥泉字善代佛 92-1 (寸又川右岸)	2.2kW
No. 3 警報中継局	No.1サイレン	静岡県榛原郡本川根町奥泉字小河内 89 (寸又川左岸)	3.7kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡本川根町奥泉釜下 94-3 (寸又川右岸)	2.2kW

別表第3(第16条第1項)

観測すべき 事項	観 測 施 設			観 測 の 回 数	摘 要
	名 称	位 置	構 造 又は能力		
調整池水位 および 流入量	大間調整池 水位観測所	静岡県榛原郡 本川根町千頭字 ヒカゲ 398-1	直送式 自記水位計	毎日1回 (洪水時、洪水 警戒時及び予 備警戒時にお いては 60 分毎 に 1 回)	流入量は第 8 条の規定により、流量は水位の観測結果に基づきそれぞれに算定する。千頭ダムにおける水位、放流量および洪水量の資料の収集は専用電話による。
水 位 および 流 量	千頭ダム水位 観測所	静岡県榛原郡 本川根町千頭 1-3	同 上		
降 水 量	千頭ダム雨量 観測所	同 上	直送式 自記雨量計		
	寸又川ロボット 雨量観測所	静岡県榛原郡 本川根町千頭 字大根沢	無線ロボット 雨量計		

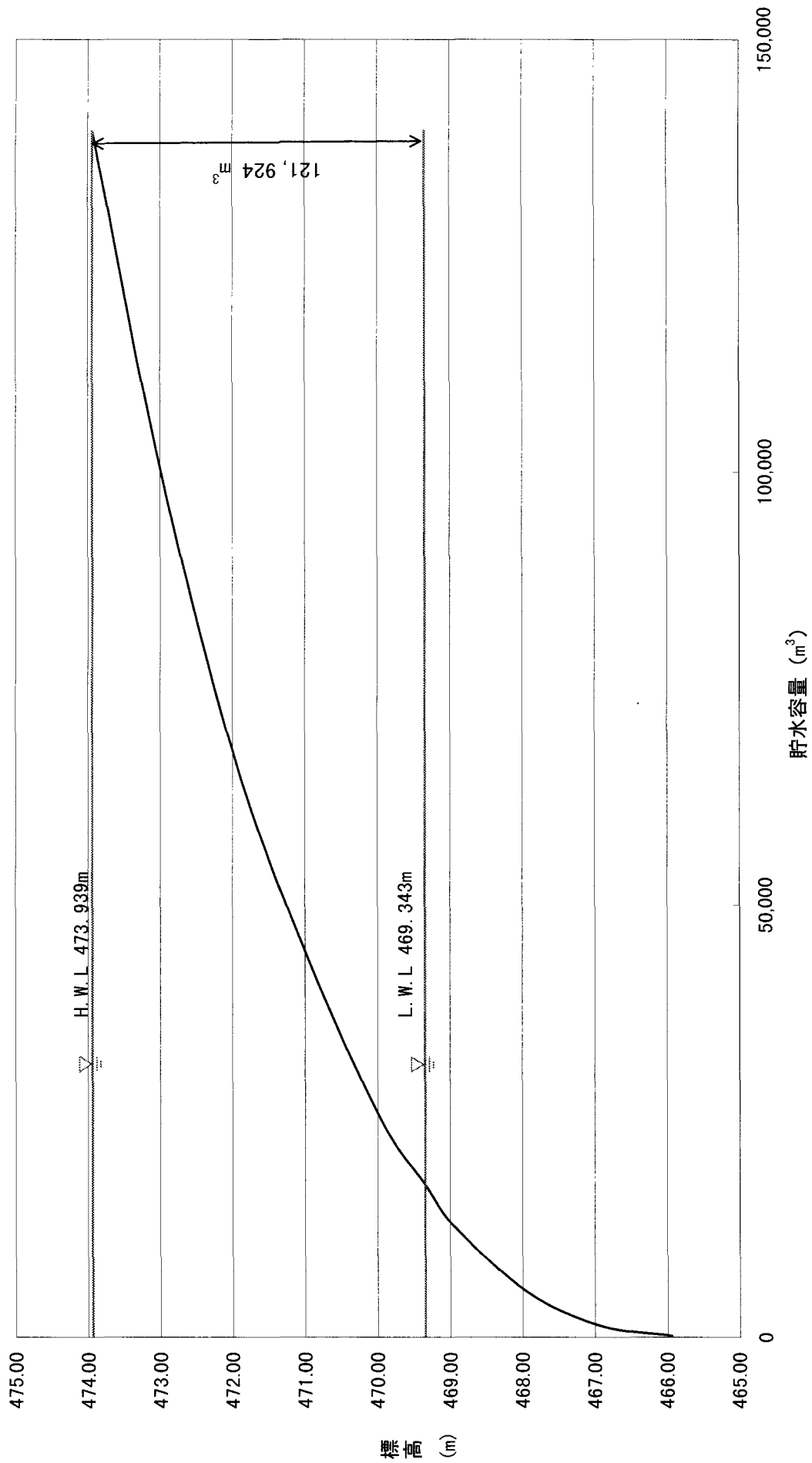
別表第4(第16条第2項および第3項)

観測または観測すべき事項		観測または測定回数	摘 要
気 象	ダム地点における天気および気温(自記)	毎 日	
水 象	使用水量および調整池の表面付近の水温	毎 日	
ダムの 状況	漏水量	少なくとも 毎月 2 回	
調整池内およびその末端付近の堆砂の状況		少なくとも毎年度 1 回	

大間調整池容量曲線図

平成9年11月現在

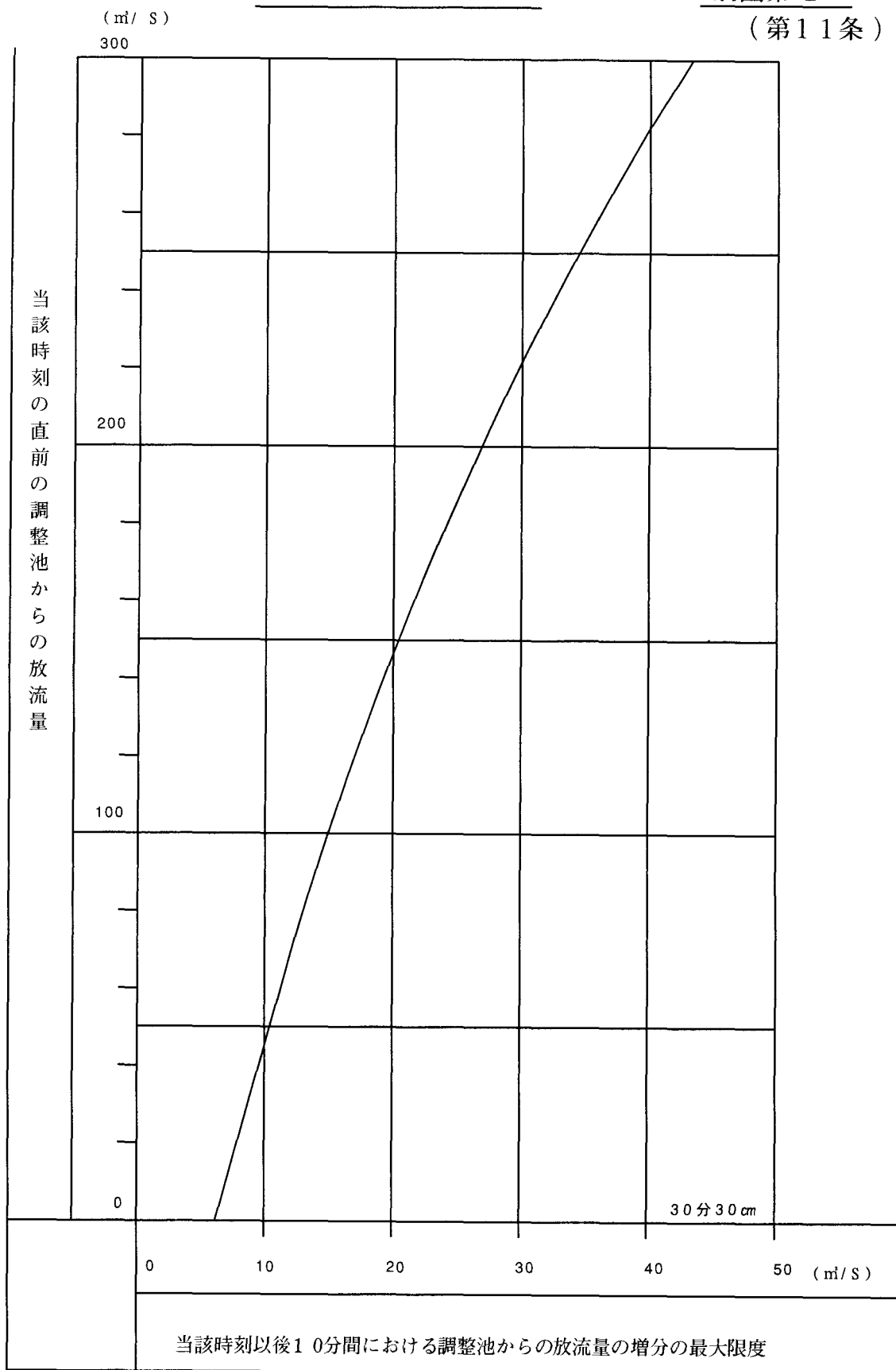
別図第1  
(第8条第2項)



大 間 調 整 池

別図第 2

( 第 1 1 条 )

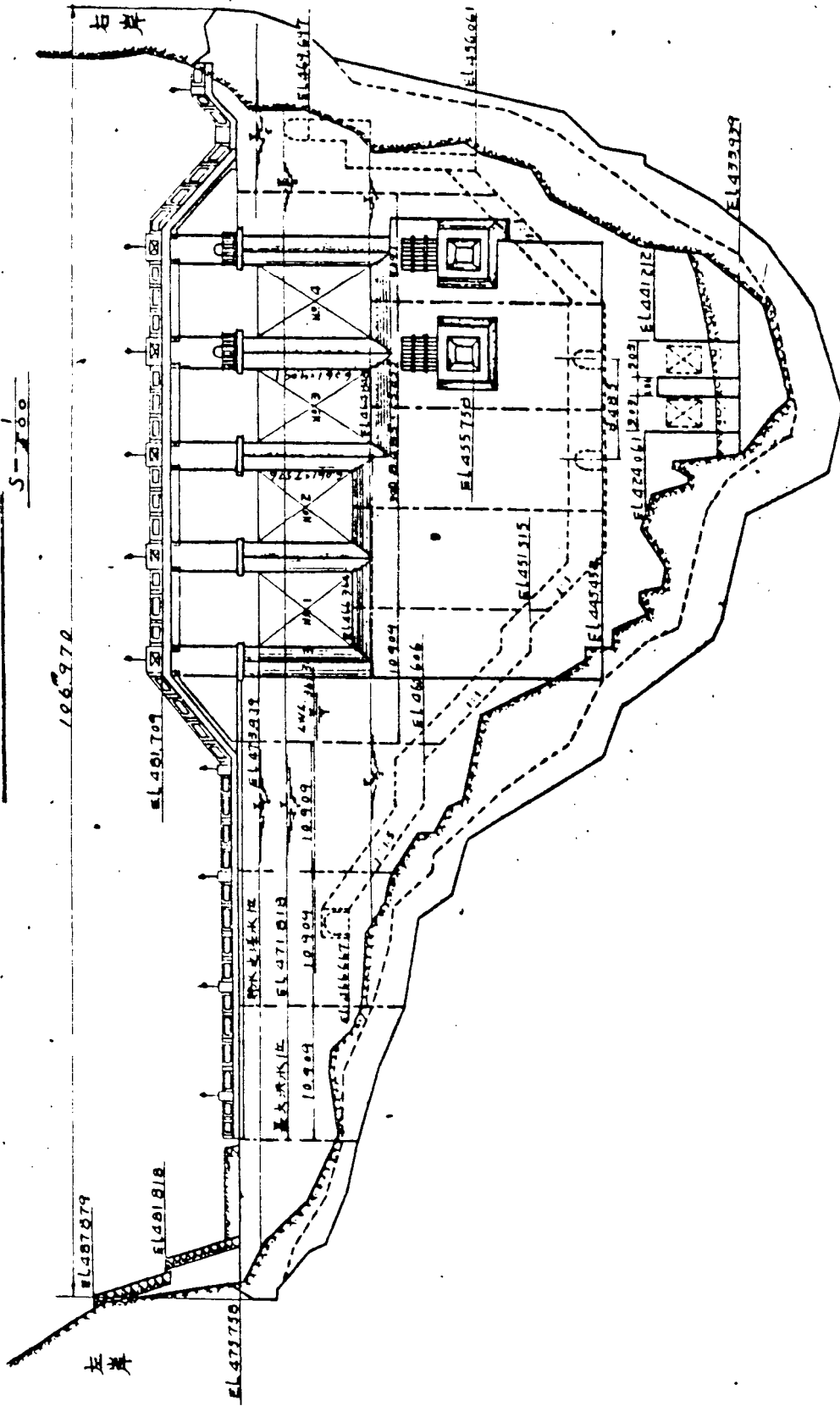


大間ダム

大間堰堤正面圖

S-160

1969.7.2





大 井 川 水 系 寸 又 川

大 井 川 発 電 所

寸 又 川 ダ ム 操 作 規 程

# 寸又川ダム操作規程

## 目次

第1章 総則(第1条～第8条)	.....
第1条 (趣旨)	.....
第2条 (管理主任技術者)	.....
第3条 (ダムおよび調整池の諸元等)	.....
第4条 (洪水および洪水時)	.....
第5条 (洪水警戒時)	.....
第6条 (予備警戒時)	.....
第7条 (調整池水位の算定方法)	.....
第8条 (流入量の算定方法)	.....
第2章 ダム等の管理の原則(第9条～第18条)	.....
第1節 流水の貯留および放流の方法	.....
第9条 (流水の貯留の最高限度)	.....
第10条 (ダムから放流することができる場合)	.....
第11条 (放流の開始および放流量の増減の方法)	.....
第12条 (洪水吐ゲートおよび維持流量放流ゲートの操作の方法等)	.....
第2節 放流の際にとるべき措置等	.....
第13条 (放流の際の関係機関に対する通知)	.....
第14条 (放流の際の一般に周知させるための措置)	.....
第15条 (ダムの操作に関する記録の作成)	.....
第16条 (観測および測定等)	.....
第17条 (点検および整備等)	.....
第18条 (異常かつ重大な状態に関する報告)	.....
第3章 洪水における措置に関する特則(第19条～第21条)	.....
第19条 (予備警戒時における措置)	.....
第20条 (洪水警戒時における措置)	.....
第21条 (洪水時における措置)	.....
附則	.....

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、寸又川ダム(以下「ダム」という。)の操作の方法のほか、ダムおよび寸又川調整池(以下「調整池」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第2条 大井川ダム管理所(以下「ダム管理所」という。)に、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第50条第1項に規定する管理主任技術者1人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法およびこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダムおよび調整池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(ダムおよび調整池の諸元等)

第3条 ダムおよび調整池の諸元その他これに類するダムおよび調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1)ダ ム

イ. 高 さ	34.848m
ロ. 堤頂の標高	392.424m
ハ. 越流頂の標高	376.374m

ニ. 洪水吐ゲート

(イ)個々のゲートの規模および数

高さ 1.818m で幅 9.091m のもの	1 門
高さ 7.576m で幅 9.091m のもの	3 門
高さ 8.485m で幅 6.061m のもの	1 門

(ロ)個々のゲートの開閉の速さ

1 分につき	0.765m
1 分につき	0.60 m
1 分につき	0.60 m

ホ. 維持流量放流ゲート

(イ) 個々のゲートの規模および数

高さ 1.000m で幅 1.000m のもの 1 門

(ロ) 個々のゲートの開閉の速さ

1 分につき 0.10m 以下

へ. 設計洪水流量 1,390.0m<sup>3</sup>/s

(2)調整池

イ. 直接集水地域の面積		240.91 km <sup>2</sup>
ロ. 湛水区域の面積	建設当初	0.114 km <sup>2</sup>
	(平成9年11月現在	0.044 km <sup>2</sup> )
ハ. 最大背水距離	建設当初	2.206 km
	(平成9年11月現在	0.804 km)
ニ. 設計洪水位	標高	384.848 m
	(水位計による表示	10.000 m)
ホ. 常時満水位	標高	384.848 m
	(水位計による表示	10.000 m)
へ. 最低水位	標高	381.212 m
	(水位計による表示	6.360 m)
ト. 有効貯水容量	建設当初	522,000 m <sup>3</sup>
	(平成9年11月現在	111,149 m <sup>3</sup> )

(3)最大使用水量 72.35 m<sup>3</sup>/s

(洪水および洪水時)

第 4 条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量(以下「流入量」という。)が 460m<sup>3</sup>/s 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第 5 条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部または一部を含む予報区を対象として大雨警報が行われ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、この警報が解除され、または切り替えられ、かつ洪水の発生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間をいう。

(予備警戒時)

第 6 条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として大雨注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまでまたは洪水警戒時に至ることがなくこの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(調整池水位の算定方法)

第 7 条 調整池の水位(以下「調整池水位」という。)は、寸又川調整池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第 8 条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と当該一定の時間における調整池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時およびこれが終わる時における調整池水位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を別図第 1 により求め、これらを差引計算して算定するものとする。

## 第2章 ダム等の管理の原則

### 第1節 流水の貯留および放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第9条 調整池における流水の貯留は、第21条第1号の規定により調整池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位をこえてしてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第10条 ダムの洪水吐からの放流は次の各号の一に該当する場合に限り、ダムの維持流量放流設備からの放流は第1号または第4号に該当する場合に限り、それぞれすることができるものとする。

(1)下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。

(2)前条の規定を守るため必要があるとき。

(3)第19条第2項、第20条第2号および第21条第1号の規定により調整池から放流するとき。

(4)ダムその他調整池内の施設または工作物の点検または整備のため必要があるとき。

(5)その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始および放流量の増減の方法)

第11条 調整池からの放流は、第21条第1号の規定によってする場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように、別図第2に定めるところによってしなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において、調整池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲートおよび維持流量放流ゲートの操作の方法等)

第12条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート(以下この条において「ゲート」という。)は、左岸に最も近いものから右岸に向かって順次「第1号ゲート」、「第2号ゲート」、「第3号ゲート」、「第4号ゲート」および「第5号ゲート」という。

2 ダムの洪水吐から放流する場合においては、第1号ゲートを開き、第1号ゲート全開になった後さらにその放流量を増加する場合においては、ゲートを次の順序によって開き、第5号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。

第3号ゲート

第4号ゲート

第2号ゲート

第5号ゲート

3 前項の場合におけるゲートの一回の開閉の動きは、0.50mをこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において、やむを得ないと認められるときは、この限りではない。

4 1のゲートを開閉した後引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該1のゲートが始動してから少なくとも5秒を経過した後でなければ当該他のゲートを開始させてはならない。

5 ゲートまたは維持流量放流ゲートは、第10条の規定により放流する場合またはダムの洪水吐若しくは維持流量放流設備の点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

## 第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第13条 法第48条の規定による通知は、ダム洪水吐からの放流(当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下次条において「ダム放流」という。)の開始の少なくとも1時間前に、別表第1(一)欄に定めるところにより行うものとする。

- 2 前項の通知をするときは、中部地方建設局長(以下「局長」という。)に対しても、別表第1(二)欄に定めるところにより、河川法施行令(昭和40年政令第14号。以下「令」という。)第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。
- 3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前2項の規定の例により通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第14条 法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から塩郷ダム地点までの寸又川および大井川の区間についてとるものとする。

- 2 令第31条の規定による警告は、別表第2に掲げるサイレンおよび警報車の拡声機により、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。
  - (1) ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始約10分前に約2分間
  - (2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により当該地点における寸又川および大井川の水位の上昇が開始されると認められる時の約10分前に約2分間
  - (3) サイレン1回あたりの吹鳴方法は次のとおりとする。





(4) 警報車の拡声機による警告にあつては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により、当該地点における寸又川および大井川の水位の上昇が開始されると認められる時の約 15 分前

3 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前 2 項の規定の例により警告しなければならない。

(ダムの操作に関する記録の作成)

第 15 条 ダムの洪水吐ゲートまたは維持流量放流ゲートを操作した場合においては、次の各項に掲げる事項(その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第 1 号および第 2 号に掲げる事項)を記録しておかなければならない。

ただし、維持流量放流ゲートについては自動制御時を除く。

- (1) 操作の理由
- (2) 開閉したゲートの名称、その 1 回の開閉を終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度
- (3) ゲートの 1 回の開閉を終えた時における調整池水位、流入量、ダムの洪水吐からの放流に係る放流量および使用水量
- (4) ダムの洪水吐からの放流に係る最大放流量が生じた時刻およびその最大放流量
- (5) 発電の開始若しくは終了または使用水量の変更があつたときは、その時刻およびその直後における使用水量
- (6) 維持流量放流ゲートについては、操作した時の理由、開始若しくは終了の時刻およびその直後における放流量
- (7) 法第 48 条の規定による通知(第 13 条第 2 項による通知を含む。)および令第 31 条の規定による警告の実施状況

(観測および測定等)

第 16 条 法第 45 条の規定による観測は、別表第 3 に定めるところにより行うものとする。

2 法第 45 条の規定により観測すべき事項のほか、別表第 4 に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測または測定をしなければならない。

3 前項のほか、次条第 1 項後段の規定に該当するとき、その他ダムまたは調整池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに、別表第 4 に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

4 法第 45 条および第 2 項の規定による観測および測定の結果は、記録しておかなければならない。

(点検および整備等)

第 17 条 ダムおよび調整池並びにこれらの管理上必要な機械、器具および資材は、定期におよび適宜によりその点検および整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水または暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダムまたは調整池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダムおよび調整池の点検(調整池付近の土地の形状の変化の観測およびダムに係る地山からにじみ出る水の量と調整池水位との関係の検討を含む。)を行い、ダムまたは調整池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

2 前項の規定による点検および整備の結果は、記録しておかなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第 18 条 ダムまたは調整池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、局長に対し、別表第 1(二)欄の例により、その旨を報告しなければならない。

### 第3章 洪水における措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第19条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1)洪水時において、ダムおよび調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。
  - (2)ダムを操作するために必要な機械および器具(受電および受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。)法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレンおよび警報車、夜間に、外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備および携帯用の電灯その他洪水時におけるダムおよび調整池の管理のため必要な機械、器具および資材の点検および整備を行うこと。
  - (3)気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
  - (4)局長および静岡県知事に対し、別表第1の例による、法第46条第1項の規定による通報をすること。
  - (5)河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
  - (6)その他ダムおよび調整池の管理上必要な措置
- 2 前項に掲げる措置のほか、次条第2号に規定する措置を容易ならしめることが必要な場合は、必要な流量の流水を調整池から放流すること。

(洪水警戒時における措置)

第 20 条 洪水警戒時においては、前条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1)最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

(2)次に定めるところにより、調整池から放流し、または調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、第 11 条に規定することを原則とする。

イ. 流入量が  $72.35\text{m}^3/\text{s}$  になる以前においては、流入量に相当する流量を放流すること。

ロ. 洪水警戒時に至り、かつ流入量が  $72.35\text{m}^3/\text{s}$  になった時から、洪水時までの間にダムすべての洪水吐ゲートを全開となるよう調整池から放流すること。

ハ. ダムすべての洪水吐ゲートを全開としたが、洪水時に至らなかった時は、洪水警戒時が解除されるまでの間、ダムの洪水吐ゲートを全開とし、これを継続すること。

ニ. 洪水警戒時が解除された以降は、調整池からの放流をしながら、またはこれをしないで調整池に流水を貯留すること。

(3)その他ダムおよび調整池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第 21 条 洪水時においては、第 19 条第 1 項第 3 号および第 4 号並びに前条第 1 号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1)次に定めるところにより、調整池から放流し、および調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ. 洪水時に至った時から流入量が最大となった時を経て、洪水警戒時が解除されるまでの間、ダム洪水吐ゲートを全開とし、これを持続すること。

ロ. 洪水警戒時が解除された以降においては、調整池から放流をしながら、またはこれをしないで調整池に流水を貯留すること。

(2)法第 49 条の規定による記録の作成をすること。

(3)その他ダムおよび調整池の管理上必要な措置

附 則

この規程は、平成 11 年 3 月 30 日から施行する。

別表第1(第13条、第18条および第19条第4号)

	通知の相手方		通知の方法	適要
	名称	担当機関の名称		
(一)	静岡県知事	島田土木事務所 維持調査課	加入電話 または FAX	
	榛原郡本川根町長	本川根町役場 総務課	〃	
	榛原郡中川根町長	中川根町役場 総務課	〃	
	島田警察署長	島田警察署 地域課	〃	
(二)	中部地方建設局長	静岡河川工事事務所占用調整課	加入電話 または FAX	
	塩郷ダム管理主任技術者	塩郷ダム管理所	専用電話	

別表第2(第14条第2項)

サイレンの名称		サイレンの位置	サイレンの構造または能力
警報中継局名	サイレン(警報局)		
No. 1 警報中継局	No.1サイレン	静岡県榛原郡本川根町奥泉字中村山 135-2 (寸又川左岸)	0.4 kW
	No.2サイレン	静岡県榛原郡本川根町奥泉字吉木 峠 131-1 (寸又川右岸)	2.2 kW
No. 2 警報中継局	No.1サイレン	静岡県榛原郡本川根町奥泉字大代山 125-1 (寸又川右岸)	2.2 kW
	No.2サイレン	静岡県榛原郡本川根町奥泉字道下 174-3 (寸又川右岸)	0.75 kW
	No.3サイレン	静岡県榛原郡本川根町奥泉字道下 175-9 (寸又川右岸)	0.75 kW
No. 3 警報中継局	No.1サイレン	静岡県榛原郡本川根町千頭字 倉 218-4 (寸又川左岸)	0.2 kW
No. 4 警報中継局	No.1サイレン	静岡県榛原郡本川根町千頭字ヲハミ 543-2 (寸又川右岸)	2.2kW
No. 5 警報中継局	No.1サイレン	静岡県榛原郡本川根町奥泉字西ハツレ 914-2 (大井川右岸)	2.2kW
No. 6 警報中継局	No.1サイレン	静岡県榛原郡本川根町千頭清水道 596-1 (大井川右岸)	0.4 kW
	No.2サイレン	静岡県榛原郡本川根町桑ノ山字折廻し 491 (大井川左岸)	0.2 kW

サイレンの名称		サイレンの位置	サイレンの構造または能力
警報中継局名	サイレン(中継局)		
No. 7 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡本川根町千頭字三ツ口 756-5 (大井川右岸)	0.4kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡本川根町千頭字中ノ島 816-1 (大井川右岸)	2.2kW
No. 8 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡本川根町千頭字ソウシ 44-3 (大井川左岸)	0.4kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡本川根町田代字新島 620 (大井川左岸)	0.75kW
No. 9 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡本川根町千頭字藤川字アラキ 2045 (大井川左岸)	0.75kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡本川根町大字藤川字中道 2216-1 (大井川左岸)	0.75kW
No. 10 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡本川根町大字藤川字瀬戸山 2327-1 (大井川左岸)	0.4kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡本川根町大字崎平字オバ子 469-3 (大井川右岸)	2.2kW
No. 11 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡本川根町崎平字ニシムキ 606-4 (大井川右岸)	2.2kW
No. 18 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡本川根町青部字青部字沢間原 48-8 (大井川左岸)	0.75kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡本川根町青部字下ノ段 4601-1 (大井川左岸)	2.2kW
No. 19 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡中川根町徳山字宝殿前 907-2 地先 (大井川左岸)	0.4kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡中川根町徳山字杉崎 246-2 (大井川左岸)	2.2kW
No. 20 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡中川根町水川字水口 65-4 (大井川右岸)	0.2kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡中川根町水川字島 99-3 (大井川右岸)	0.4kW
No. 21 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡中川根町水川字市場 421-1 (大井川右岸)	2.2kW
No. 22 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡中川根町水川字民 818-2 (大井川右岸)	2.2kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡中川根町上長尾字板橋 164 (大井川右岸)	2.2kW
No. 23 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡中川根町上長尾字梅島下 1325-1 地先 (大井川右岸)	0.4kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡中川根町下長尾字ヨコガレ 377-3 (大井川右岸)	2.2kW
No. 24 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡中川根町下泉字向山 1333-3 (大井川左岸)	0.75kW
	No.2 サイレン	静岡県榛原郡中川根町下泉字横郷 1491-2 (大井川左岸)	0.75kW
No. 25 警報中継局	No.1 サイレン	静岡県榛原郡中川根町地名字松島 1795-1 (大井川左岸)	0.4kW

別表第3(第16条第1項)

観測すべき 事項	観 測 施 設			観 測 の 回 数	摘 要
	名 称	位 置	構 造 又は能力		
調整池水位 および 流入量	寸又川調整池 水位観測所	静岡県榛原郡 本川根町奥泉 字吉木峠 170-8	直送式 自記水位計	毎日1回 (洪水時、洪水 警戒時及び予 備警戒時にお いては 60 分毎 に 1 回)	流入量は第 8 条の規定により、流量は水位の観測結果に基づきそれぞれに算定する。
水 位 および 流 量	大間ダム水位 観測所	静岡県榛原郡 本川根町千頭 字千頭ヒカゲ 398-1	同 上		
降 水 量	大間ダム雨量 観測所	同 上	直送式 自記雨量計		
	千頭ダム雨量 観測所	静岡県榛原郡 本川根町千頭 字千頭	同 上		

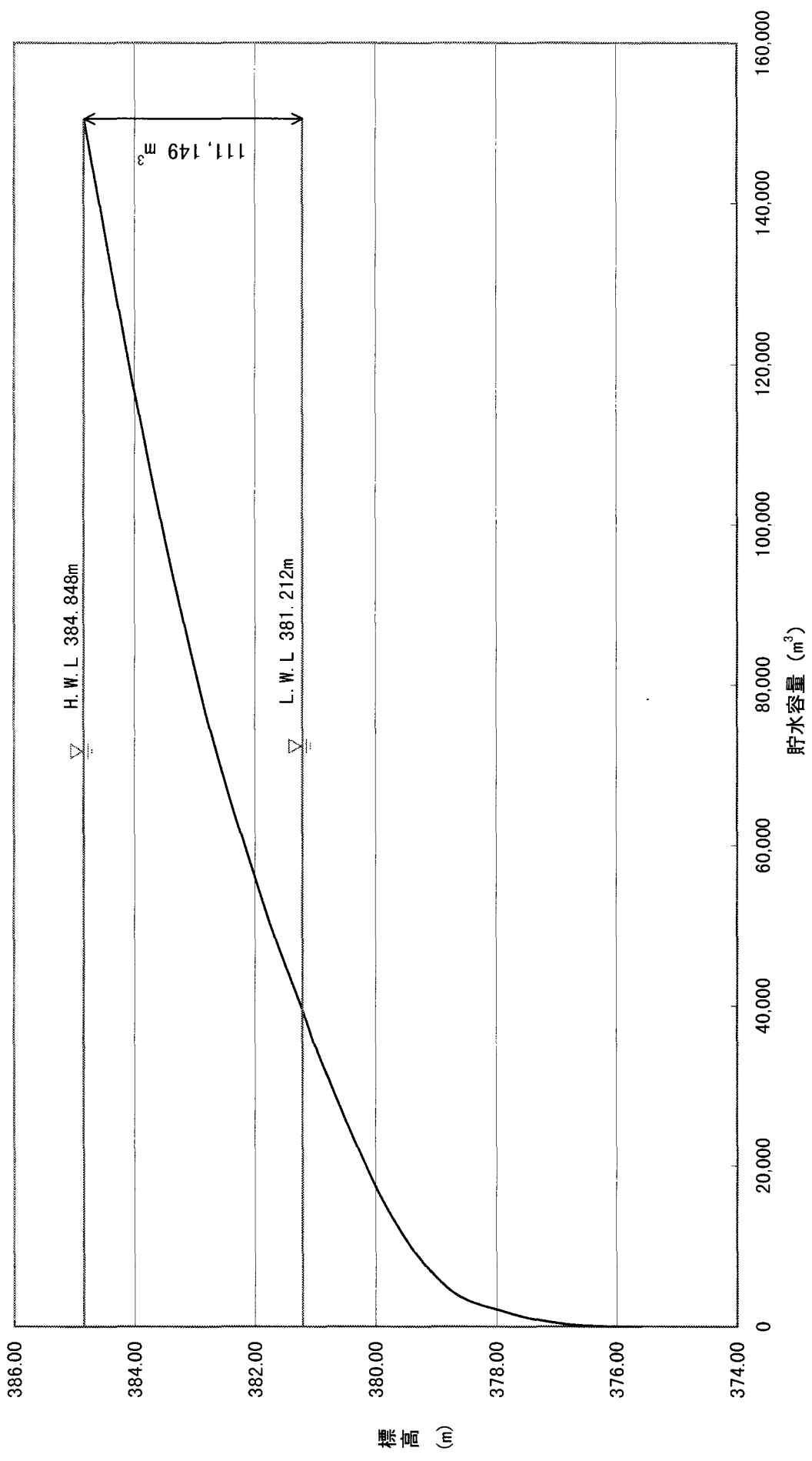
別表第4(第16条第2項および第3項)

観測または観測すべき事項		観測または測定回数	摘 要
気 象	ダム地点における天気および気温(自記)	毎 日	
水 象	使用水量および調整池の表面付近の水温	毎 日	
調整池内およびその末端付近の堆砂の状況		少なくとも毎年度1回	



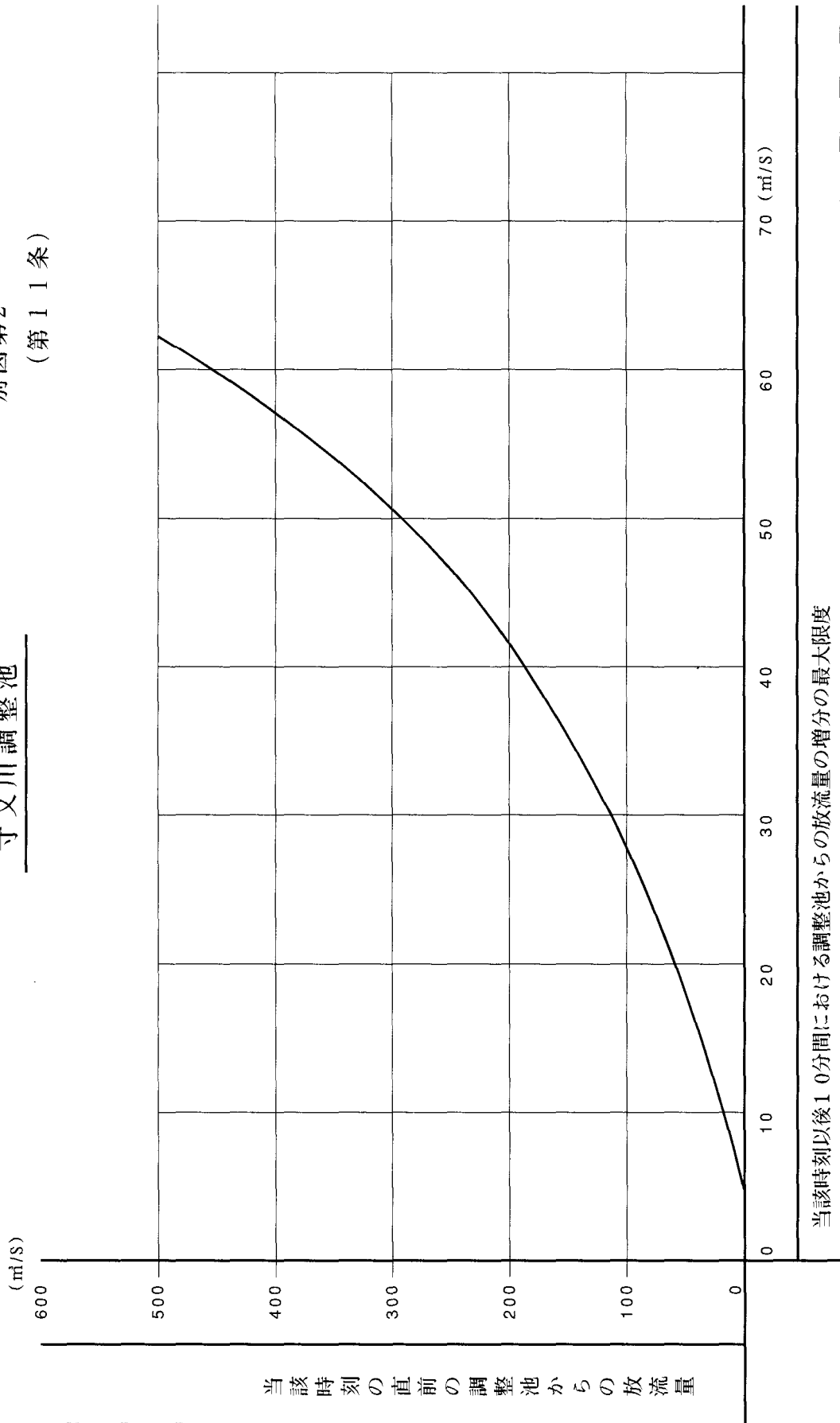
別図第1  
(第8条第2項)

寸又川調整池容量曲線図 平成9年11月現在



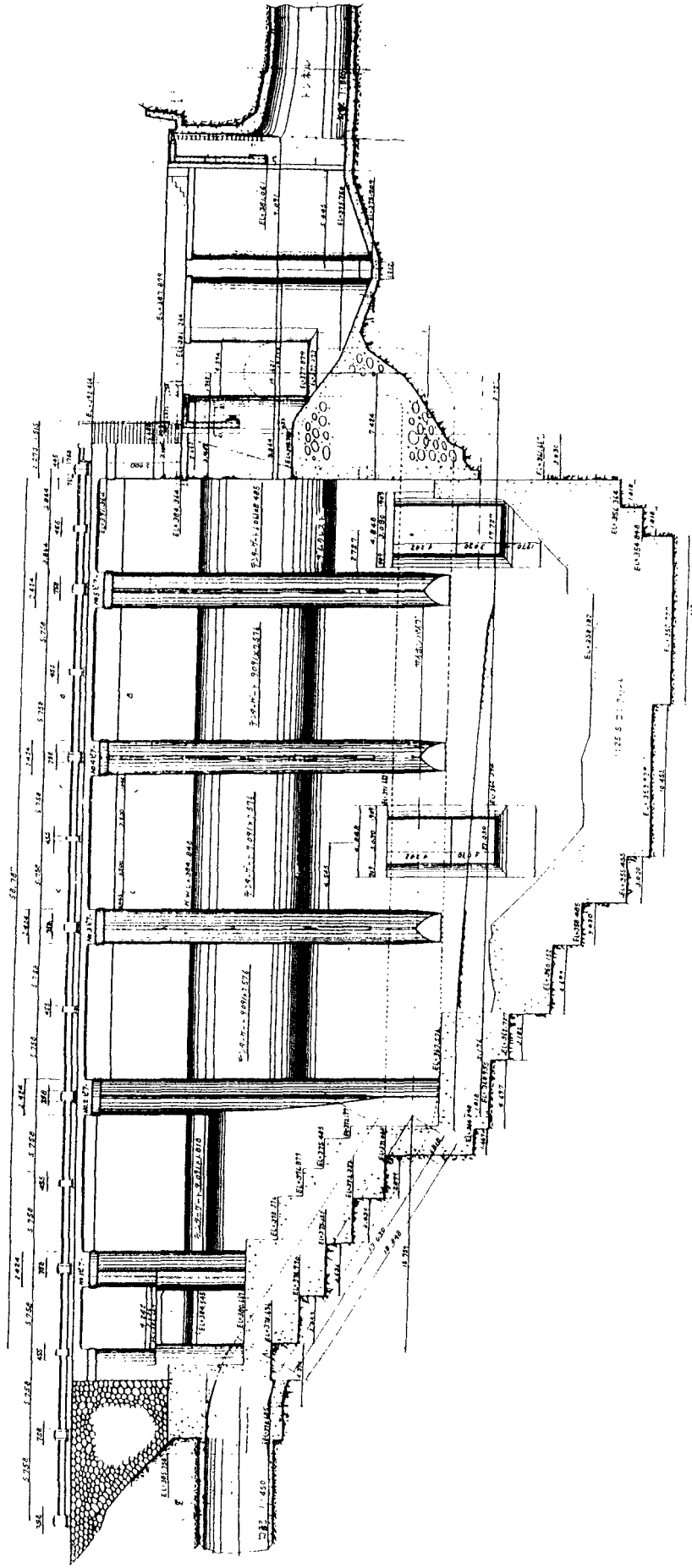
寸又川調整池

別図第2  
(第11条)



寸又川ダム

A-A断面 S=1:200





大 井 川 水 系 境 川

久 野 脇 発 電 所

# 境 川 ダ ム 操 作 規 程

# 目 次

第 1 章 総 則 (第 1 条 ～ 第 8 条) \_\_\_\_\_

第 2 章 ダム及び調整池の管理の原則 \_\_\_\_\_

第 1 節 流水の貯留及び放流の方法 \_\_\_\_\_

(第 9 条 ～ 第 1 2 条)

第 2 節 放流の際にとるべき措置等 \_\_\_\_\_

(第 1 3 条 ～ 第 1 8 条)

第 3 章 洪水に対する措置に関する特則 \_\_\_\_\_

(第 1 9 条 ～ 第 2 1 条)

附 則 \_\_\_\_\_

## 第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、境川ダム（以下「ダム」という。）の操作の方法のほか、ダム及び境川調整池（以下「調整池」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第 2 条 久野協発電所（以下「発電所」という。）に、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 50 条第 1 項に規定する管理主任技術者 1 人を置く。

2. 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づき命令、並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び調整池の管理に関する事務を誠実に行なわなければならない。

(ダム及び調整池の諸元等)

第 3 条 ダム及び調整池の諸元その他これに類するダム及び調整池の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) ダ ム

イ 高 さ	3 4. 2 0 0 m
ロ 堤頂の標高	2 5 3. 2 0 0 m
ハ 越流頂の標高	2 4 7. 7 3 0 m

ニ 洪水吐ゲート

(イ) 個々のゲートの規模及び数

高さ 3.60 m で巾 5.70 m のもの 2 門

(ロ) 個々のゲートの開閉の速さ 1 分につき 0.50 m

ホ 排砂ゲート

(イ) ゲートの規模及び数

高さ 1.50 m で巾 1.80 m のもの 1 門

(ロ) ゲートの開閉速度

1 分につき 0.50 m

ヘ 設計洪水流量 125.6 m<sup>3</sup>/s

(2) 調整池

イ 直接集水地域の面積 11.96 km<sup>2</sup>

ロ 湛水区域の面積 建設当初 110,780 m<sup>2</sup>

(昭和42年2月現在 98,815 m<sup>2</sup>)

ハ 最大背水距離 建設当初 1,451.7 m

(昭和42年2月現在 1,095.0 m)

ニ 設計洪水位 標高 251.200 m

(水位計による表示 100.0 m)

ホ 常時満水位 標高 251.200 m

(水位計による表示 100.0 m)



へ 最低水位 標 高 2 4 7.5 0 0 m

(水位計による表示 6.3 0 m)

ト 有効貯水容量 建設当初 3 4 2, 6 6 9 m<sup>3</sup>

(昭和 4 2 年 2 月現在 2 8 4, 5 2 6 m<sup>3</sup>)

(3) 最大使用水量 7 8.0 0 m<sup>3</sup>/s

(洪水及び洪水時)

第 4 条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量（以下「流入量」という。）が 4 0 m<sup>3</sup>/s 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第 5 条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として暴風雨警報又は大雨警報が行なわれ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至った時から、洪水時にいたるまで又は洪水時にいたることがなくこれらの警報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれが少ないと認められるにいたるまでの間をいう。

(予備警戒時)

第 6 条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として風雨注意報又は大雨注意報が行なわれ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで又は洪水

警戒時にいたることがなくこれらの注意報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるにいたるまでの間をいう。

(調整池水位の算定方法)

第7条 調整池の水位（以下「調整池水位」という。）は、境川調整池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第8条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における調整池の貯水量の増分と当該一定の時間における調整池からの延べ放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2. 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終る時における調整池水位にそれぞれ対応する調整池の貯水量を別図第1により求め、これらを差引計算して算定するものとする。

## 第2章 ダム及び調整池の管理の原則

### 第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第9条 調整池における流水の貯留は、第21条第1号の規定により調整池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位をこえてしてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第10条 ダムの洪水吐からの放流は次の各号の一に該当する場合に限り、することができるものとする。

- (1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を確保する必要があるとき。
- (2) 前条の規定を守るため必要があるとき。
- (3) 第20条第2号及び第21条第1号の規定により調整池から放流するとき。
- (4) ダムその他調整池内の施設又は工作物の点検又は整備のため必要があるとき。
- (5) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第11条 調整池からの放流は第21条第1号の規定によってする場合を除

くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように、別図第2に定めるところによってしなければならない。

ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において、調整池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲートの操作の方法等)

第12条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート（以下この条において「ゲート」という。）は、左岸に最も近いものから右岸に向かって順次「第1号ゲート」及び「第2号ゲート」という。

2. ダムの洪水吐から放流する場合においては、原則としてゲートを次の順序によって開き、第1号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加するときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。

第2号ゲート

第1号ゲート

3. 前項の場合におけるゲートの1回の開閉の動きは、0.50mをこえてはならない。

ただし、流入量が急激に増加している場合において、第9条の規定を守るためやむを得ないと認められるときは、この限りではない。

4. 一のゲートを開閉した後引き続いて他のゲートを開閉するときは、

当該一のゲートが動き始めた時から少なくとも30秒を経過した後でなければ当該他のゲートを始動させてはならない。

5. ゲートは第10条の規定により放流する場合又はダム洪水吐の点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

## 第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第13条 法第48条の規定による通知は、ダムの洪水吐からの放流（当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下次条において「ダム放流」という。）の開始の約1時間前に、別表第1(㊦)欄に定めるところにより行なうものとする。

2. 前項の通知をするときは、中部地方建設局長に対しても、別表第1(㊦)欄に定めるところにより、河川法施行令（昭和40年政令第14号。以下「令」という。）第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。
3. 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前2項の規定の例により通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第14条 法第48条の一般に周知させるための必要な措置は、ダム地点から塩郷ダム地点までの境川及び大井川の区間についてとるものとする。

2. 令第31条の規定による警告は、別表第2に掲げるサイレンにより、それぞれ次に掲げる時期までに行なうものとする。

(1) ダム地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流の開始以前約10分

(2) ダム地点以外の地点に設置されたサイレンによる警告にあつては、ダム放流により当該地点における大井川の水位の上昇が開始されると認められる時以前約10分

3. 発電所の放水口からの放流によって下流の水位の著しい上昇が生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、前2項の規定の例により警告しなければならない。

(ダムの操作に関する記録の作成)

第15条 ダムの洪水吐ゲートを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項(その開閉がダムからの放流を伴わなかったときは、第1号及び第2号に掲げる事項)を記録しておかなければならない。

(1) 操作の理由

- (2) 開閉したゲートの名称，その1回の開閉を終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度
- (3) ゲートの1回の開閉を終えた時における調整池水位，流入量，ダム洪水吐からの放流に係る放流量及び使用水量
- (4) ダム洪水吐からの放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量
- (5) 発電の開始若しくは終了又は使用水量の変更があったときは，その時刻及びその直後における使用水量
- (6) 法第48条の規定による通知（第13条第2項の規定による通知を含む。）及び令第31条の規定による警告の実施状況

（観測及び測定等）

第16条 法第45条の規定による観測は，別表第3に定めるところにより行なうものとする。

2. 法第45条の規定により観測すべき事項のほか，別表第4に掲げる事項については，同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。
3. 前項のほか，次条後段の規定に該当するとき，その他ダム又は調整池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは，すみやかに，別表第4に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

4. 法第45条及び前2項の規定による観測及び測定の結果は、記録しておかなければならない。

(点検及び整備等)

第17条 ダム及び調整池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期的に、及び時宜によりその点検及び整備を行なうことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨、地震その他これらに類する異常な現象でその影響がダム又は調整池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかに、ダム及び調整池の点検（調整池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と調整池水位との関係の検討を含む。）を行ない、ダム又は調整池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

2. 前項の規定による点検及び整備の結果は、記録しておかなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第18条 ダム又は調整池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、中部地方建設局長に対し、別表第1(ロ)欄の例により、その旨を報告しなければならない。



### 第3章 洪水に対する措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第19条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時においてダム及び調整池を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む。）法第45条の観測施設、法第46条第2項の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン、夜間に、外で洪水時における作業を行なうため必要な照明設備及び携帯用の電灯その他洪水時におけるダム及び調整池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行なうこと。
- (3) 気象官署が行なう気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
- (4) 中部地方建設局長及び静岡県知事に対し、別表第1の例による、法第46条第1項の規定による通報をすること。
- (5) 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。

(6) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

(洪水警戒時における措置)

第20条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置

のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的变化を予測すること。
- (2) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第21条 洪水時においては、第19条第3号及び第4号並びに前条第1号

に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。

ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 洪水時が始まった時から、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。

ロ イに規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大となった時を経て、調整池水位が

常時満水位に等しくなるまでの間これを継続すること。

ハ ロに規定する時間が経過した時から、流入量が  $40 \text{ m}^3/\text{s}$  になるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ニ イからハまでの規定にかかわらず、洪水時が始まる時における調整池水位が常時満水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が常時満水位に等しくなった時以後においては、イからハまでの規定の例により調整池から放流すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

附 則

この規程は昭和 4 6 年 4 月 1 3 日から施行する。

別表第1 (第13条, 第18条及び第19条第4号)

	通知の相手方		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名称		
(-)	静岡県知事	島田土木事務所維持課	加入電話	
	榛原郡中川根町長	中川根町役場建設課	"	
	島田警察署長	本川根町幹部警察官派出所	"	
(□)	中部地方建設局長	静岡河川工事事務所管理課	"	

別表第2 (第14条第2項)

サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造又は能力
第35号 (境川ダム)	静岡県榛原郡中川根町久野脇深草 1361番地	3H横型
第36号 (三つ間)	静岡県榛原郡中川根町下長尾瀬沢小字 塚の山	3H堅形余韻防止付 (境川ダムより簡易遠操)

別表第3 (第16条第1項)

観測すべき事項	観測施設			観測の回数	摘要
	名称	位置	構造又は能力		
調整池水位及び流入量	境川調整池水位観測所	静岡県榛原郡中川根町久野脇字深草1360	テレメーター式自記水位計	毎日1回(洪水時洪水警戒時においては60分ごとに1回)	流入量は第8条の規定により、流量は水位の観測結果に基づきそれぞれ算定する。
水位及び流量	境川ダム水位観測所	"	"		
降水量	境川ダム雨量観測所	"	自記雨量計(日巻)		

別表第4 (第16条第2項及び第3項)

観測又は測定すべき事項		観測又は測定回数	摘要
気象	ダム地点における天気、気温(自記)	毎日	
水象	使用水量、調整池の表面付近の水温	"	
ダムの状況	漏水量	少なくとも毎月2回	
調整池内及びその末端付近の堆砂状況		少なくとも毎年度1回	

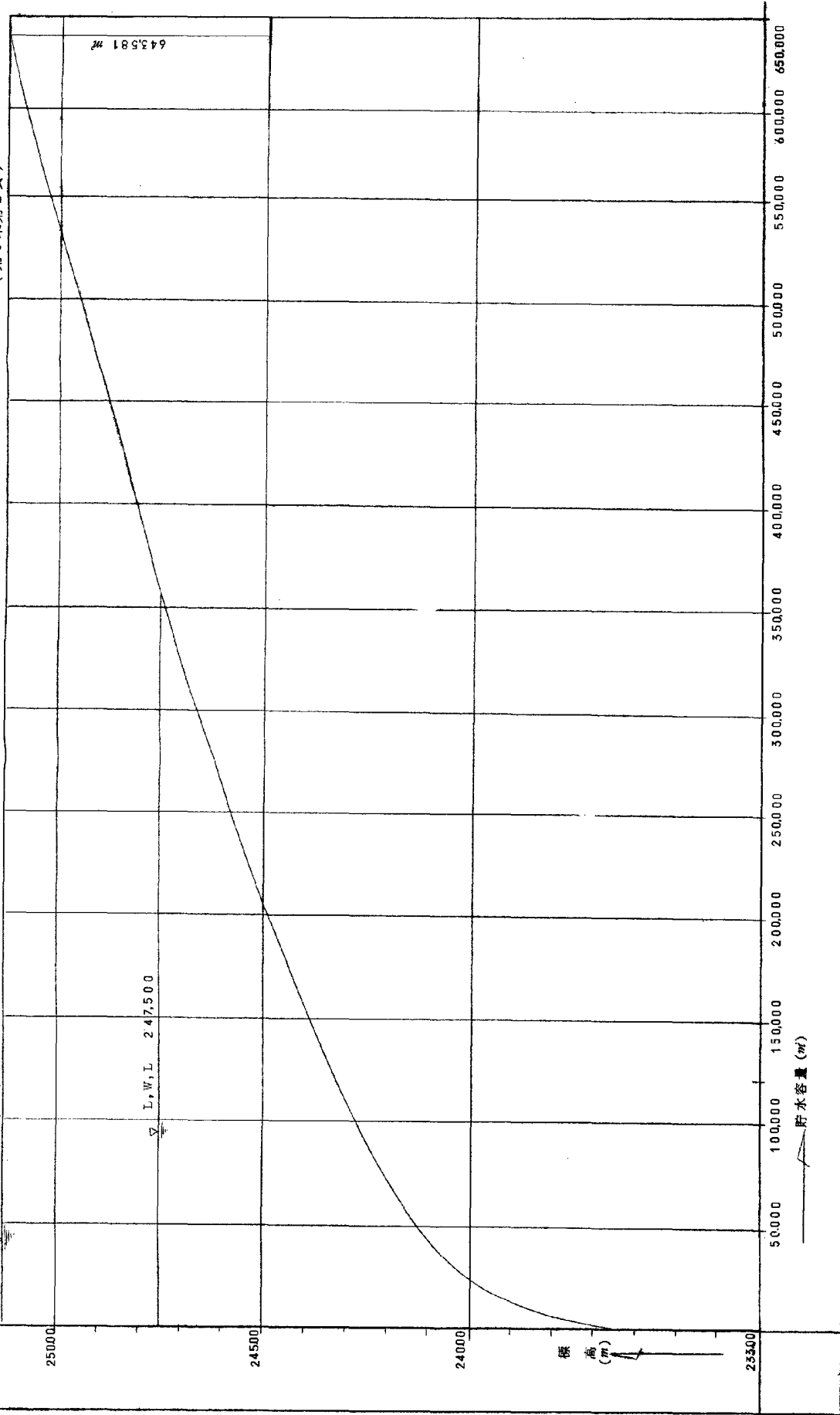
別図第1  
(第8条第2項)

昭和42年2月現在

境川調整池容量曲線図

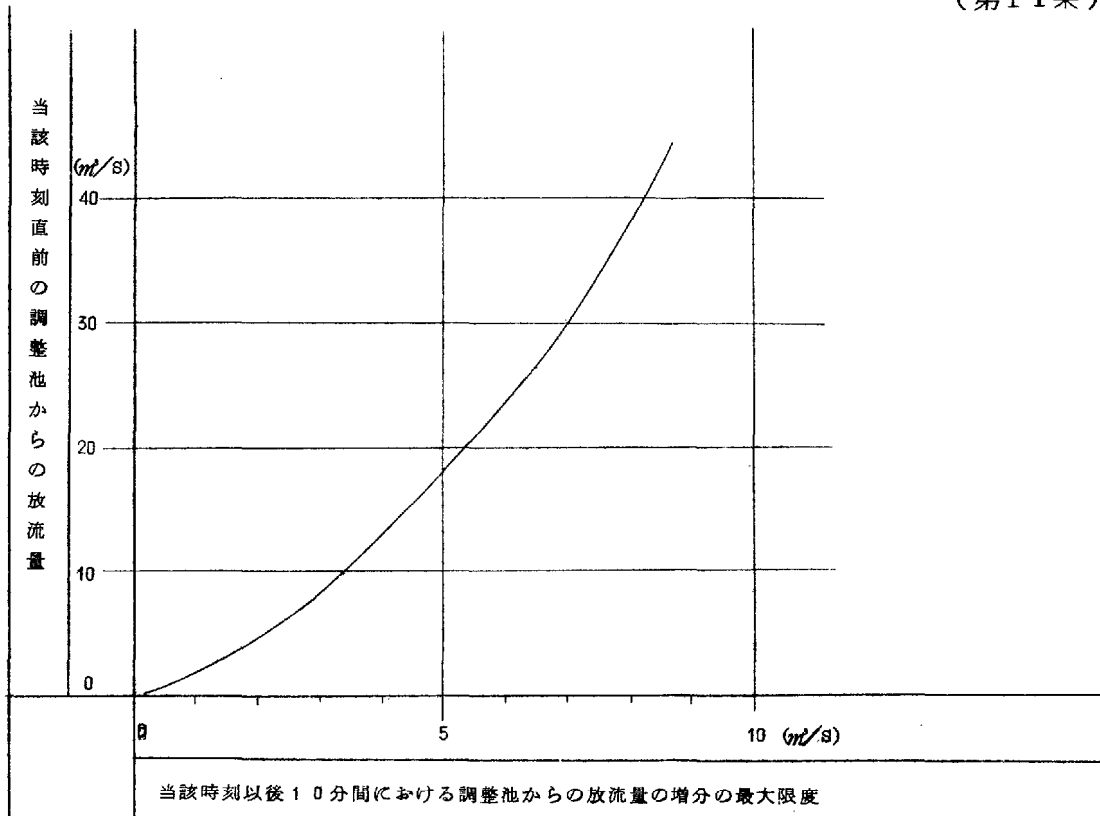
H, W, L 251,200

▽



境川調整池

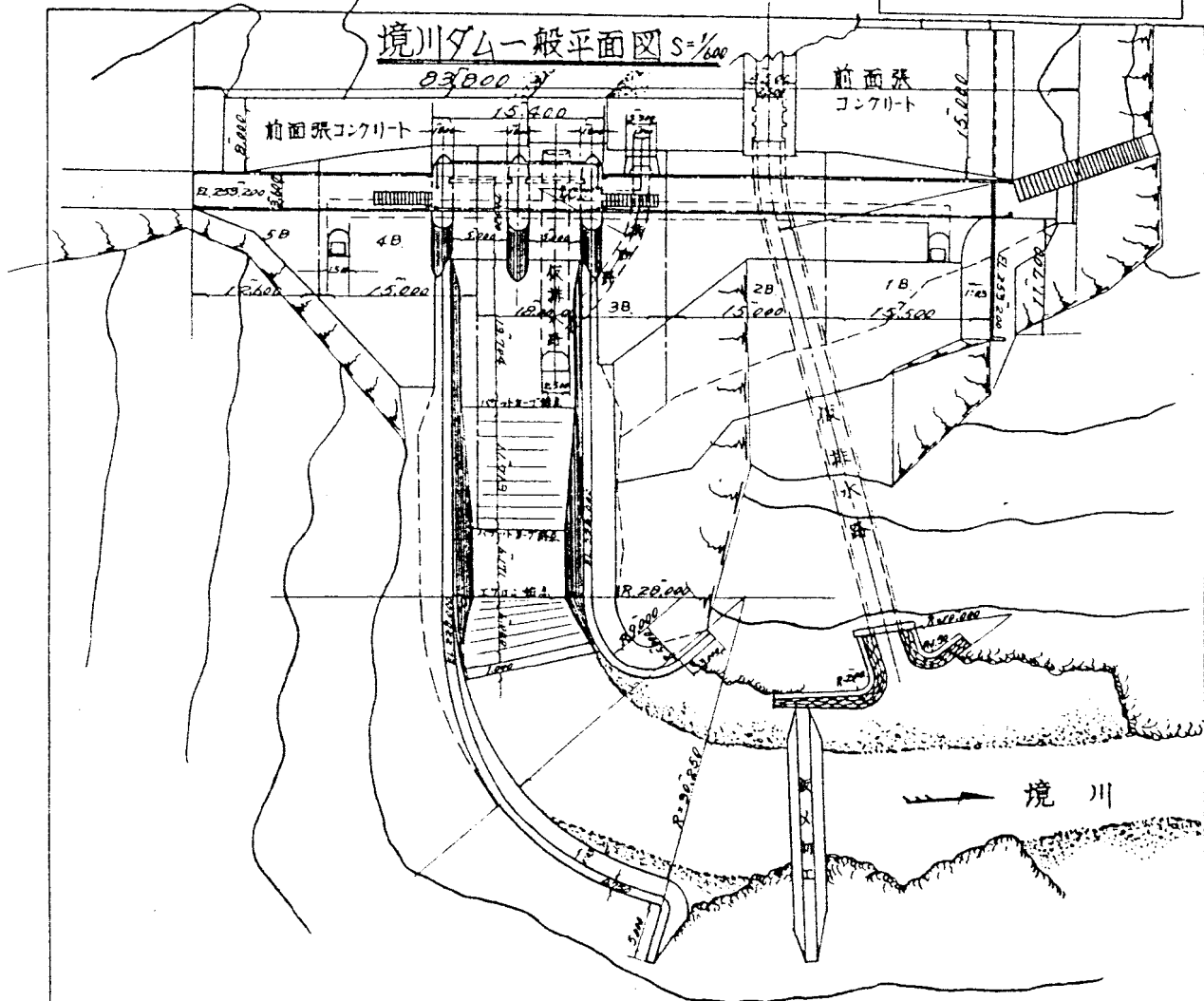
別図第2  
(第11条)





# 境川ダム

境川ダム一般平面図 S=1/600



境川ダム上流面図 S=1/600

